

## Taxonomy Extension Guideline

# 提出者別タクソノミ 作成ガイドライン

平成 27 年 3 月  
金融庁 総務企画局 企業開示課



## はじめに

『提出者別タクソミ作成ガイドライン』（以下「本書」という。）は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）に、開示書類を XBRL (eXtensible Business Reporting Language) 形式で提出する際に必要となる提出者別タクソミを作成するためのガイドライン（指針）となります。

提出者別タクソミは、原則として、本書に従って作成してください。

### → 前提となる文書

提出者別タクソミは、EDINET において正しく受理、審査又は閲覧されるために、XBRL の仕様及び指針に従って作成します。本書が前提とする XBRL の仕様及び指針は、次の図表のとおりです。ただし、本書の内容と XBRL 仕様及び指針の間に不整合がある場合は、本書を優先してください。

No	文書名
1	XBRL2.1 Specification
2	XBRL Dimensions 1.0
3	Generic Labels 1.0
4	FRTA(Financial Reporting Taxonomies Architecture) 1.0
5	GFM(Global Filing Manual) Version: 2011-04-19



### → 本書の適用範囲

本書は、EDINET タクソミを拡張して提出者別タクソミを作成する際に適用されます。

対象となるタクソミの一覧は、『EDINET タクソミの設定規約書 別紙 1 タクソミ分割単位』を参照してください。

### → 本書の表記について

本書に記載されている記号は、次の図表のような意味があります。

表示	意味
 <b>注意</b>	設定時に注意が必要な事柄を記載しています。
 <b>参照</b>	参照先ページがある場合に記載しています。

### → 略称

本書に記載されている略称は、『EDINET タクソミ用語集』を参照してください。

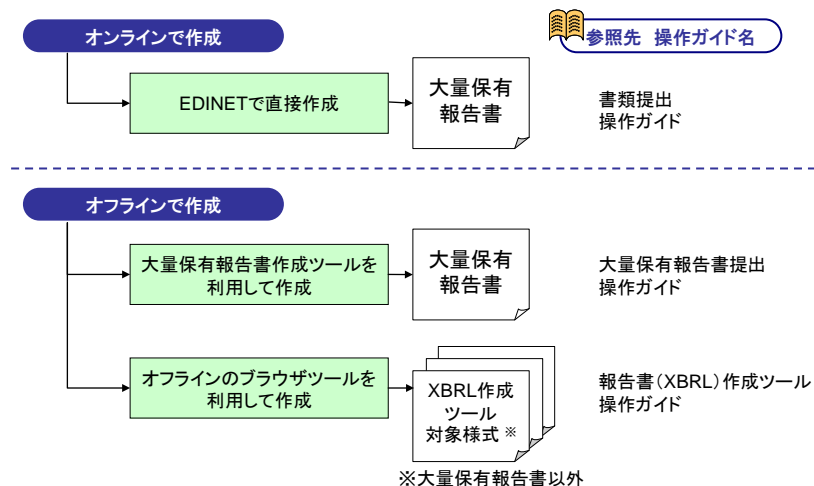
## ➔ 参考書類及び添付資料について

本書の参考書類及び添付資料は、次の図表のとおりです。

資料名	概要
タクソノミ要素リスト	EDINET タクソノミに定義された要素一覧です(ただし、財務諸表本表要素は除く。)
勘定科目リスト	財務諸表本表タクソノミに定義された勘定科目の一覧です。
報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン	報告項目及び勘定科目の取扱いについてのガイドラインです。
EDINET タクソノミ用語集	EDINET の各種ガイドライン、資料等で使用される用語について説明した資料です。
バリデーションガイドライン	EDINET の提出機能の「アップロード」「事前チェック」及び「仮登録」のチェック内容についてのガイドラインです。
タクソノミ分割単位	『EDINET タクソノミの設定規約書 別紙 1 タクソノミ分割単位』 EDINET タクソノミの分割単位を表した資料です。
添付 1 タクソノミ構成	EDINET タクソノミの物理ファイル一覧です。
添付 2 パターン別関係リンクベースファイル一覧	パターン別関係リンクベースファイルの一覧です。
添付 3 拡張リンクロール一覧	EDINET タクソノミで使用している拡張リンクロールの一覧です。
添付 4 各種命名規約の略号、連番及び追番一覧	本書で使用している命名規約に関する略号、連番及び追番を説明した資料です。
添付 5 様式ごとの DEI の設定値対応一覧	DEI と様式の対応表です。
添付 6 みなし有価証券届出書設例	みなし有価証券届出書及びその関連書類における設定例を示した資料です。

## ➔ EDINET の XBRL 作成ツールを利用する場合

EDINET では、大量保有報告書、公開買付届出書等の一部の様式について、XBRL データ作成のために、オンラインの XBRL 作成機能、オフラインの Excel 用の作成ツール及びオフラインのブラウザツール（これら三つの総称を以下「XBRL 作成ツール」という。）を提供しています。XBRL 作成ツールを用いる場合は、本書の詳細な理解がなくても本書に準拠した XBRL データを自動的に作成できます。XBRL 作成ツールの対象様式、参照すべきガイドライン等は、次のとおりです。



## XBRL 作成ツール

次の書類及び様式は、XBRL 作成ツールを利用し提出書類を作成できます。

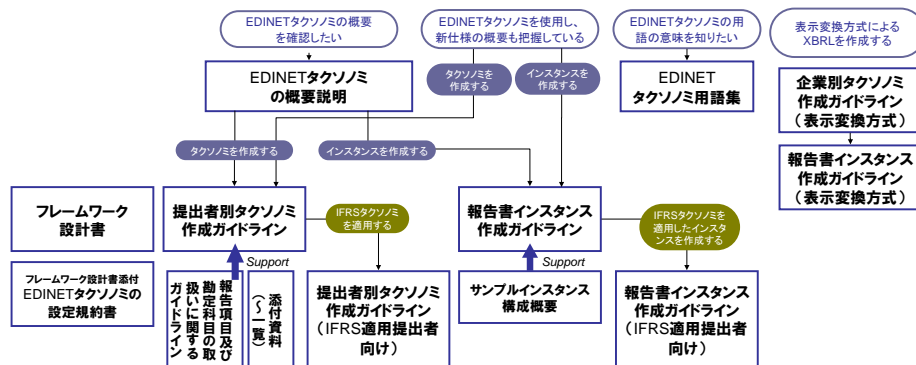
書類及び様式		
臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令	第五号の三様式
自己株券買付状況報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令	第十七号様式
自己株券買付状況報告書	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	第二十五号の三様式
臨時報告書	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	様式なし
公開買付届出書	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令	第二号様式
公開買付撤回届出書		第五号様式
公開買付報告書		第六号様式
対質問回答報告書		第八号様式
大量保有報告書	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令	第一号様式 第一号及び第二号様式 第三号様式
内部統制報告書	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令	第一号様式

## サンプルインスタンスの利用

金融庁が提供するサンプルインスタンスを利用し、提出者別タクソノミを作成できます。サンプルインスタンスは、一部の主要様式について提供しています。提出しようとする報告書の様式のサンプルインスタンス又は類似様式のサンプルインスタンスを利用してください。

### → 各種ガイドラインについて

EDINET で提供される XBRL 関連資料の体系は、次の図表のとおりです。



- ◆ Microsoft、Excel、Windows、Windows Vista は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
- ◆ その他、記載されている会社名及び製品名は、各社の登録商標又は商標です。
- ◆ 本文中では、TM や® は省略しています。
- ◆ 本文及び添付のデータファイルで題材として使用している個人名、団体名、商品名、ロゴ、連絡先、メールアドレス、場所、出来事等は、全て架空のもので、実在するものとは一切関係ありません。
- ◆ 本書に掲載されている内容は、平成 27 年 3 月現在のもので、予告なく変更される可能性があります。
- ◆ 本書は、構成、文章、プログラム、画像、データ等の全てにおいて、著作権法上の保護を受けています。本書の一部あるいは全部について、いかなる方法においても複写、複製等、著作権法上で規定された権利を侵害する行為をすることは禁じられています。
- ◆ 本書に記載の会社名及び製品名について、金融庁はそれらの会社、製品等を推奨するものではありません。

# Contents

<b>1. 提出者別タクソミの概要</b>	<b>1</b>
1-1 提出書類の全体像	2
1-1-1 EDINET タクソミとは	2
1-1-2 提出者別タクソミとは	2
1-1-3 報告書インスタンスとは	3
1-1-4 マニフェストファイルとは	3
1-2 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)	4
1-3 提出者別タクソミの作成の進め方	5
1-3-1 提出する様式の決定と利用するタクソミの把握	6
1-3-1-1 XBRL 対象様式	6
1-3-1-2 IFRS 又は米国基準の財務諸表	10
1-3-1-3 利用するタクソミの把握	11
<b>2. EDINET タクソミの見方</b>	<b>13</b>
2-1 EDINET タクソミの見方	14
2-1-1 EDINET タクソミの各階層の説明	15
2-1-1-1 語彙層	15
2-1-1-2 関係層	18
2-1-2 様式ツリー、詳細ツリー及び科目一覧ツリー	20
2-1-3 ミラーについて	21
2-1-4 EDINET タクソミのフォルダ構成	22
2-1-5 エントリーポイントとは	24
2-2 参照リンクの見方	25
2-2-1 参照リンクとは	25
2-2-2 参照リンクの内容	25
2-2-3 参照リンク定義の規約	26

<b>3. 提出者別タクソノミ作成前の準備</b>	<b>27</b>
3-1 提出者別タクソノミ作成前の準備	28
3-2 リンクベースファイルの定義の方法	29
3-2-1 パターン1: 提出書類全体が XBRL 対象(詳細タグ付けする財務諸表本表あり)	31
3-2-2 パターン2: 提出書類全体が XBRL 対象(詳細タグ付けする財務諸表本表なし)	32
3-2-3 パターン3: 財務諸表本表のみが XBRL 対象	33
3-2-4 パターン4: 独立監査人の報告書	34
3-3 拡張リンクロールの選択と決定	35
3-3-1 財務諸表本表を含む提出書類全体を XBRL で提出する場合	36
3-3-2 提出書類全体を XBRL で提出する場合	37
3-3-3 財務諸表本表のみを XBRL で提出する場合	37
3-4 パターン別関係リンクベースファイル	38
3-4-1 パターン別関係リンクベースファイルの名称	39
3-4-2 利用するパターン別関係リンクベースファイルの選択	41
3-4-2-1 貸借対照表のパターンの選択	41
3-4-2-2 損益計算書等のパターンの選択	43
3-4-2-3 包括利益計算書のパターンの選択	44
3-4-2-4 キャッシュ・フロー計算書のパターンの選択	44
3-5 要素の決定	45
3-5-1 包括タグと詳細タグ	45
3-5-1-1 包括タグ	45
3-5-1-2 詳細タグ	45
3-5-2 該当なし要素	46
3-5-3 様式ツリーの要素の決定	46
3-5-4 詳細ツリーの要素の決定	46
3-5-4-1 開示する勘定科目とラベルとの同一性の判断方法	46
3-5-4-2 異なる語彙スキーマの同一ラベルの要素	47
3-5-5 科目一覧ツリーにおける開示する勘定科目と要素との対応付け	47

<b>4. 提出者別タクソノミのファイル仕様</b>	<b>49</b>
4-1 スキーマファイルのファイル仕様	50
4-2 ファイル構成	51
4-3 ファイル名	53
4-3-1 スキーマファイルの命名規約	53
4-3-2 名称リンクの命名規約	55
4-3-3 ジェネリックラベルリンクの命名規約	56
4-3-4 表示リンクの命名規約	56
4-3-5 定義リンクの命名規約	57
4-3-6 計算リンクの命名規約	58
4-4 利用可能な文字コードと文字	59
4-5 名前空間宣言	59
4-6 スキーマ宣言	61
4-7 コメント	61
4-8 EDINET タクソノミのインポート	62
4-9 リンクベースファイルの参照	63
<b>5. スキーマファイルの作成</b>	<b>65</b>
5-1 拡張リンクロールの追加	66
5-1-1 開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規約	67
5-1-2 拡張リンクロール設定時の注意事項	68
5-2 要素の定義	69
5-2-1 要素の命名規約と属性値	69
5-2-1-1 要素の命名規約	69
5-2-1-2 要素 id の命名規約	71
5-2-1-3 データ型(type)	71
5-2-1-4 代替グループ(substitutionGroup 属性)	72



5-2-1-5 期間時点区分(periodType 属性)	72
5-2-1-6 貸借区分(balance 属性)	73
5-2-1-7 抽象区分(abstract 属性)	73
5-2-1-8 nil 設定可否区分(nillable 属性)	74
<b>5-2-2 定義する要素の種類と設定値</b>	<b>75</b>
5-2-2-1 目次項目を表す要素の設定値	75
5-2-2-2 表紙項目を表す要素の設定値	75
5-2-2-3 タイトル項目を表す要素の設定値	76
5-2-2-4 該当なし項目を表す要素の設定値	76
5-2-2-5 テキストブロックを表す要素の設定値	77
5-2-2-6 デイメンション要素の設定値	78
5-2-2-7 業種固有の項目を表す要素の設定値	79
5-2-2-8 連番を付与する項目の設定値	80
<b>6. リンクベースファイルの作成</b>	<b>81</b>
6-1 ジェネリックラベルリンクの定義	82
6-1-1 ジェネリックラベルリンクとは	82
6-1-2 ジェネリックラベルリンク定義の規約	82
6-2 名称リンクの定義	83
6-2-1 名称リンクとは	84
6-2-2 名称リンクの定義方法	84
6-2-3 日本語名称と英語名称について	85
6-2-4 各ラベルの設定例	86
6-2-4-1 冗長ラベルの設定	86
6-2-4-2 ドキュメンテーションラベルの設定	86
6-2-4-3 正值ラベル、負値ラベル等の設定	86
6-2-4-4 合計ラベルの設定	87
6-2-4-5 期首ラベル及び期末ラベルの設定	87
6-2-5 キャッシュ・フロー計算書特有の勘定科目	87

6-2-6 名称リンクの上書き及び表示との一致について	88
<b>6-3 表示リンクの定義</b>	<b>89</b>
6-3-1 表示リンクの属性の設定	90
6-3-2 表示リンク定義の規約	91
6-3-3 表示リンクと表示の整合性	92
6-3-4 様式ツリーの表示リンクの定義	93
6-3-5 詳細ツリーの表示リンクの定義	94
6-3-5-1 表紙	94
6-3-5-2 デイメンションで定義される詳細ツリー	94
<b>6-4 定義リンクの定義</b>	<b>95</b>
6-4-1 定義リンクの属性の設定	96
6-4-1-1 定義リンク(詳細ツリー)の定義	97
6-4-1-2 定義リンク(科目一覧ツリー)の定義	97
6-4-2 定義リンク定義の規約	97
6-4-3 デイメンションの設定	98
6-4-3-1 デイメンションの要素	98
6-4-3-2 デイメンションの設定	98
6-4-3-3 メンバーの追加	98
6-4-3-4 デイメンション定義時の注意事項	99
<b>6-5 計算リンクの定義</b>	<b>103</b>
6-5-1 計算リンクの属性の設定	104
6-5-2 計算リンク定義の規約	104
6-5-3 計算リンク定義時の注意事項	105
6-5-3-1 勘定科目間の期間時点区分が異なる場合	105
6-5-3-2 計算リンクに基づく計算結果の整合性	105
6-5-3-3 デイメンションにおける計算リンク	105
<b>7. 提出者別タクソノミを作成する際の注意事項</b>	<b>107</b>

<b>7-1 詳細タグ付けの範囲及び方針</b>	<b>108</b>
7-1-1 財務諸表本表	108
7-1-2 開示府令	115
7-1-3 特定有価証券開示府令	125
7-1-4 大量保有報告府令	125
7-1-5 他社株買付府令	125
7-1-6 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表	125
7-1-7 目次のみ記載される場合	125
7-1-8 目次要素を追加した場合	125
7-1-9 タグ付けを要しない記載事項	126
<b>7-2 訂正報告時の提出ファイル</b>	<b>127</b>
<b>7-3 株主資本等変動計算書</b>	<b>129</b>
7-3-1 EDINET タクソノミにおける各リンクの設定	130
7-3-2 表示リンクの定義	130
7-3-3 計算リンクの定義	132
7-3-4 定義リンクの定義	132
<b>7-4 有価証券届出書における次の事業年度の四半期又は中間財務諸表の開示</b>	<b>133</b>
<b>7-5 シリーズファンドの提出書類の提出者別タクソノミ</b>	<b>133</b>
7-5-1 ファンドごとに目次項目を分割する場合	134
<b>7-6 独立監査人の報告書</b>	<b>136</b>
<b>7-7 連番による要素追加</b>	<b>137</b>
7-7-1 繰り返し目次がある場合の要素の追加及び名称リンクの設定の考え方	137
7-7-2 注記事項が複数ファイルになる場合	139
<b>7-8 インライン XBRL と計算リンクについて</b>	<b>140</b>
<b>7-9 大量保有報告書提出時の DEI に関する設定</b>	<b>141</b>
<b>7-10 臨時報告書作成時の禁止事項</b>	<b>142</b>
<b>7-11 IFRS 適用初年度の第1四半期報告書の提出</b>	<b>142</b>

<b>7-12 みなし有価証券届出書</b>	<b>143</b>
7-12-1 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号様式)	143
7-12-1-1 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号様式)の提出	144
7-12-1-2 みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書(第七号様式)又は半期報告書(第十号様式)の提出及び訂正	145
7-12-1-3 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号様式)の訂正	145
7-12-2 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号様式)	146
7-12-2-1 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号様式)の提出	147
7-12-2-2 みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書(第九号様式)又は半期報告書(第十二号様式)の提出及び訂正	147
7-12-2-3 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号様式)の訂正	147
7-12-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI	148
<b>7-13 ファンドの経理状況(運用未開始)について</b>	<b>149</b>
<b>8. 使用するタクソミのバージョン</b>	<b>151</b>
8-1 EDINET タクソミ	152
8-1-1 DEI	152
8-1-2 財務諸表本表	152
8-1-3 開示府令	153
8-1-4 臨時報告書	153
8-1-5 開示府令 第十七号様式 自己株券買付状況報告書	154
8-1-6 特定有価証券開示府令	154
8-1-7 特定有価証券開示府令 第二十五号の三様式 自己株券買付状況報告書	155
8-1-8 特定有価証券開示府令 臨時報告書	155
8-1-9 他社株買付府令 第二号様式 公開買付届出書	155
8-1-10 他社株買付府令 第四号様式 意見表明報告書	155
8-1-11 他社株買付府令 第五号様式 公開買付撤回届出書	156
8-1-12 他社株買付府令 第六号様式 公開買付報告書	156
8-1-13 他社株買付府令 第八号様式 対質問回答報告書	156

8-1-14 自社株買付府令	157
8-1-15 大量保有府令	157
8-1-16 内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書	157
8-2 表示変換方式の EDINET タクソミ	158
8-3 IFRS タクソミ	159



# 1

## 提出者別タクソノミの 概要

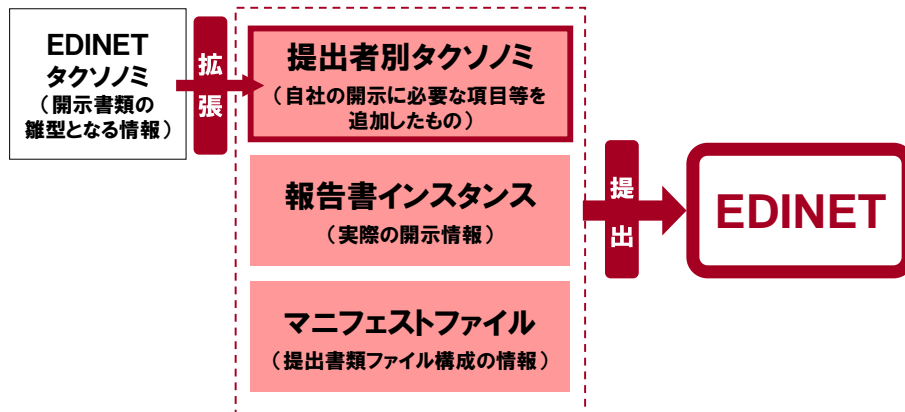
● ..... ●  
本章では、提出者別タクソノミの概要及び提出者別タクソノミの作成の進め方について説明します。

## 1-1 提出書類の全体像

有価証券報告書等を提出する者（以下「開示書類等提出者」という。）が、EDINETを用いて同報告書等をXBRL形式により提出する場合、提出者別タクソミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイルの作成が必要となります。

なお、提出書類には、XBRLデータ以外に、HTMLファイル、画像ファイル等を含む場合があります。

図表 1-1-1 提出する書類(XBRLのみ)のイメージ



本書では、「提出者別タクソミ」の作成について説明しています。

「報告書インスタンス」及び「マニフェストファイル」は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

作成した提出データは、EDINETに提出する際、チェックされます。提出データに対するチェックについては『バリデーションガイドライン』を参照してください。

### 1-1-1 EDINET タクソミとは

EDINET タクソミは、金融庁が提供するタクソミのことです。

EDINET タクソミは、複数分割単位のタクソミから構成され、各種内閣府令に基づく「内閣府令タクソミ」、財務諸表本表の勘定科目等を表す「財務諸表本表タクソミ」並びに有価証券報告書等の提出書類及び開示書類等提出者の基本情報に関する情報を保持する「DEI(Document and Entity Information)タクソミ」に大別されます。

### 1-1-2 提出者別タクソミとは

開示書類等提出者がXBRL形式で書類を提出するためには、EDINET タクソミをベースタクソミとして提出者別タクソミを作成します。提出者別タクソミは、これから報告しようとする内容に必要な概念及び項目が、EDINET タクソミに存在しない場合に、独自の概念及び項目を定義し、EDINET タクソミを利用して新たに構成し、各報告内容の項目間の関係を正しく反映したファイルです。提出者別タクソミは必ず作成します。なお、EDINET タクソミに定義されている要素を、提出者別タクソミで再定義する必要はありません。また、使用しない要素は、原則として提出者別タクソミに定義しません。



### 1-1-3 報告書インスタンスとは

報告書インスタンスは、報告書内容（これから報告しようとする報告内容そのもの）を記載したファイルで、インライン XBRL 形式で作成します。項目の値、コンテキスト、通貨単位等を定義します。また、提出者別タクソミへの参照を設定します（タクソミの定義そのものは含みません。「報告書インスタンス」については『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

### 1-1-4 マニフェストファイルとは

マニフェストファイルは、提出書類を構成するインライン XBRL ファイル名、目次の差し込み等の情報を定義したファイルです。「マニフェストファイル」については『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

## 1-2 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)

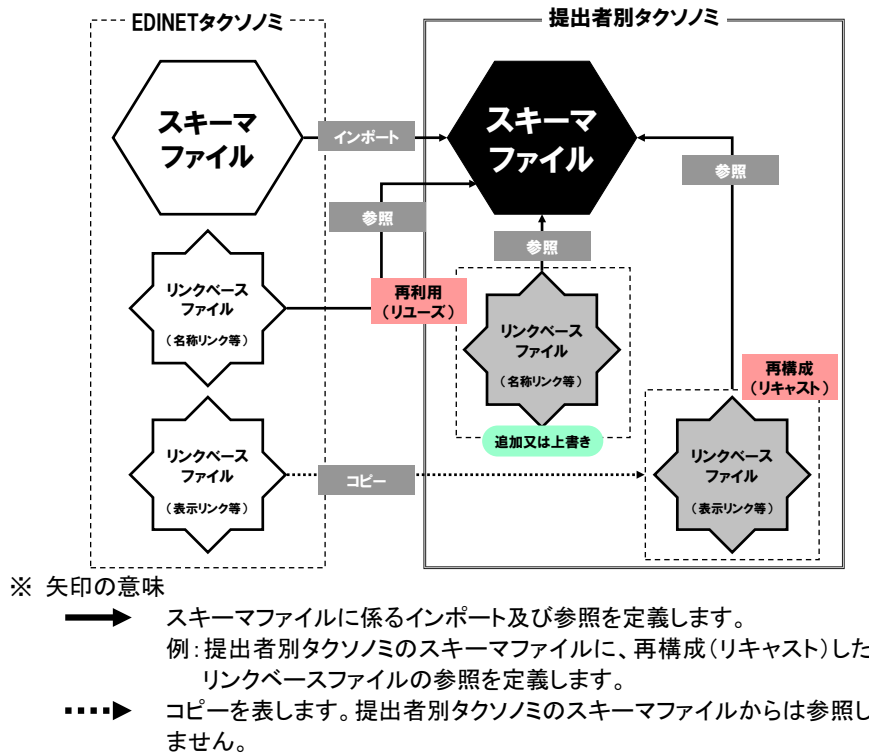
提出者別タクソノミは、EDINET タクソノミの語彙スキーマ及びロールタイプスキーマをインポートし、リンクベースファイルを参照します。

リンクベースファイルの定義方法は、「再構成(リキャスト)」と「再利用(リユーズ)」という考え方があります。

「再構成(リキャスト)」は、それぞれのリンクベースファイルの内容を EDINET タクソノミから必要に応じてコピーして、開示書類等提出者自身が報告内容に合わせて追加、削除及び変更し、同提出者用のリンクベースファイルを作成する方法です。

「再利用(リユーズ)」は、EDINET タクソノミを参照した上で開示書類等提出者の必要に応じて追加及び上書きする方法です。リンクベースファイルごとの定義の考え方は「3章 提出者別タクソノミ作成前の準備 3-2 リンクベースファイルの定義の方法」を参照してください。

図表 1-2-1 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)のイメージ



## 1-3 提出者別タクソミの作成の進め方

開示書類等提出者が提出者別タクソミを作成する流れは、次の図表のように大きく分けて六つのステップがあります。


※複数の提出者別タクソミを作成する場合(シリーズファンドの場合、独立監査人の報告書と併せて提出する場合等)は、提出する提出者別タクソミの数に合わせて Step2 から 6 までを繰り返します。

図表 1-3-1 提出者別タクソミの作成手順

:本書で説明します。 :本書では説明しません。


### Step1 提出する様式の決定と利用するタクソミの把握

EDINET に提出する様式を決定し、利用するタクソミを把握します。

 **参照** 「本章 1-3-1 提出する様式と利用するタクソミの把握」


### Step2 提出者別タクソミ作成前の準備

EDINET タクソミを確認し、拡張リンクロール、要素の内容等を決定します。  
必要に応じてXBRL 作成ツールを用意し、また、提出者別タクソミ作成時に参考として利用するためのサンプルインスタンスをダウンロードします。

 **参照** 「3 章 提出者別タクソミ作成前の準備」


### Step3 提出者別タクソミのファイル仕様の決定

提出者別タクソミのファイル構成、ファイル名等を決定します。

 **参照** 「4 章 提出者別タクソミのファイル仕様」

### Step4 スキーマファイルの作成

Step1 から Step3 で決定した内容を基に提出者別タクソミのスキーマファイルを作成します。

 **参照** 「5 章 スキーマファイルの作成」


### Step5 リンクベースファイルの作成

Step1 から Step3 で決定した内容を基に提出者別タクソミのリンクベースファイルを作成します。

 **参照** 「6 章 リンクベースファイルの作成」


## Step6 様式ごとの注意事項の確認

主な様式ごとの注意事項を確認し、必要に応じて反映します。

 参考 「7章 提出者別タクソミを作成する際の注意事項」

## 報告書インスタンスの作成

報告書インスタンスを作成します。

 参考 『報告書インスタンス作成ガイドライン』

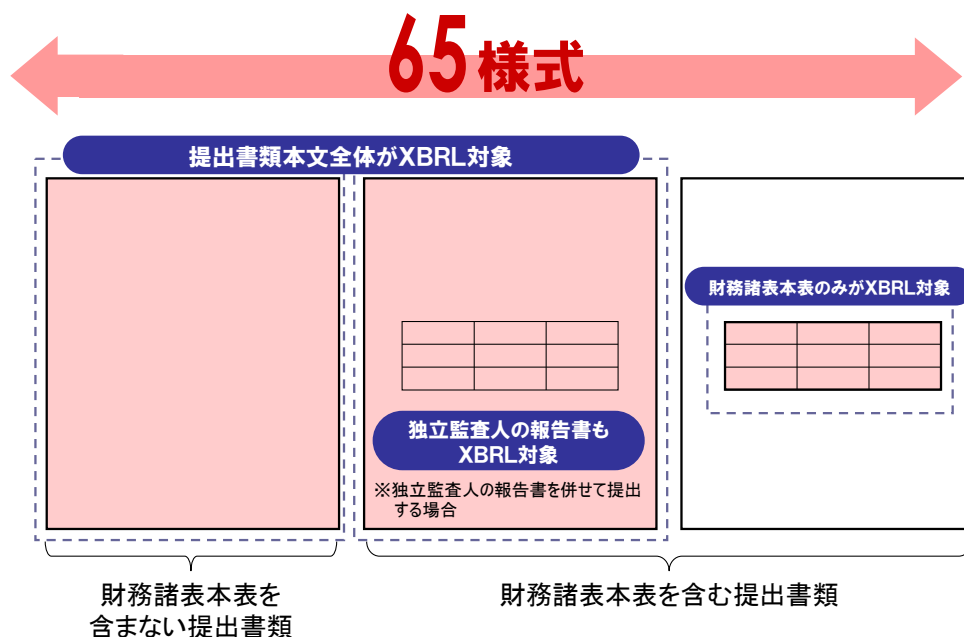
## 1-3-1 提出する様式の決定と利用するタクソミの把握

提出者別タクソミの作成を進める際は、まず提出する様式を決定後、利用するタクソミを把握します。続けて EDINET タクソミを見て、様式の目次、構成等を確認し、定義の追加及び見直しの必要性を検討します。また、IFRS タクソミを利用し詳細タグ付けする場合は、本書とともに、『提出者別タクソミ作成ガイドライン(IFRS 適用提出者用)』を参照して作業を進めます。EDINET タクソミの見方は、次の「2章 EDINET タクソミの見方」を参照してください。

### 1-3-1-1 XBRL 対象様式

XBRL の対象とする様式は、65 様式で、次の図表にあるように、提出書類本文全体及び独立監査人の報告書が XBRL 対象範囲である様式と、財務諸表本表のみが XBRL 対象範囲である様式とがあります。

図表 1-3-2 XBRL 対象範囲のパターン



XBRLの対象となる書類及び関連する府令、規則等は、次の「図表 1-3-3 XBRL 対象様式(開示府令)」から「図表 1-3-8 XBRL 対象様式(内部統制府令)」までのとおりです。

なお、図表の「XBRL 対象」欄の見方は、次のとおりです。

・「全体」のみ「○」	→提出書類全体をタグ付けする様式（ただし、財務諸表本表はなし。）。
・「本表」のみ「○」	→財務諸表本表のみにタグ付けする様式。
・「全体」及び「本表」に「○」	→提出書類全体をタグ付けする様式（財務諸表本表及び独立監査人の報告書もタグ付けする。）。

図表 1-3-3 XBRL 対象様式(開示府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	有価証券届出書	第二号様式	(通常方式)	○	○
2	有価証券届出書	第二号の二様式	(組込方式)	○	
3	有価証券届出書	第二号の三様式	(参照方式)	○	
4	有価証券届出書	第二号の四様式	(新規公開時)	○	○
5	有価証券届出書	第二号の五様式	(少額募集等)	○	○
6	有価証券届出書	第二号の六様式	(組織再編成)	○	○
7	有価証券届出書	第二号の七様式	(組織再編成・上場)	○	○
8	有価証券報告書	第三号様式	(通常方式)	○	○
9	有価証券報告書	第三号の二様式	(少額募集等)	○	○
10	有価証券報告書	第四号様式	(法 24 条 3 項に基づくもの)	○	○
11	四半期報告書	第四号の三様式		○	○
12	半期報告書	第五号様式	(通常方式)	○	○
13	半期報告書	第五号の二様式	(少額募集等)	○	○
14	臨時報告書	第五号の三様式		○	
15	有価証券届出書	第七号様式	外国会社 (通常方式) ※		○
16	有価証券届出書	第七号の四様式	外国会社 (組織再編成) ※		○
17	有価証券報告書	第八号様式	外国会社※		○
18	有価証券報告書	第九号様式	外国会社※		○
19	四半期報告書	第九号の三様式	外国会社※		○
20	半期報告書	第十号様式	外国会社※		○
21	発行登録書	第十一号様式	(株券、社債券等)	○	
22	発行登録書	第十一号の二様式	(CP)	○	
23	発行登録書	第十一号の二の二様式	(短期社債)	○	
24	発行登録追補書類	第十二号様式	(株券、社債券等)	○	
25	発行登録追補書類	第十二号の二様式	(CP)	○	
26	自己株券買付状況報告書	第十七号様式	(法 24 条の 6 第 1 項に基づくもの)	○	

※ 日本基準の財務諸表本表に限る。

図表 1-3-4 XBRL 対象様式(特定有価証券開示府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	有価証券届出書	第四号様式	(内国投資信託受益証券)	○	○
2	有価証券届出書	第四号の三様式	(内国投資証券)	○	○
3	有価証券届出書	第四号の三の二様式	(組込方式・内国投資証券)	○	
4	有価証券届出書	第四号の三の三様式	(参照方式・内国投資証券)	○	
5	有価証券届出書	第五号の二様式	(内国資産流動化証券)		○
6	有価証券届出書	第五号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)		○
7	有価証券届出書	第六号様式	(内国信託受益証券等)		○
8	有価証券届出書	第六号の五様式	(内国所有証券投資事業権利等)		○
9	有価証券報告書【みなし有価証券届出書】	第六号の七及び第七号様式	(内国投資信託受益証券)	○	○
10	有価証券報告書【みなし有価証券届出書】	第六号の九及び第九号様式	(内国信託受益証券等)		○
11	有価証券報告書	第七号様式	(内国投資信託受益証券)	○	○
12	有価証券報告書	第七号の三様式	(内国投資証券)	○	○
13	有価証券報告書	第八号の二様式	(内国資産流動化証券)		○
14	有価証券報告書	第八号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)		○
15	有価証券報告書	第九号様式	(内国信託受益証券等)		○
16	有価証券報告書	第九号の五様式	(内国所有証券投資事業権利等)		○
17	半期報告書	第十号様式	(内国投資信託受益証券)	○	○
18	半期報告書	第十号の三様式	(内国投資証券)	○	○
19	半期報告書	第十一号の二様式	(内国資産流動化証券)		○
20	半期報告書	第十一号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)		○
21	半期報告書	第十二号様式	(内国信託受益証券等)		○
22	半期報告書	第十二号の五様式	(内国所有証券投資事業権利等)		○
23	発行登録書	第十五号様式	(内国投資証券)	○	
24	発行登録書	第十五号の三様式	(内国短期投資法人債)	○	
25	発行登録追補書類	第二十一号様式	(内国投資証券)	○	

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
26	自己株券買付状況報告書	第二十五号の三様式	(法 24 条の 6 第 1 項に基づくもの)	○	
27	臨時報告書	様式なし	(内国特定有価証券)	○	

(注) 外国特定有価証券は、XBRL 対象外です。

図表 1-3-5 XBRL 対象様式(他社株買付府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	公開買付届出書	第二号様式		○	
2	意見表明報告書	第四号様式		○	
3	公開買付撤回届出書	第五号様式		○	
4	公開買付報告書	第六号様式		○	
5	対質問回答報告書	第八号様式		○	

図表 1-3-6 XBRL 対象様式(自社株買付府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	公開買付届出書	第二号様式		○	
2	公開買付撤回届出書	第三号様式		○	
3	公開買付報告書	第四号様式		○	

図表 1-3-7 XBRL 対象様式(大量保有府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	大量保有報告書	第一号様式	変更報告書を含む	○	
2	大量保有報告書	第一号及び第二号様式	短期大量譲渡	○	
3	大量保有報告書	第三号様式	特例対象株券等	○	

図表 1-3-8 XBRL 対象様式(内部統制府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	内部統制報告書	第一号様式		○	

### 1-3-1-2 IFRS 又は米国基準の財務諸表

IFRS 又は米国基準の財務諸表について用いるタクソミは、次のとおりです。なお、タグ付けの指針について、「7 章 提出者別タクソミを作成する際の注意事項 7-1-2 開示府令」中の関連する説明を参照してください。

#### ➔ IFRS 財務諸表

IFRS 財務諸表（財務諸表注記事項を含む。以下同じ。）の詳細タグ付けは任意です。詳細タグ付けするか否かにより用いるタクソミが異なります。

詳細タグ付けしない場合は、EDINET タクソミの様式ツリーの包括タグを用いてタグ付けします。

IFRS 財務諸表の一部又は全部を詳細タグ付けする場合は、IFRS 財務諸表の部分については、IFRS タクソミを用います。IFRS 財務諸表以外の部分については、EDINET タクソミを用いたインスタンスとし、IFRS 財務諸表の部分については、IFRS タクソミを用いて別インスタンスとして作成します。

#### ➔ 米国基準財務諸表

詳細タグ付けしません。

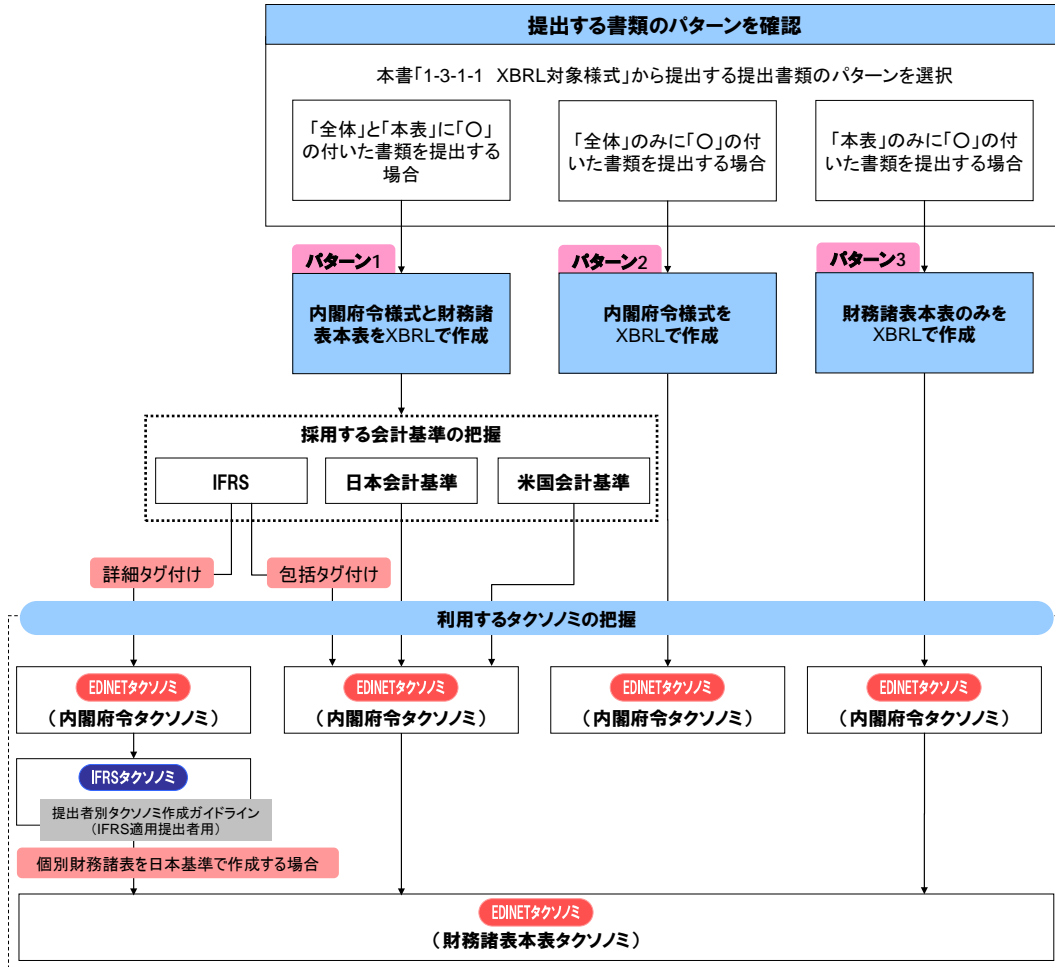
EDINET タクソミの様式ツリーの包括タグを用いてタグ付けします。



### 1-3-1-3 利用するタクソミの把握

「1-3-1-1 XBRL 対象様式」で提出する提出書類のパターンを確認し、次の図表に従い利用するタクソミを確認します。

図表 1-3-9 提出者別タクソミの作成

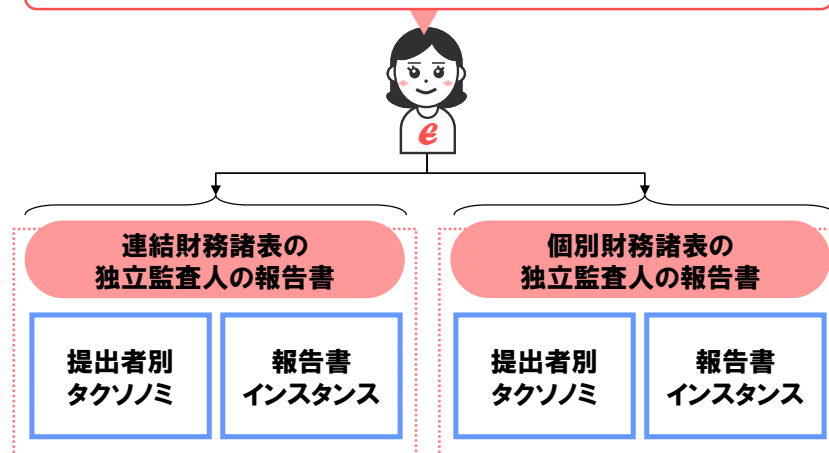


**注意** 独立監査人の報告書

独立監査人の報告書を作成する場合、EDINET タクソミの様式ツリーに「独立監査人の報告書」の目次項目が用意されています。開示書類等提出者は、同タクソミの様式ツリーを基に、提出者別タクソミを、独立監査人の報告書ごとにそれぞれ作成する必要があります。

図表 1-3-10 独立監査人の報告書の作成(イメージ)

連結財務諸表と個別財務諸表の独立監査人の報告書を作成します。



一通の独立監査人の報告書に、独立監査人の報告書用の提出者別タクソミと報告書インスタンスを一つずつ作成します。

# 2

## EDINET タクソノミの見方

● ..... ●  
本章では、EDINET タクソノミの見方について説明します。

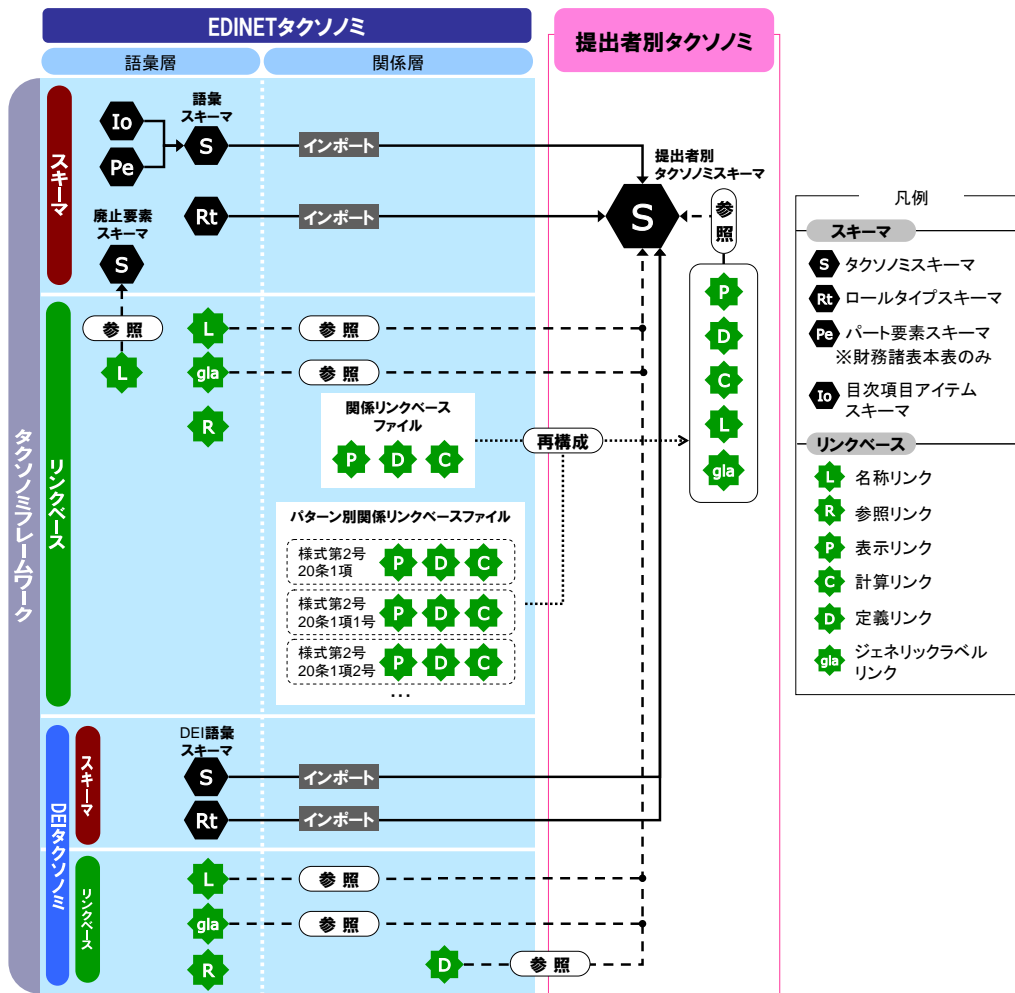
## 2-1 EDINET タクソミの見方

EDINET タクソミは、次の図表にあるように「語彙層」と「関係層」とに分かれ、それぞれにスキーマファイル及びリンクベースファイルが配置される階層構造になっています。

語彙層では、標準となる報告項目及び勘定科目が要素として定義されています。関係層では、報告項目間及び勘定科目間の関係が定義されています。

開示書類等提出者は、EDINET タクソミを直接修正せず、必要な EDINET タクソミをインポート、参照及び再構成し、また、必要に応じて要素及び関係を追加して「提出者別タクソミ」を作成します（本書では、タクソミが import 要素を用いて別のタクソミスキーマファイルを読み込むことを、「インポートする」といいます。また、タクソミが linkbaseRef 要素を用いてリンクベースファイルを読み込むことを「参照する」といいます。）。

図表 2-1-1 EDINET タクソミの階層



## DEI

DEIは、ブラウザ上に表示される内容とは別に、開示書類等提出者及び提出書類の基本的情報を定義するために用意されています。全様式共通の「DEI タクソミ」に加えて「大量保有報告書の追加 DEI」及び「みなし有価証券届出書の追加 DEI」があります。大量保有報告書の追加 DEI は、大量保有タクソミに含まれ、大量保有報告書の大量保有者と共同保有者の基本情報を表す要素が定義されています。みなし有価証券届出書の追加 DEI は、特定有価証券開示府令タクソミに含まれ、みなし有価証券届出書の訂正の種類及び訂正対象となるみなし有価証券届出書の書類管理番号を表す要素が定義されています。

開示書類等提出者が DEI タクソミに独自の要素を追加することはありません。しかし、大量保有報告書を提出する際は、大量保有報告書の追加 DEI に大量保有者と共同保有者のメンバー要素を開示書類等提出者が個別に設定する必要があります。詳細は「7章 提出者別タクソミを作成する際の注意事項 7-9 大量保有報告書提出時の DEI に関する設定」を参照してください。

### 2-1-1 EDINET タクソミの各階層の説明

EDINET タクソミの各階層について説明します。

#### 2-1-1-1 語彙層

報告項目及び勘定科目の情報が定義されている階層です。  
報告項目及び勘定科目は、次の図表のように「A 群」と「B 群」とに大別されます。

図表 2-1-2 A 群と B 群とに大別される報告項目及び勘定科目

A群	B群
内閣府令、開示ガイドライン、財務諸表等規則等、会計基準及び業法等の法令規則に設定の根拠を有するものとして、それらの根拠条文への参照情報を参照リンクベースに設定した報告項目又は勘定科目。	A群以外で、開示実務において広く一般的に使用されている報告項目又は勘定科目。

語彙層を構成する構成要素は、次の図表のとおりです。

図表 2-1-3 語彙層の構成内容

No	構成要素	説明
1	語彙スキーマ※	提出書類で利用される報告項目又は勘定科目が要素として定義されています。 ※「図表 2-1-1 EDINET タクソミの階層」の「語彙スキーマ」及び「DEI 語彙スキーマ」のこと。
2	目次項目アイテムスキーマ	目次項目の substitutionGroup に設定する目次専用のアイテム(identifierItem)が定義されています。

No	構成要素	説明
3	ロールタイプスキーマ	拡張リンクロール、ラベルロール等が定義されています。
4	パート要素スキーマ	参照リンクに設定する業種情報を格納するパート要素 (IndustryAbbreviation) が定義されています。
5	ジェネリックラベルリンク	拡張リンクロールの英語名称が定義されています。
6	名称リンク	各要素の日本語名称及び英語名称が定義されています。
7	参照リンク	各要素の根拠となる条文への参照及び対応業種を特定するための参照情報が定義されています。
8	廃止要素スキーマ	法令改正、実務慣行の変遷等で廃止となった要素を格納しておくスキーマです。提出者別タクソミ作成時には利用しません。

語彙層を構成する各要素について説明します。

語彙スキーマは、EDINET タクソミの分割単位ごとにそれぞれ存在します。EDINET タクソミの分割単位は『EDINET タクソミの設定規約書 別紙 1 タクソミ分割単位』を参照してください。

語彙スキーマで定義される主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソミにおける要素の定義は「5章 スキーマファイルの作成 5-2 要素の定義」を参照してください。また、語彙スキーマ (DEI 語彙スキーマを除く。) は、目次項目アイテムスキーマとも関連付けられています。

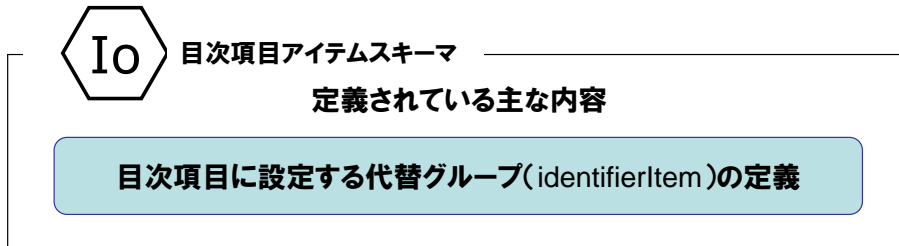
図表 2-1-4 語彙スキーマに定義されている主な内容



有価証券報告書等の各提出書類の全体構造 (内閣府令様式及び財務諸表等規則等様式の隅付き括弧 (【 】) で記載される項目の多くや、EDINET タクソミで独自に定義している箇所) を、「目次項目」で表現しています。目次項目は、目次専用の要素 (代替グループが identifierItem である抽象要素) を利用して定義されています。そのため、代替グループの値を確認することで目次項目と目次項目以外との要素の区別ができます。「目次項目アイテムスキーマ」は、この代替グループ (「identifierItem」) を定義しているスキーマです。

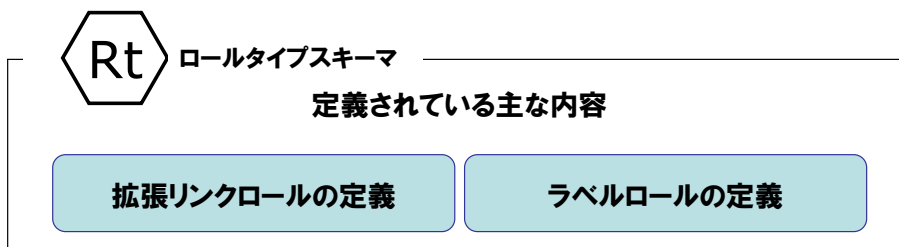
さらに、目次項目アイテムスキーマで定義される目次項目は、後述する関係層の様式ツリーに定義される提出書類全体構造と、詳細タグ付けされる提出書類内の特定部分とを関連付ける際にも利用します。目次項目アイテムスキーマに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。なお、開示書類等提出者は、目次項目アイテムスキーマを定義しません。

図表 2-1-5 目次項目アイテムスキーマに定義されている主な内容



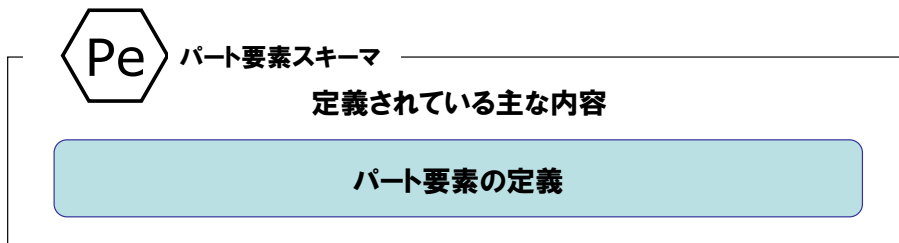
ロールタイプスキーマに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソミにおける拡張リンクロールの定義は、「5章 スキーマファイルの作成 5-1 拡張リンクロールの追加」を参照してください。

図表 2-1-6 ロールタイプスキーマに定義されている主な内容



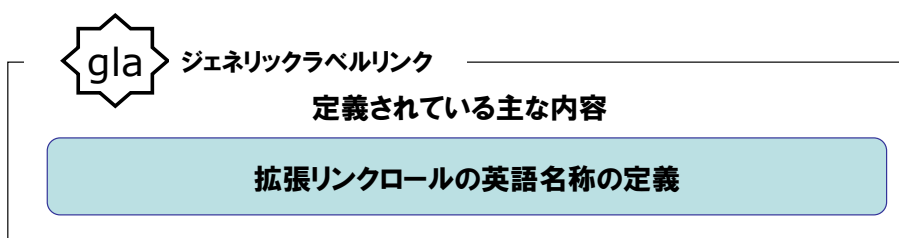
パート要素スキーマは、参照リンクの業種情報を定義するためのパート要素 (IndustryAbbreviation) が定義されています。パート要素スキーマに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。なお、開示書類等提出者は、パート要素スキーマを定義しません。

図表 2-1-7 パート要素スキーマに定義されている主な内容



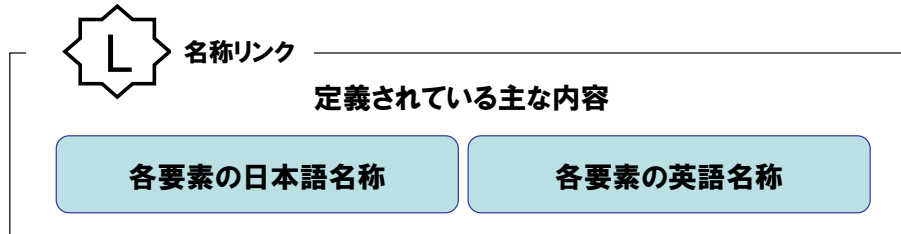
一つのロールタイプスキーマに対し、一つのジェネリックラベルリンクが存在します。ジェネリックラベルリンクに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソミにおけるジェネリックラベルリンクの定義は、「6章 リンクベースファイルの作成 6-1 ジェネリックラベルリンクの定義」を参照してください。

図表 2-1-8 ジェネリックラベルリンクに定義されている主な内容



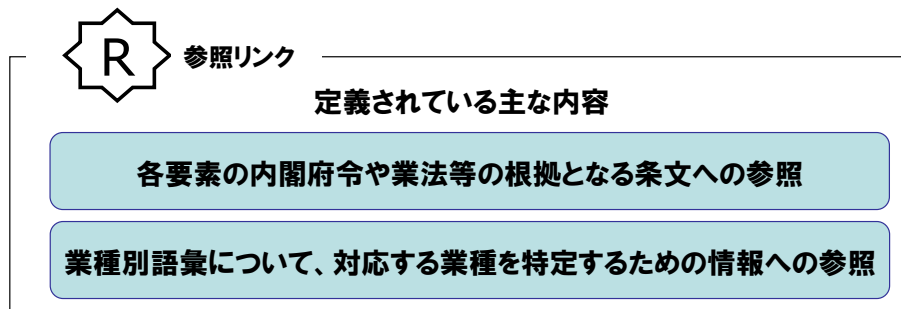
一つの語彙スキーマに対し、日本語及び英語それぞれの名称リンクが存在します。名称リンクに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソミにおける名称リンクの定義は、「6章 リンクベースファイルの作成 6-2 名称リンクの定義」を参照してください。

図表 2-1-9 名称リンクに定義されている主な内容



一つの語彙スキーマに対し、一つの参照リンクが存在します。参照リンクに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。詳細は「2-2 参照リンクの見方」を参照してください。なお、開示書類等提出者は、参照リンクを定義しません。

図表 2-1-10 参照リンクに定義されている主な内容



### 2-1-1-2 関係層

開示府令等の内閣府令、財務諸表等規則等に従って、語彙層に定義された報告項目及び勘定科目の表示順、親子関係、加減算関係、多次元表の構造（ディメンション）等、各要素間の関係が定義されている階層です。このような関係を定義したファイルを「関係リンクベースファイル」といい、「表示リンク」、「定義リンク」及び「計算リンク」で構成され、EDINET タクソミでは、一つの関係リンクベースファイルには、一つの拡張リンクロールにおける関係が定義されています。

また、関係層では関係リンクベースファイルのほかに、財務諸表等規則等で認められた複数選択肢の表示パターンを表現する部品として定義された「パターン別関係リンクベースファイル」があります。パターン別関係リンクベースファイルは、表示パターンごとに用意（分割）されています。パターン別関係リンクベースファイルについては、「3章 提出者別タクソミ作成前の準備 3-4 パターン別関係リンクベースファイル」を参照してください。

関係層の構成内容は、次の図表のとおりです。



図表 2-1-11 関係層の構成内容

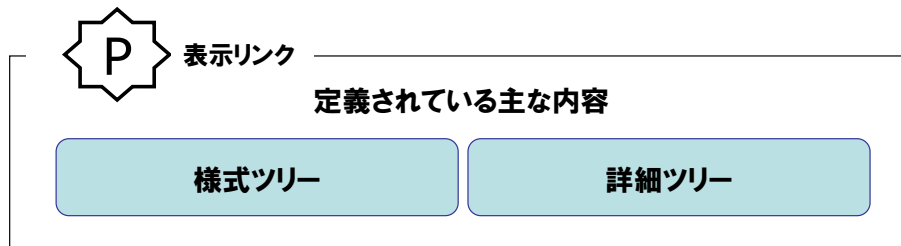
No	構成要素	説明
1	表示リンク	様式ツリー及び詳細ツリーが定義されています。 ※ディメンションにおけるラベルの切替えは、表示リンクで定義されています。
2	定義リンク	詳細ツリー（ディメンションを用いるもの）、科目一覧ツリー及び DEI の関係ツリーが定義されています。
3	計算リンク	財務諸表本表における科目間の計算上の関係が定義されています。

関係層を構成する各要素について説明します。

表示リンクには、様式ツリー又は詳細ツリーとして報告項目及び勘定科目の表示上の関係が定義されています。

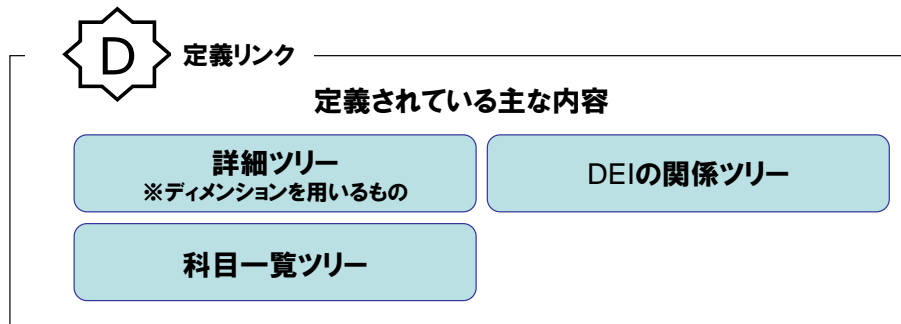
表示リンクに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソミにおける表示リンクの定義は、「6章 リンクベースファイルの作成 6-3 表示リンクの定義」を参照してください。

図表 2-1-12 表示リンクに定義されている主な内容



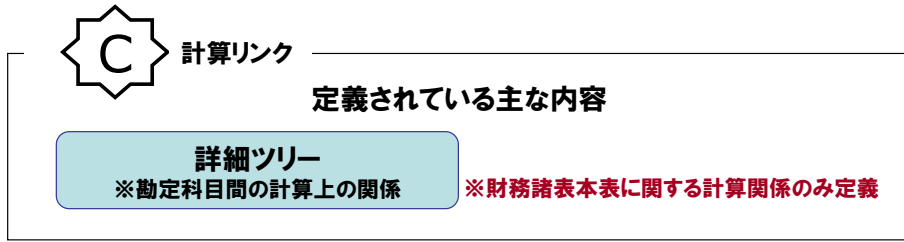
定義リンクには、科目一覧ツリー（提出書類に財務諸表本表が含まれる場合に利用される勘定科目の階層構造全体を表した情報の集まり）、「ディメンション」と呼ばれる多次元表の構成及び構成要素の定義及び DEI の関係ツリーの定義があります。定義リンクに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソミにおける定義リンクの定義は、「6章 リンクベースファイルの作成 6-4 定義リンクの定義」を参照してください。

図表 2-1-13 定義リンクに定義されている主な内容



計算リンクに定義されている主な内容は、次の図表のとおりです。提出者別タクソミにおける計算リンクの定義は、「6章 リンクベースファイルの作成 6-5 計算リンクの定義」を参照してください。

図表 2-1-14 計算リンクに定義されている主な内容

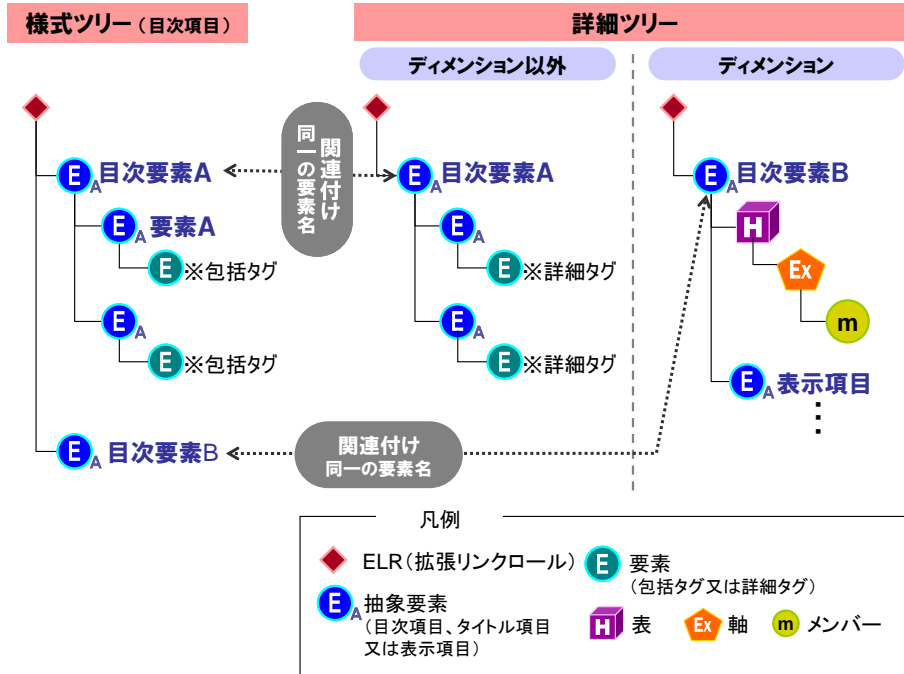


## 2-1-2 様式ツリー、詳細ツリー及び科目一覧ツリー

様式ツリー、詳細ツリー及び科目一覧ツリーについて説明します。

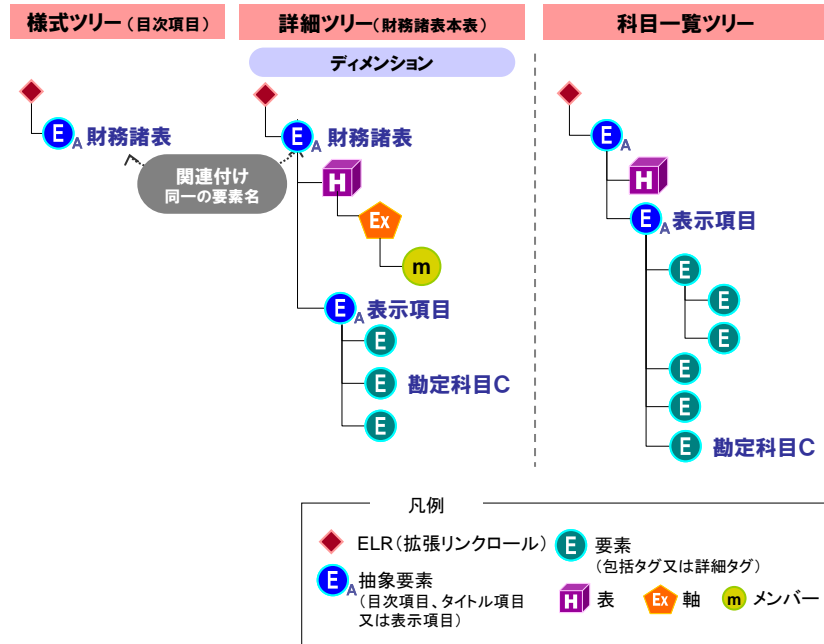
様式ツリーは、提出書類全体のツリー構造を表したもので、提出書類様式ごとにあります。また、提出書類全体の目次項目の中で、詳細化が必要な提出書類の部分については、詳細タグ付けします。詳細タグ付けをする対象をツリー構造で表したものを「詳細ツリー」といいます（財務諸表本表のツリーも詳細ツリーに含みます。）。詳細ツリーのルート要素は、対応する様式ツリーの目次項目を使用します。これによって様式ツリーと各詳細ツリーとを関連付けています。

図表 2-1-15 様式ツリー及び詳細ツリーのイメージ



財務諸表本表における勘定科目の階層構造全体を表したものを「科目一覧ツリー」といいます。

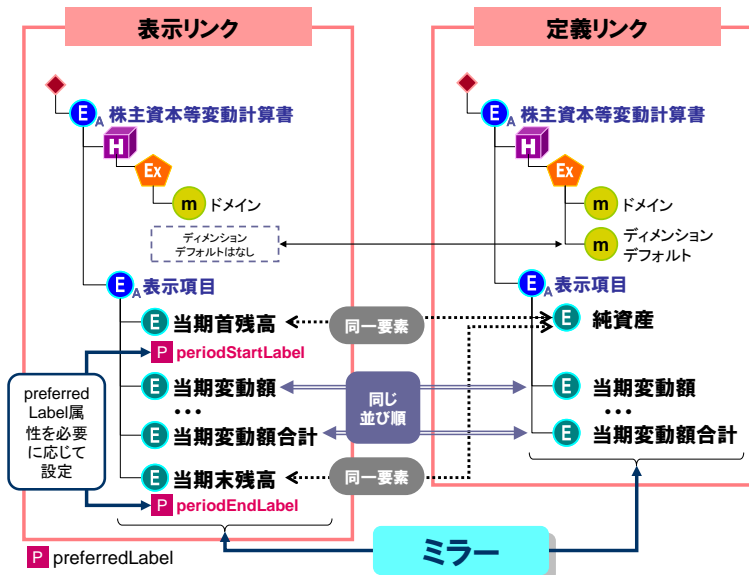
図表 2-1-16 様式ツリー及び科目一覧ツリーのイメージ



### 2-1-3 ミラーについて

ディメンションを用いた多次元表（例：株主資本等変動計算書）が含まれる詳細ツリーの場合、表示リンク及び定義リンクに同等の詳細ツリーが定義されます。このことをEDINET タクソノミでは「ミラー」といいます。

図表 2-1-17 株主資本等変動計算書に関する表示リンク及び定義リンクの定義(ミラー)のイメージ



上の図のように、表示リンクと定義リンクとでは次の相違点があります。

- ・表示リンクでは、ディメンションデフォルトの設定がない。
- ・表示リンクでは、preferredLabel 属性が設定される。

※ミラー時の表示リンクのアーキロールは全て「<http://www.xbrl.org/2003/arcrole/parent-child>」となります。

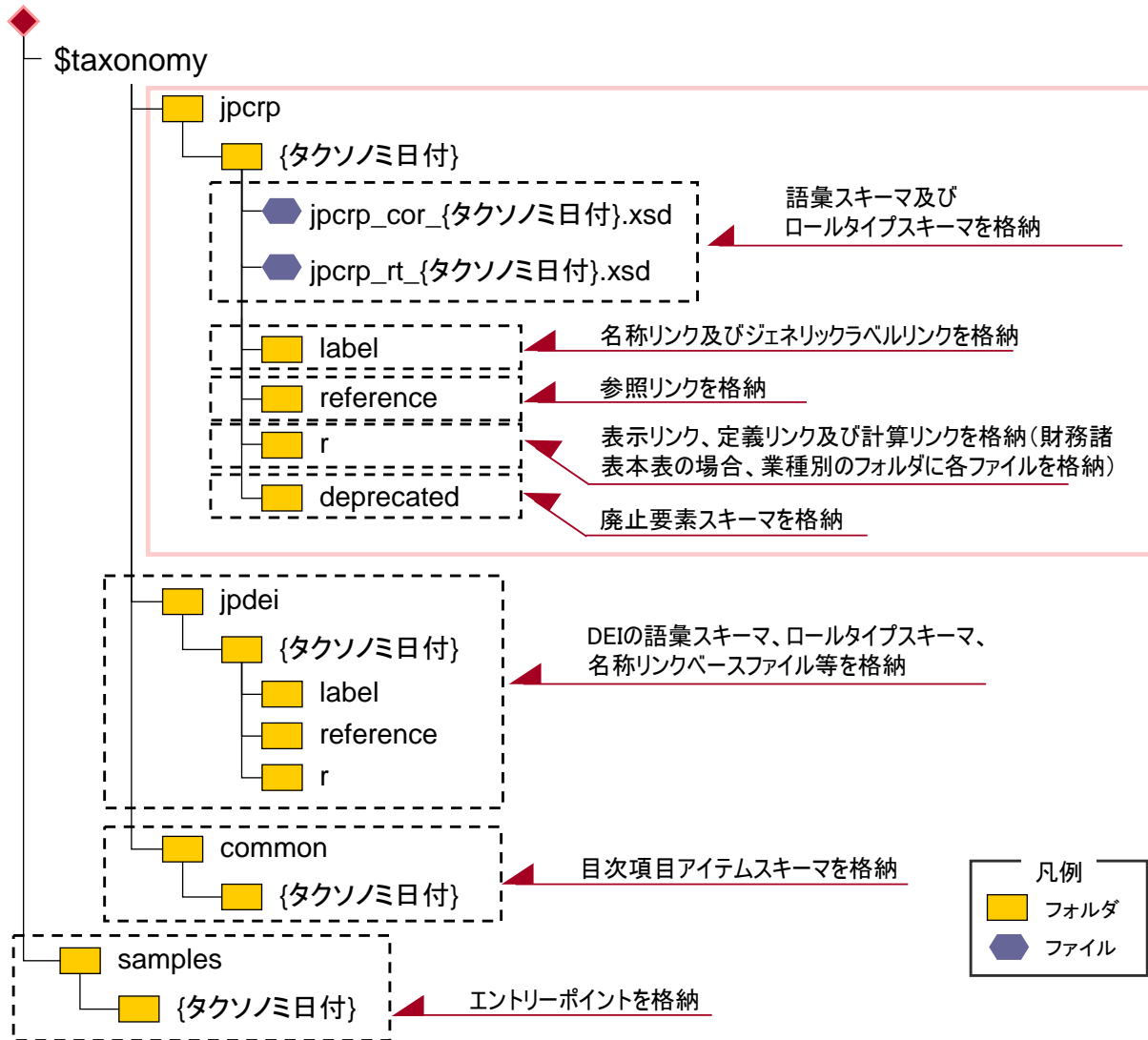
なお、DEI は、定義リンクのみに設定します。

## 2-1-4 EDINET タクソノミのフォルダ構成

EDINET タクソノミの各ファイルは、次の図表にある URI となるよう配置しています。

※\$taxonomy は、<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy> の URL の略です。

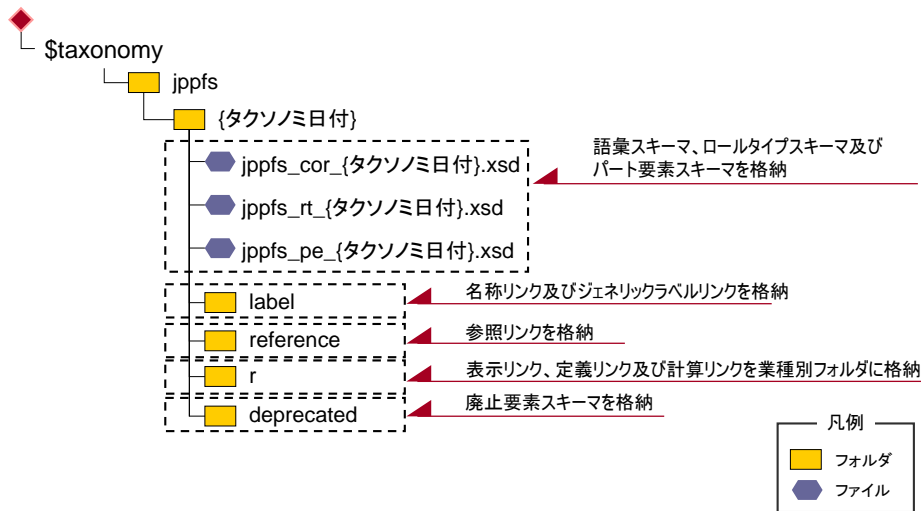
図表 2-1-18 EDINET タクソノミのフォルダ構成(1)



上の図表の太枠部分はタクソノミの分割単位ごとに用意されており、タクソノミの分割単位ごとにフォルダ構成が異なります。ここでは、開示府令タクソノミ(臨時報告書及び自己株券買付状況報告書を除く。)を抜粋したものを記載しています。EDINET タクソノミを構成するファイル及び分割単位については『添付1 タクソノミ構成』を参照してください。

例えば、財務諸表本表タクソノミは、次の図表のように、「deprecated」フォルダが加わっています。また、表示リンク、定義リンク及び計算リンクは、「r」フォルダの子フォルダとして業種別フォルダに格納されています。

図表 2-1-19 EDINET タクソノミのフォルダ構成(2)



関係層の業種の識別子は、次の図表のとおりです。

図表 2-1-20 関係層での各業種の識別子

No	業種	識別子
1	一般商工業	cai
2	建設業	cns
3	銀行・信託業	bk1
4	銀行・信託業(特定取引勘定設置銀行)	bk2
5	建設保証業	cna
6	第一種金融商品取引業(有価証券関連業)	sec
7	生命保険業	in1
8	損害保険業	in2
9	鉄道事業	rwy
10	海運事業	wat
11	高速道路事業	hwy
12	電気通信事業	elc
13	電気事業	ele
14	ガス事業	gas
15	資産流動化業(特定目的会社)	liq
16	投資運用業(投資信託委託会社)	ivt
17	投資業(投資法人)	inv
18	特定金融業	spf
19	社会医療法人	med
20	学校法人	edu
21	商品先物取引業	cmd
22	リース事業	lea
23	投資信託受益証券	fnd

## 2-1-5 エントリーポイントとは

提出者別タクソミを作成する場合、EDINET タクソミから、提出しようとする提出書類の「エントリーポイント」というファイルを開きます。

エントリーポイントには、インポート又は参照する代表的なタクソミファイルの組合せが記載されています。内容を確認後、提出者別タクソミの作成に入ることで、作業を効率よく進めることができます。

EDINET タクソミのエントリーポイントは、EDINET タクソミの「samples」フォルダに格納されており、次の図表にある5種のファイルが用意されています。

図表 2-1-21 エントリーポイント

No	ファイル名	説明
1	entryPoint_all_{タクソミ日付}.xsd	全エントリーポイントインポート版
2	entryPoint_jp{府令略号}{様式番号}{報告書略号}_{タクソミ日付}.xsd	様式ごとのエントリーポイント
3	entryPoint_jppfs_{業種略号}_{タクソミ日付}.xsd	財務諸表本表のエントリーポイント
4	entryPoint_jpdei_{タクソミ日付}.xsd	DEIのエントリーポイント

## 2-2 参照リンクの見方

参照リンクの見方について説明します。

### 2-2-1 参照リンクとは

EDINET タクソミの参照リンクには、法令や規則の内閣府令、業法等の根拠となる条文への参照情報が定義されています。

また、勘定科目については、語彙層の業種を特定するための参照情報が定義されています。

#### 注意 参照情報

参照情報は準拠すべき文献を見つけ出すのに必要な情報だけを含みます。準拠すべき文献の内容そのものは含みません。

参照リンクはEDINET タクソミの「reference」フォルダに格納されており、EDINET タクソミの参照リンクのファイル名は、次の図表のとおりです。

図表 2-2-1 参照リンクの命名規約

#### 参照リンクの命名規約

jp {府令略号} (- {報告書略号})\_ {タクソミ日付} \_ref.xml

※各項目の詳細は「4章 提出者別タクソミのファイル仕様 図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。

### 2-2-2 参照リンクの内容

参照リンクは、「パート要素」に値を指定することで構成されています。EDINET タクソミでは、XBRL インターナショナル (以下「XII」という。) で定義されているパート要素のうち、次の「図表 2-2-2 EDINET タクソミで使用されているパート要素(内閣府令タクソミ)」及び「図表 2-2-3 EDINET タクソミで使用されているパート要素(財務諸表本表タクソミ)」にあるパート要素並びに同タクソミで独自に定義された「図表 2-2-4 業種を特定するためのパート要素」にある業種を特定するパート要素を使用し、参照リンクを定義しています。

図表 2-2-2 EDINET タクソミで使用されているパート要素(内閣府令タクソミ)

No	要素名	値	説明
1	Publisher	発行元	参照資料を制定し発行する組織名称
2	Name	規則名称	規則の名称
3	Article	参照情報	「条」番号、「項」番号等の参照情報
4	IssueDate	公布日	該当する規則が公布された日付 (YYYY-MM-DD 形式)

図表 2-2-3 EDINET タクソミで使用されているパート要素(財務諸表本表タクソミ)

No	要素名	値	説明
1	Publisher	発行元	参照資料を制定し発行する組織名称
2	Name	規則名称	規則の名称
3	IssueDate	公布日	該当する規則が公布された日付 (YYYY-MM-DD 形式)
4	Chapter	章	該当する規則の「章」番号
5	Article	条	該当する規則の「条」番号
6	Paragraph	項	該当する規則の「項」番号
7	Subparagraph	号	該当する規則の「号」番号
8	Clause	(号の内訳)	該当する規則の「号」番号内に内訳がある場合の番号
9	Subclause	(号の内訳の内訳)	該当する規則の「号」番号の内訳に更に内訳がある場合の番号
10	Appendix	別表	規則の付表又は「注」のように番号で表せない項目
11	Number	号	・該当する規則に「号」が付与されている場合は、その「号」番号 ・該当する規則に「号」が付与されていない場合は、設定機関の名称
12	Example	設例	該当する指針の「設例」番号

図表 2-2-4 業種を特定するためのパート要素

No	要素名	値	説明
1	IndustryAbbreviation※	業種略号	財務諸表本表語彙の業種

※IndustryAbbreviation 要素の拡張リンクロールは、専用の拡張リンクロールで定義。

## 2-2-3 参照リンク定義の規約

参照リンクの定義は、次の規約に従います。



- ・開示書類等提出者は、新規に参照リンクを作成しません。
- ・EDINET タクソミの参照リンクに定義を追加できません。
- ・提出者別タクソミは、EDINET タクソミの参照リンクを参照しません。



# 3

## 提出者別タクソノミ作成前の準備

● ..... ●  
本章では、提出者別タクソノミ作成前の準備について説明します。

## 3-1 提出者別タクソミ作成前の準備

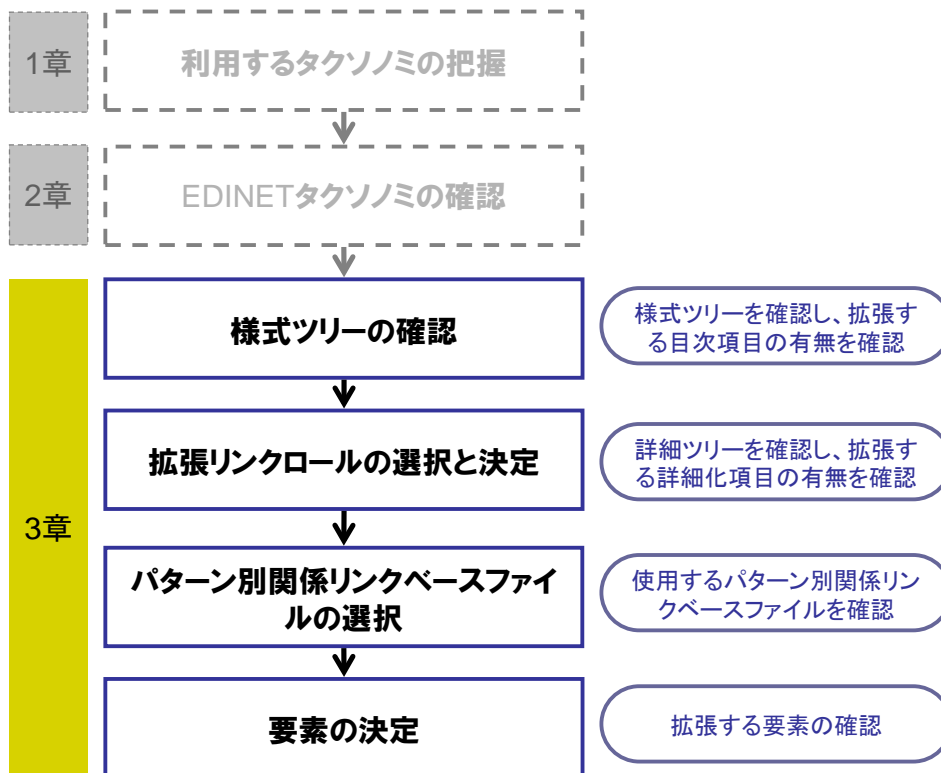
提出者別タクソミの作成前の準備では、次の図表にある内容について説明します。

### 注意 IFRS 財務諸表を詳細タグ付けしない場合

IFRS 財務諸表を詳細タグ付けしない場合、EDINET タクソミの様式ツリーの包括タグを使用します。

包括タグ付けの方法は「3-5-1-1 包括タグ」を参照してください。また、注意事項が「7章 提出者別タクソミを作成する際の注意事項 7-7-2 注記事項が複数ファイルになる場合」にあります。

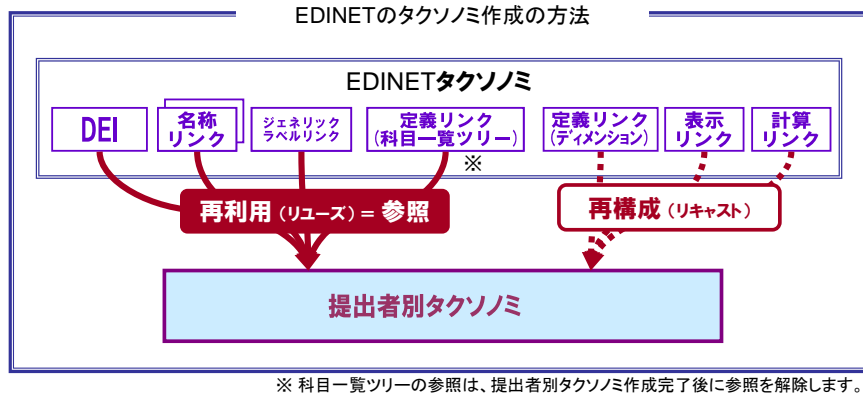
図表 3-1-1 提出者別タクソミ作成前の準備



## 3-2 リンクベースファイルの定義の方法

EDINET の各リンクベースファイルについて「再構成(リキャスト)」と「再利用(リユーズ)」の使い分けは次の図表のとおりです。

図表 3-2-1 EDINET のタクソノミ作成の方法



図表 3-2-2 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)の使い分け

No	種類	利用する場合の再構成又は再利用の別	提出者別タクソノミで利用する条件
1	名称リンク(日本語、英語)	再利用(リユーズ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>EDINET タクソノミのラベルを参照し、上書きする場合は再利用(リユーズ)で上書きします。</li> <li>提出者別タクソノミで要素を追加する場合、新規に設定します。</li> </ul>
2	ジェネリックラベルリンク	再利用(リユーズ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用する拡張リンクロールのジェネリックラベルを参照します。</li> <li>提出者別タクソノミで拡張リンクロールを追加する場合、新規に設定します。</li> </ul>
3	表示リンク	再構成(リキャスト)	EDINET タクソノミを参考に、再構成(リキャスト)で設定します。
4	計算リンク	再構成(リキャスト)	財務諸表本表を提出する場合、EDINET タクソノミを参考に、再構成(リキャスト)で設定します。
5	定義リンク(科目一覧ツリー)	再利用(リユーズ)	財務諸表本表に要素を追加する場合、EDINET タクソノミの科目一覧ツリーを参照し、再利用(リユーズ)で追加設定します。追加設定後は参照を解除します。
6	定義リンク(ディメンション)	再構成(リキャスト)	ディメンションを用いる場合、EDINET タクソノミを参考に、再構成(リキャスト)で設定します。

No	種類	利用する場合の再構成又は再利用の別	提出者別タクソミで利用する条件
7	DEI	再利用(リユーズ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EDINET タクソミの DEI(定義リンク)を参照します。</li> <li>・大量保有報告書の場合、EDINET タクソミの大量保有報告書の追加 DEI(定義リンク)を参照し、再利用(リユーズ)でメンバーを追加設定します。</li> <li>・みなし有価証券届出書の場合、EDINET タクソミのみなし有価証券届出書の追加 DEI(定義リンク)を参照します。</li> </ul>

※No5 及び No6 は同一定義リンクファイルに定義。No7 は、No5 及び No6 の定義リンクファイルと同じファイルに定義。

### 注意 ファイルのパスの変更

提出者別タクソミのスキーマファイルで EDINET タクソミのファイルを参照(又はインポート)する場合は、絶対パスで参照(又はインポート)します。

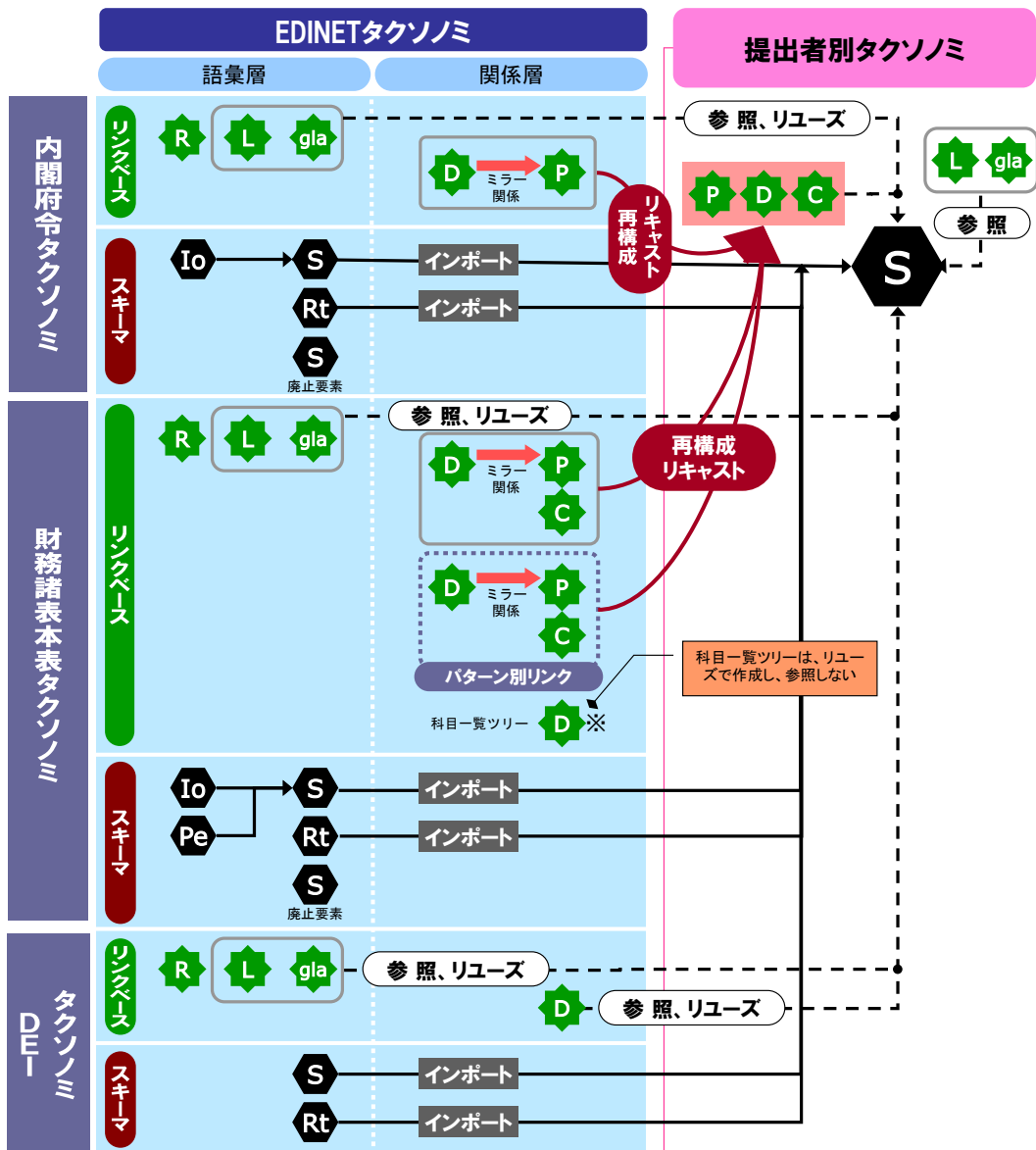
エントリーポイントファイルは相対パスで参照しているため、参照の記載方法が異なることに注意します。

### 3-2-1 パターン1:提出書類全体が XBRL 対象(詳細タグ付けする財務諸表本表あり)

財務諸表本表を含む提出書類全体を XBRL 対象とする報告書について、提出者別タクソノミでどのファイルを参照又はインポートするかを説明します。

この場合は、「内閣府令タクソノミ」、「財務諸表本表タクソノミ」及び「DEI タクソノミ」を利用します。各タクソノミのスキーマファイルはインポートし、リンクベースファイルは、次の図表のように再構成(リキャスト)又は再利用(リユース)します。なお、一つの提出書類本文に複数の提出者別タクソノミを作成する場合(例:シリーズファンド)、次の図表のうち「DEI タクソノミ」の参照及びインポートは、代表となる提出者別タクソノミにのみ設定します。

図表 3-2-3 XBRL 対象範囲のパターン(1)



※ 勘定科目の拡張を行う場合、科目一覧ツリーに対し追加した要素を「参照、リユース」で定義します。提出時、科目一覧ツリーの定義リンクの参照は解除します。

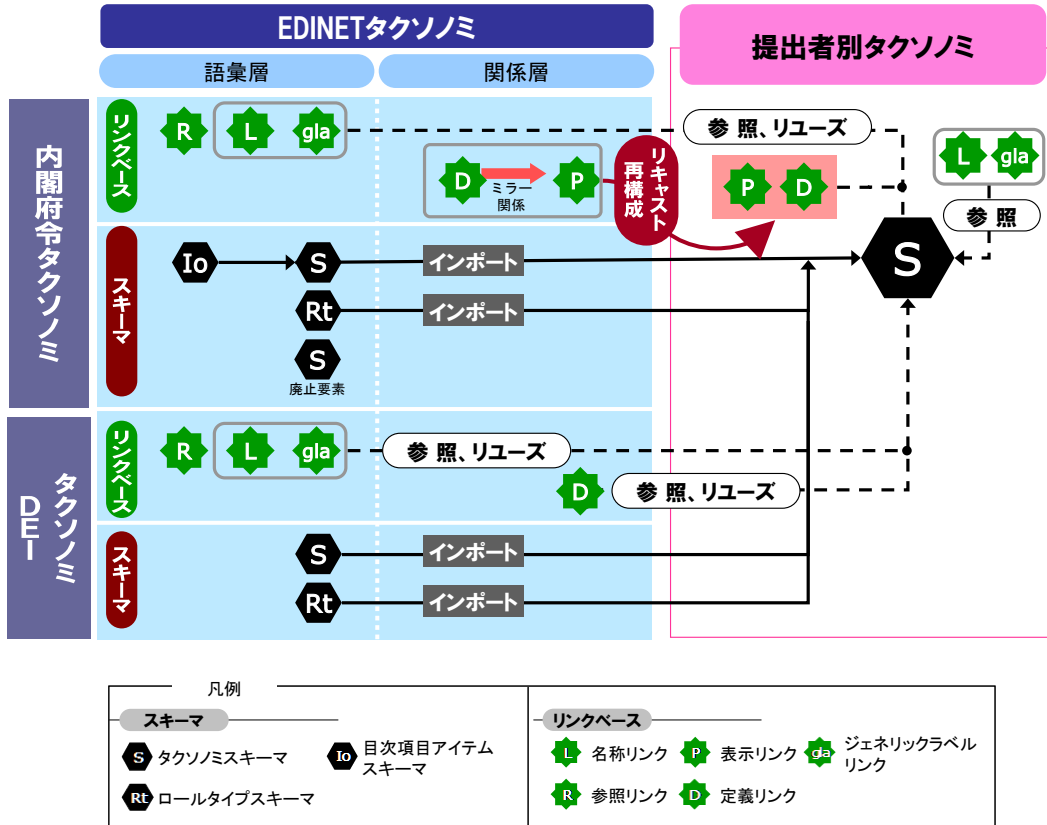
凡例	
<b>スキーマ</b>	<b>リンクベース</b>
S タクソノミスキーマ	L 名称リンク
Pe パート要素スキーマ	P 表示リンク
Rt ロールタイプスキーマ	D 定義リンク
Io 目次項目アイテムスキーマ	R 参照リンク
	C 計算リンク
	gla ジェネリックラベルリンク

### 3-2-2 パターン2: 提出書類全体が XBRL 対象(詳細タグ付けする財務諸表本表なし)

詳細タグ付け対象の財務諸表本表のない提出書類全体を XBRL 対象とする報告書について、提出者別タクソノミでどのファイルを参照又はインポートするかを説明します。

この場合は、「内閣府令タクソノミ」及び「DEI タクソノミ」を利用します。各タクソノミのスキーマファイルはインポートし、リンクベースファイルは、次の図表のように再構成（リキャスト）又は再利用（リユース）します。

図表 3-2-4 XBRL 対象範囲のパターン(2)

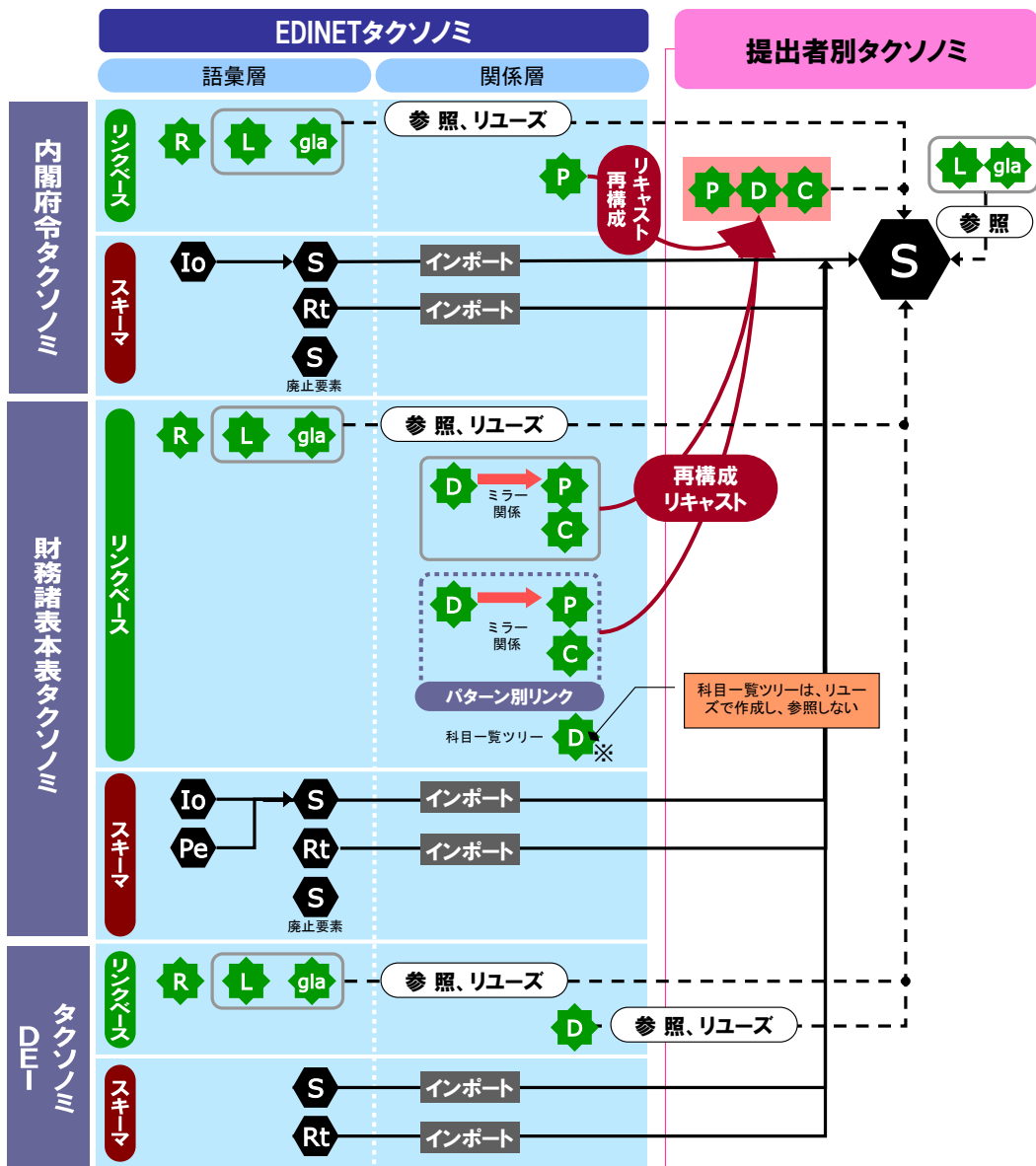


### 3-2-3 パターン3:財務諸表本表のみがXBRL対象

財務諸表本表のみをXBRL対象とする報告書について、提出者別タクソノミでどのファイルを参照又はインポートするかを説明します。

この場合は、「内閣府令タクソノミ」、「財務諸表本表タクソノミ」及び「DEIタクソノミ」を利用します。ただし、この場合の「内閣府令タクソノミ」は、財務諸表本表に係る部分に限定された目次構造から構成され、様式ツリーの表示リンクのみを再構成(リキャスト)します。各タクソノミのスキーマファイルはインポートし、リンクベースファイルは、次の図表のように再構成(リキャスト)又は再利用(リユーズ)します。

図表 3-2-5 XBRL対象範囲のパターン(3)



※ 勘定科目の拡張を行う場合、科目一覧ツリーに対し追加した要素を「参照、リユーズ」で定義します。提出時、科目一覧ツリーの定義リンクの参照は解除します。

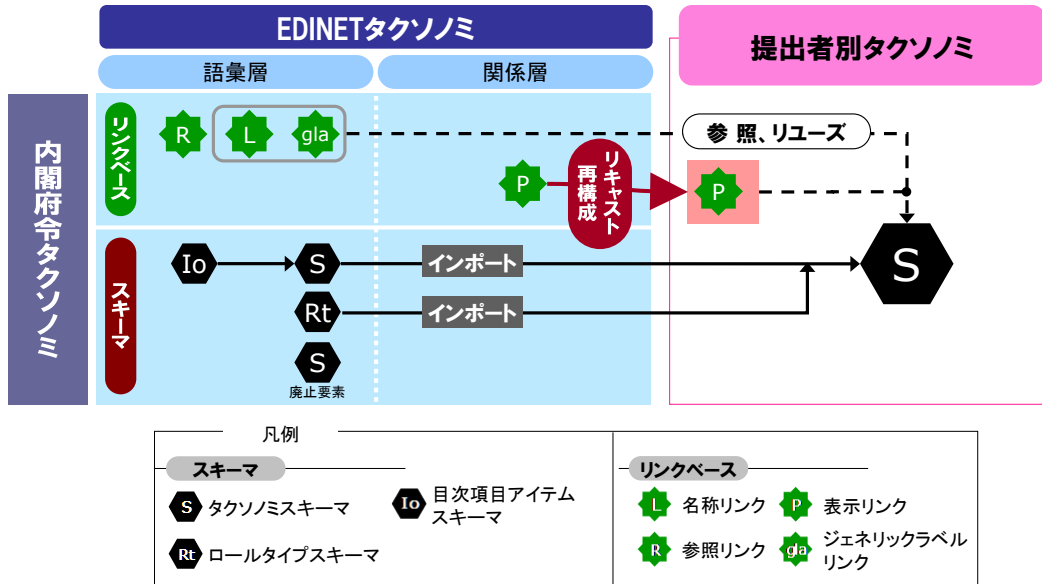
凡例	
<b>スキーマ</b>	<b>リンクベース</b>
S タクソノミスキーマ	L 名称リンク
Pe パート要素スキーマ	P 表示リンク
Rt ロールタイプスキーマ	D 定義リンク
Io 目次項目アイテムスキーマ	R 参照リンク
	C 計算リンク
	gla ジェネリックラベルリンク

### 3-2-4 パターン4: 独立監査人の報告書

独立監査人の報告書について、提出者別タクソノミでどのファイルを参照又はインポートするかを説明します。

この場合は、「内閣府令タクソノミ」を利用します。スキーマファイルはインポートし、リンクベースファイルは、次の図表のように再構成（リキャスト）又は再利用（リユース）します。

図表 3-2-6 XBRL 対象範囲のパターン(4)





## 3-3 拡張リンクロールの選択と決定

開示書類等提出者は、まず自身が提出する様式と対応する「**様式ツリー**」の拡張リンクロール(ELR=Extended Link Role)を把握します。次に、開示書類等提出者は提出する書類の目次項目の中で詳細タグ付けが必要な部分(詳細ツリー)を確認します。

拡張リンクロールに不足があれば、開示書類等提出者自身で拡張リンクロールを追加し、報告内容をリンクベースファイルに定義するため、追加が必要な拡張リンクロールを確認しておきます。

利用する拡張リンクロールについては、「**図表 3-3-1 財務諸表本表を含む提出書類全体をXBRLで提出する場合**」から「**図表 3-3-3 財務諸表本表のみをXBRLで提出する場合**」までを参照してください。

なお、様式ツリーの目次項目と、対応する詳細ツリーのルート要素とは、同一要素を設定することで関連付けされています。

また、財務諸表本表の要素(勘定科目)に不足があれば、科目一覧ツリーに当該科目を追加します。その際に、科目一覧ツリーの拡張リンクロールを利用することに注意します。

EDINETタクソノミで使用している拡張リンクロールの一覧は、『**添付3 拡張リンクロール一覧**』を参照してください。また、提出者別タクソノミで用いる拡張リンクロールは、EDINETタクソノミに定義されています。EDINETタクソノミの拡張リンクロールから「\_std」を除いた名称が設定されている拡張リンクロールが、提出者別タクソノミで用いる拡張リンクロールです。詳細は、「**5章 スキーマファイルの作成 5-1 拡張リンクロールの追加 5-1-1 開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規約**」を参照してください。

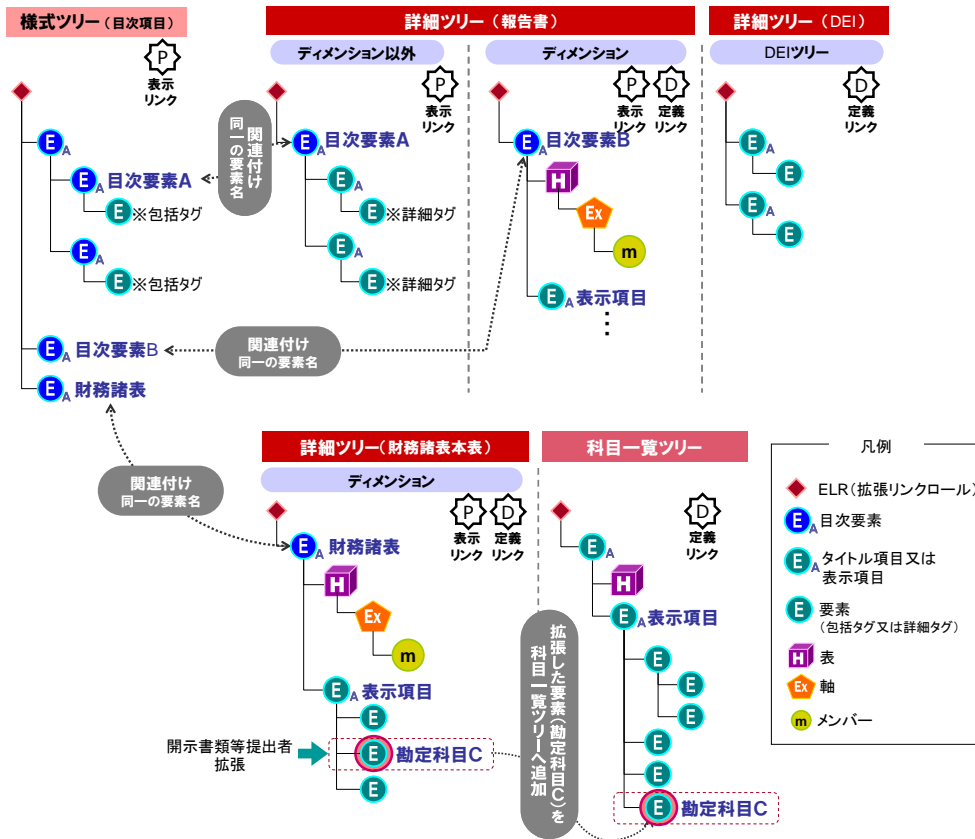
また、様式ツリー及び詳細ツリーについては、『**タクソノミ要素リスト**』及び『**勘定科目リスト**』を参照してください。

独立監査人の報告書については「**7章 提出者別タクソノミを作成する際の注意事項 7-6 独立監査人の報告書**」を参照してください。

### 3-3-1 財務諸表本表を含む提出書類全体をXBRLで提出する場合

「1章 提出者別タクソノミの概要 1-3-1-1 XBRL 対象様式」の各提出書類の「XBRL 全体」と「XBRL 本表」とに「○」のある書類を提出する場合は、次の図表のとおり、利用する様式ツリー、詳細ツリー、DEI ツリー及び科目一覧ツリーの拡張リンクロールの設定が必要です。なお、一つの提出書類本文に複数の提出者別タクソノミを作成する場合（例：シリーズファンド）、次の図表のうち「DEI ツリー」は、代表となる提出者別タクソノミにのみ設定します。また、目次項目は、それぞれの提出者別タクソノミに相当する範囲でツリーを構成します。

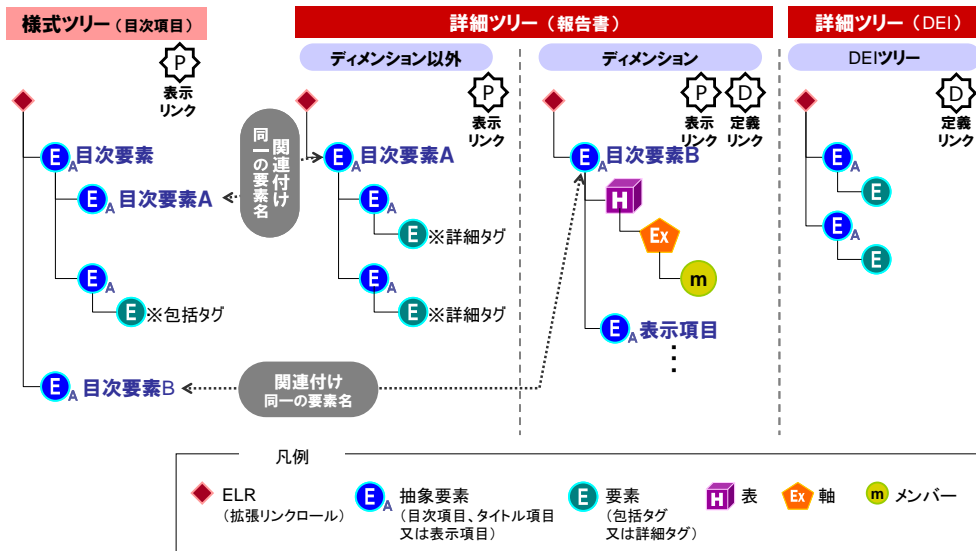
図表 3-3-1 財務諸表本表を含む提出書類全体をXBRLで提出する場合



### 3-3-2 提出書類全体を XBRL で提出する場合

「1章 提出者別タクソミの概要 1-3-1-1 XBRL 対象様式」の各提出書類の「XBRL 全体」のみに「○」のある書類を提出する場合は、次の図表にあるように、利用する様式ツリー、詳細ツリー及びDEIツリーの拡張リンクロールの設定が必要です。

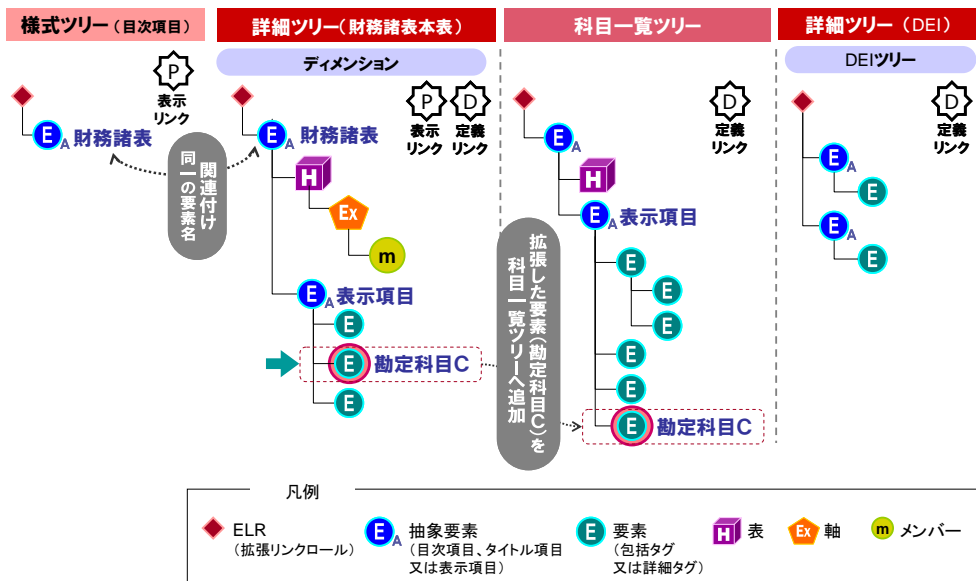
図表 3-3-2 提出書類全体を XBRL で提出する場合



### 3-3-3 財務諸表本表のみを XBRL で提出する場合

「1章 提出者別タクソミの概要 1-3-1-1 XBRL 対象様式」の各提出書類の「XBRL 本表」のみに「○」のある書類を提出する場合は、次の図表にあるように、利用する様式ツリー、詳細ツリー及び科目一覧ツリーの拡張リンクロールの設定が必要です。なお、様式ツリーは、財務諸表部分の目次のみを定義します。

図表 3-3-3 財務諸表本表のみを XBRL で提出する場合



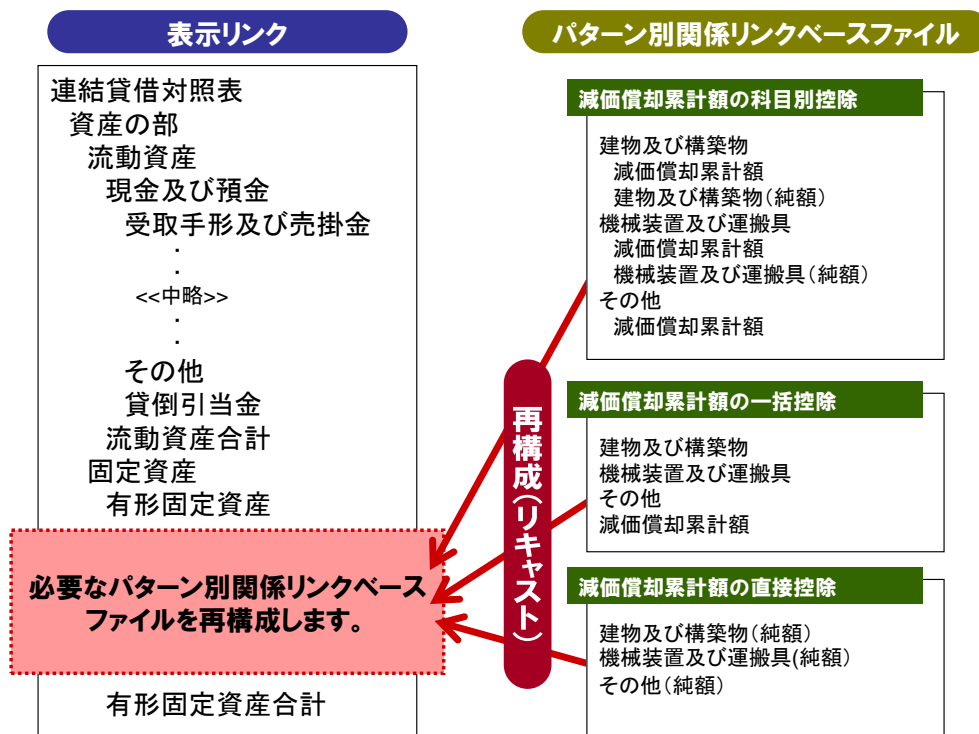
## 3-4 パターン別関係リンクベースファイル

パターン別関係リンクベースファイルは、財務諸表本表タクソミに含まれ、表示リンク、計算リンク及び定義リンクで構成されています。各財務諸表本表の一部の表示方法は任意に選択可能なため、財務諸表本表の表示方法及びそれに伴う計算上の関係も多数存在します。全てのパターンを網羅する拡張リンクロールを作成した場合、パターン数に比例してリンクベースファイルが肥大化するため、任意に選択可能な部分については表示リンク、計算リンク及び定義リンクを部品化し、パターン別関係リンクベースファイルとして定義され、開示書類等提出者が利用できるようになっています。

開示書類等提出者は適合するパターンの関係リンクベースファイルを選択し、次の図表のように、表示リンク、計算リンク及び定義リンクを再構成（リキャスト）して作成します。

パターン別関係リンクベースファイルは、EDINETタクソミの「r」フォルダに格納されています。パターン別関係リンクベースファイルの一覧は、『添付2パターン別関係リンクベースファイル一覧』を参照してください。

図表 3-4-1 パターン別関係リンクベースファイルのイメージ



### 注意

- (1) パターン別関係リンクベースファイルは、各表示方法に対して必ず表示リンク、定義リンク及び計算リンクのリンクベースファイルがセットで用意されています。パターン別関係リンクベースファイルは、これらリンクベースファイルをセットで利用します。

### 3-4-1 パターン別関係リンクベースファイルの名称

パターン別関係リンクベースファイルの名称は、次の図表のとおりです。

図表 3-4-2 パターン別関係リンクベースファイルの命名規約

パターン別関係リンクベースファイルの命名規約	
<b>表示リンクベースファイル</b>	<p>jppfs_{業種略号}_{報告期間の別}{連結又は個別の別}(-{諸表内区分(q又は YTD)})_{タクソミ日付}_pre_{諸表略号}(-{諸表内区分(di又は in)})-{パターン略号}.xml</p>
<b>定義リンクベースファイル</b>	<p>jppfs_{業種略号}_{報告期間の別}{連結又は個別の別}(-{諸表内区分(q又は YTD)})_{タクソミ日付}_def_{諸表略号}(-{諸表内区分(di又は in)})-{パターン略号}.xml</p>
<b>計算リンクベースファイル</b>	<p>jppfs_{業種略号}_{報告期間の別}{連結又は個別の別}(-{諸表内区分(q又は YTD)})_{タクソミ日付}_cal_{諸表略号}(-{諸表内区分(di又は in)})-{パターン略号}.xml</p> <p>※「パターン略号」は「3-4-2 利用するパターン別関係リンクベースファイルの選択」の各表にある「パターン」に対応します。</p>

次に、パターン別関係リンクベースファイルで指定する各波括弧 ( { } ) 内の各種の値について説明します。

図表 3-4-3 業種略号

No	業種	説明
1	cai	一般商工業 (commercial and industry)
2	cns	建設業 (construction)
3	bk1	銀行・信託業 (bank 1)
4	bk2	銀行・信託業(特定取引勘定設置銀行) (bank 2)
5	cna	建設保証業 (construction assurance)
6	sec	第一種金融商品取引業(有価証券関連業)(type I financial instruments business (securities related business))
7	in1	生命保険業 (insurance-life)
8	in2	損害保険業 (insurance-non-life)
9	rwy	鉄道事業 (railway)
10	wat	海運事業 (water transportation)
11	hwy	高速道路事業 (highway)
12	elc	電気通信事業 (electricity communication)
13	ele	電気事業 (electricity)
14	gas	ガス事業 (gas)
15	liq	資産流動化業(特定目的会社)(asset liquidation)
16	ivt	投資運用業(投資信託委託会社)(investment management business (investment trust management company))
17	inv	投資業(投資法人)(investment corporation)
18	spf	特定金融業 (specific finance)
19	med	社会医療法人 (medical corporation)

No	業種	説明
20	edu	学校法人 (educational corporation)
21	cmd	商品先物取引業 (commodity future trading)
22	lea	リース事業 (lease)
23	fnd	投資信託受益証券 (fund)

図表 3-4-4 報告期間の別

No	略号	説明
1	a	通期
2	s	中間期
3	q	四半期

図表 3-4-5 連結又は個別の別

No	略号	説明
1	c	連結
2	n	個別

図表 3-4-6 諸表略号

No	略号	説明
1	bs	貸借対照表
2	pl	損益計算書又は損益及び包括利益計算書
3	ci	包括利益計算書
4	ss	株主資本等変動計算書
5	cf	キャッシュ・フロー計算書

図表 3-4-7 諸表内区分

No	区分	説明
1	YTD	損益(及び包括利益)計算書及び包括利益計算書において、記載事項が四半期累計期間であることを表します。
2	q	損益(及び包括利益)計算書及び包括利益計算書において、記載事項が四半期会計期間であることを表します。
3	di	キャッシュ・フロー計算書が直接法を用いて記載されていることを表します。
4	in	キャッシュ・フロー計算書が間接法を用いて記載されていることを表します。

### 注意

業種、様式及び諸表の組合せによっては、パターン別関係リンクベースが存在しない場合があります。

貸借対照表、損益計算書等、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については「3-4-2 利用するパターン別関係リンクベースファイルの選択」に、パターン及び選択方法があります。

## 3-4-2 利用するパターン別関係リンクベースファイルの選択

貸借対照表、損益計算書等、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のパターン及び選択方法について説明します。

※ 業種又は提出書類によって、一部のパターンは存在しません。

### 3-4-2-1 貸借対照表のパターンの選択

貸借対照表のパターン及び選択方法は、次の図表のとおりです。

図表 3-4-8 貸借対照表のパターン及び選択方法

No	パターン	説明	パターンの選択
(1)	1-BS-01-CA-Doubtful-1-ByAccount	貸倒引当金(流動資産)を科目別に控除する方法	次のいずれか。 (1)
(2)	1-BS-01-CA-Doubtful-2-ByGroup	貸倒引当金(流動資産)を一括して控除する方法	(2) (3)
(3)	1-BS-01-CA-Doubtful-3-Direct	貸倒引当金(流動資産)を科目から直接控除する方法	
(4)	1-BS-13-Inventories-1-ByAccount	たな卸資産を科目別に掲記する方法	次のいずれか。 (4)
(5)	1-BS-13-Inventories-2-OneLine	たな卸資産を一括して掲記する方法	(5)
(6)	1-BS-02-PPE-1-OneLine	有形固定資産を一括して掲記する方法	次のいずれか。 (6)
(7)	1-BS-02-PPE-2-ByAccount	有形固定資産を科目別に掲記する方法	(7)
(8)	1-BS-03-PPE-Dep-1-ByAccount	減価償却累計額(有形固定資産)を科目別に控除する方法	(7)を選択した場合、 次のいずれか。
(9)	1-BS-03-PPE-Dep-2-ByGroup	減価償却累計額(有形固定資産)を一括して控除する方法	(8) (8)及び(11)
(10)	1-BS-03-PPE-Dep-3-Direct	減価償却累計額(有形固定資産)を科目から直接控除する方法	(8)及び(12) (9)
(11)	1-BS-04-PPE-Imp-1-ByAccount	減損損失累計額(有形固定資産)を科目別に控除する方法	(9)及び(12) (10)
(12)	1-BS-04-PPE-Imp-2-ByGroup	減損損失累計額(有形固定資産)を一括して控除する方法	(10)及び(12) (13) (14)
(13)	1-BS-05-PPE-DepImp-1-ByAccount	減損損失累計額(有形固定資産)を減価償却累計額に合算して科目別に控除する方法	
(14)	1-BS-05-PPE-DepImp-2-ByGroup	減損損失累計額(有形固定資産)を減価償却累計額に合算して一括して控除する方法	
(15)	1-BS-06-IA-1-OneLine	無形固定資産を一括して掲記する方法	次のいずれか。 (15)
(16)	1-BS-06-IA-2-ByAccount	無形固定資産を科目別に掲記する方法	(16)
(17)	1-BS-07-IOA-1-OneLine	投資その他の資産を一括して掲記する方法	次のいずれか。 (17)
(18)	1-BS-07-IOA-2-ByAccount	投資その他の資産を科目別に掲記する方法	(18)

No	パターン	説明	パターンの選択
(19)	1-BS-08-IOA-Doubtful-1-ByAccount	貸倒引当金(投資その他の資産)を科目別に控除する方法	(18)を選択した場合、次のいずれか。
(20)	1-BS-08-IOA-Doubtful-2-ByGroup	貸倒引当金(投資その他の資産)を一括して控除する方法	(19) (20)
(21)	1-BS-08-IOA-Doubtful-3-Direct	貸倒引当金(投資その他の資産)を科目から直接控除する方法	(21) ((22)~(28)とは独立)
(22)	1-BS-09-IOA-Dep-1-ByAccount	減価償却累計額(投資その他の資産)を科目別に控除する方法	(18)を選択した場合、次のいずれか。
(23)	1-BS-09-IOA-Dep-2-ByGroup	減価償却累計額(投資その他の資産)を一括して控除する方法	(22) (22)及び(25)
(24)	1-BS-09-IOA-Dep-3-Direct	減価償却累計額(投資その他の資産)を科目から直接控除する方法	(22)及び(26) (23)
(25)	1-BS-10-IOA-Imp-1-ByAccount	減損損失累計額(投資その他の資産)を科目別に控除する方法	(23)及び(26) (24)
(26)	1-BS-10-IOA-Imp-2-ByGroup	減損損失累計額(投資その他の資産)を一括して控除する方法	(24)及び(26) (27)
(27)	1-BS-11-IOA-DepImp-1-ByAccount	減損損失累計額(投資その他の資産)を減価償却累計額に合算して科目別に控除する方法	(28) ((19)~(21)とは独立)
(28)	1-BS-11-IOA-DepImp-2-ByGroup	減損損失累計額(投資その他の資産)を減価償却累計額に合算して一括して控除する方法	
(29)	1-BS-12-DA-1-OneLine	繰延資産を一括して掲記する方法	次のいずれか。
(30)	1-BS-12-DA-2-ByAccount	繰延資産を科目別に掲記する方法	(29) (30)



### 3-4-2-2 損益計算書等のパターンの選択

損益計算書等のパターン及び選択方法は、次の図表のとおりです。

図表 3-4-9 損益計算書等のパターン及び選択方法

No	パターン	説明	パターンの選択
(1)	2-PL-01-Sales-1-Net	売上高を一括して掲記する方法	次のいずれか。
(2)	2-PL-01-Sales-2-Gross	売上高を総額表示する方法	(1)
(3)	2-PL-01-Sales-3-ByType	売上高を科目別に掲記する方法	(2) (3)
(4)	2-PL-02-COS-1-Goods	売上原価を商品期首たな卸高、当期商品仕入高、商品期末たな卸高に区分して掲記する方法	次のいずれか。 (4) (5)
(5)	2-PL-02-COS-2-FinishedGoods	売上原価を製品期首たな卸高、当期製品仕入高、製品期末たな卸高に区分して掲記する方法	(6) (7) (8)
(6)	2-PL-02-COS-3-ByType	売上原価を商品売上原価と製品売上原価に区分して掲記する方法	
(7)	2-PL-02-COS-4-OneLine	売上原価を一括して掲記する方法	
(8)	2-PL-03-COS-Goods-1-Gross	仕入高を総額表示する方法	
(9)	2-PL-04-SGA-1-ByAccount	販売費及び一般管理費を費目別に掲記する方法	次のいずれか。 (9)
(10)	2-PL-04-SGA-2-OneLine	販売費及び一般管理費を一括して掲記する方法	(10)
(11)	2-PL-05-NOI-1-OneLine	営業外収益を一括して掲記する方法	次のいずれか。 (11)
(12)	2-PL-05-NOI-2-ByAccount	営業外収益を科目別に掲記する方法	(12)
(13)	2-PL-06-NOE-1-OneLine	営業外費用を一括して掲記する方法	次のいずれか。 (13)
(14)	2-PL-06-NOE-2-ByAccount	営業外費用を科目別に掲記する方法	(14)
(15)	2-PL-07-EI-1-OneLine	特別利益を一括して掲記する方法	次のいずれか。 (15)
(16)	2-PL-07-EI-2-ByAccount	特別利益を科目別に掲記する方法	(16)
(17)	2-PL-08-EL-1-OneLine	特別損失を一括して掲記する方法	次のいずれか。 (17)
(18)	2-PL-08-EL-2-ByAccount	特別損失を科目別に掲記する方法	(18)
(19)	2-PL-09-CI-1-SingleStatementNetOfTax	損益及び包括利益計算書(1計算書方式)、税効果控除後	次のいずれか。 (19)
(20)	2-PL-09-CI-2-SingleStatementBeforeTax	損益及び包括利益計算書(1計算書方式)、税効果控除前	(20)

### 3-4-2-3 包括利益計算書のパターンの選択

包括利益計算書のパターン及び選択方法は、次の図表のとおりです。

図表 3-4-10 包括利益計算書のパターン及び選択方法

No	パターン	説明	パターンの選択
(1)	4-CI-01-TwoStatements NetOfTax	包括利益計算書(2計算書方式)、税 効果控除後	次のいずれか (1)
(2)	4-CI-02-TwoStatements BeforeTax	包括利益計算書(2計算書方式)、税 効果控除前	(2)

### 3-4-2-4 キャッシュ・フロー計算書のパターンの選択

キャッシュ・フロー計算書のパターン及び選択方法は、次の図表のとおりです。

キャッシュ・フロー計算書のパターン別関係リンクベースファイルは、直接法又は間接法で別に定義しています。それぞれに応じてパターン別関係リンクベースファイルを選択します。

図表 3-4-11 キャッシュ・フロー計算書のパターン及び選択方法

No	パターン	説明	パターンの選択
(1)	3-CF-01-Method-Direct	キャッシュ・フロー計算書 直接法	次のいずれか。
(2)	3-CF-02-Method-Direct -IntrestDividend-1-Ope Fin	利息及び配当金の受取額並びに利 息の支払額は営業活動の区分に、配 当金の支払額は財務活動の区分に それぞれ記載する方法 直接法	(1) (4)
(3)	3-CF-02-Method-Direct -IntrestDividend-2-InvFi n	利息及び配当金の受取額は投資活 動の区分に、支払額は財務活動の区 分にそれぞれ記載する方法 直接法	(1)を選択した場合(直 接法)、次のいずれ か。 (2) (3)
(4)	3-CF-03-Method-Indire ct	キャッシュ・フロー計算書 間接法	(3)
(5)	3-CF-04-Method-Indire ct-IntrestDividend-1-Op eFin	利息及び配当金の受取額並びに利 息の支払額は営業活動の区分に、配 当金の支払額は財務活動の区分に それぞれ記載する方法 間接法	(4)を選択した場合(間 接法)、次のいずれ か。 (5) (6)
(6)	3-CF-04-Method-Indire ct-IntrestDividend-2-Inv Fin	利息及び配当金の受取額は投資活 動の区分に、支払額は財務活動の区 分にそれぞれ記載する方法 間接法	

## 3-5 要素の決定

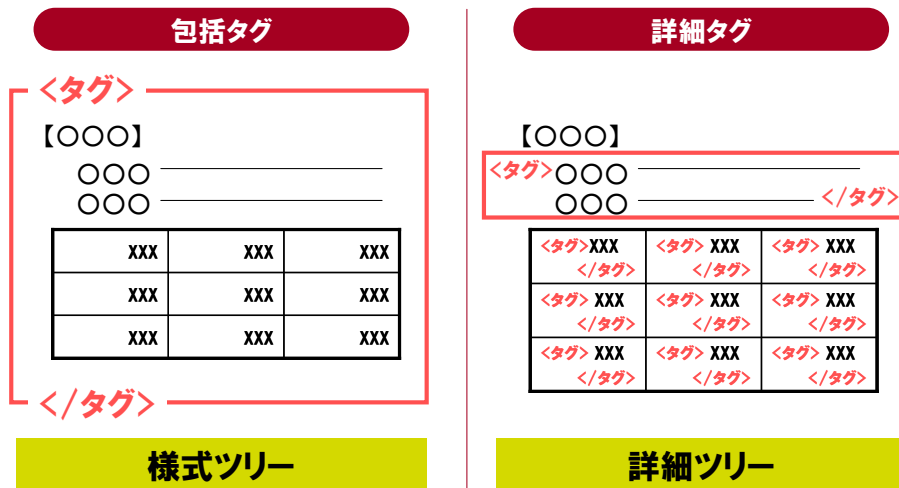
EDINET タクソノミに必要な要素が存在しない場合、提出者別タクソノミに要素を定義します。ここでは、利用する要素を決定するために EDINET タクソノミ用意されている要素及び利用する要素決定の考え方についても説明します。

要素の決定に当たっては、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』も併せて参照してください。

### 3-5-1 包括タグと詳細タグ

報告書インスタンスで値を設定（タグ付け）する際に利用する要素は、次の図表のように、大きく分けて二つの種類があります。

図表 3-5-1 タグ付け方法(イメージ)



#### 3-5-1-1 包括タグ

一般的に文章、表等の複数の情報をまとめて囲む場合に用いるタグを包括タグといいます。包括タグは、テキストブロック要素です。なお、テキストブロックの粒度には様々なレベルがあり、ある程度詳細なイメージのものもあります。

EDINET タクソノミ関連ガイドラインにおいては、様式ツリーの目次項目の子要素として定義されるテキストブロックを「様式ツリーの包括タグ」又は単に「包括タグ」と表記し、詳細ツリーのテキストブロックは「テキストブロック」と表記します。

#### 3-5-1-2 詳細タグ

一般的に詳細な粒度の概念で定義されたタグを詳細タグといいます。

EDINET タクソノミの詳細ツリーには、テキストブロック要素のほかに、文字列、文章、金額、数値等を囲むタグが定義されています。文字列、文章、金額、数値等ごとに付けるタグは、詳細タグです。

## 3-5-2 該当なし要素

ある項目について、「該当事項はありません。」のように、該当がない旨（該当がない理由を含む。「特記事項はありません。」は、該当がない旨の記載と同等とみなす。）を記載する場合に使用する要素を「該当なし要素」といいます。該当なし要素は、日本語ラベルの末尾が「…(該当なし)」(英語ラベルでは「…(N/A)」)となっています。該当なし要素の使い方については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「4 該当なし要素」を併せて参照してください。

## 3-5-3 様式ツリーの要素の決定

様式ツリーの要素の決定では、目次項目（府令様式及び財務諸表等規則等様式の隅付き括弧〔 〕で記載される項目及び EDINET タクソノミで独自に定義している箇所があります。）の追加の必要性を確認します。

不要な目次は、提出者別タクソノミの関係リンクベースファイルにはコピーしません。

## 3-5-4 詳細ツリーの要素の決定

開示書類等提出者が独自に定義する詳細ツリーは、EDINET タクソノミで定義された同提出者用の拡張リンクロールの命名規約（「5章 スキーマファイルの作成 5-1-1 開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規約」）に従い、定義する必要があります。この場合、ジェネリックラベルリンクも定義してください。

### 3-5-4-1 開示する勘定科目とラベルとの同一性の判断方法

EDINET タクソノミの勘定科目を利用する場合、勘定科目名称は、EDINET タクソノミが用意しているラベルとなります。

EDINET タクソノミの勘定科目のラベルは、標準ラベル、冗長ラベル及びドキュメンテーションラベルのほかに、次の各ラベルロールに設定されている場合があります。

- 合計ラベル
- 期首ラベル
- 期末ラベル
- 正值ラベル
- 負値ラベル

また、ある要素について、同一概念ではあるが財務諸表区分、業法等により異なる名称が規定されている場合、EDINET タクソノミでは、財務諸表区分又は業種区分のラベルにそれぞれ特有の名称が設定されているときがあります（EDINET タクソノミでは業種期首ラベル及び業種期末ラベルは用意されていません。）。

開示書類等提出者は、これらのラベルに設定されている名称と、開示する勘定科目との同一性を判断する必要があります。

開示書類等提出者の勘定科目と EDINET タクソミの勘定科目との会計的な同一性の判断については『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』を、名称リンクのラベルロールの一覧については『添付3 拡張リンクロール一覧』をそれぞれ参照してください。

#### 3-5-4-2 異なる語彙スキーマの同一ラベルの要素

ラベルが同一でも異なる語彙スキーマに存在する要素は、異なる概念になります。語彙スキーマが異なる場合、冗長ラベルを一意となるように設定してないことがあります。参照リンクの定義の違い、関係層における位置付けの違い等により異なる概念といえます。

例えば、DEI 及び表紙、又は主要な経営指標等の推移及び財務諸表本表は、いずれの場合も語彙スキーマが異なります。そのため、DEI で利用しようとする要素で同一のラベルの要素がその他の語彙スキーマに定義されていたとしても、DEI でその要素を利用することはできません。

#### 3-5-5 科目一覧ツリーにおける開示する勘定科目と要素との対応付け

開示する勘定科目と要素との対応付けについて説明します。

EDINET タクソミで定義されている勘定科目は、「科目一覧ツリー」にあります。科目一覧ツリーは、勘定科目の持つ会計的意味における関係を階層構造で表現した勘定科目の一覧です。財務諸表本表を含む提出書類を作成する場合は、科目一覧ツリーから使用する勘定科目を選択します。

EDINET タクソミの勘定科目に開示書類等提出者が開示する勘定科目と同一の概念を持つものが含まれているか否かを判断する指針については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』を併せて参照してください。対応付けた結果、EDINET タクソミに適切な要素がない場合にのみ、開示書類等提出者は、提出者別タクソミ上で要素を新規に追加します。また、開示書類等提出者は、更に追加した要素の名称リンクを提出者別タクソミに定義します。

要素の追加の詳細は、「5章 スキーマファイルの作成 5-2 要素の定義」を参照してください。



# 4

## 提出者別タクソノミの ファイル仕様

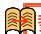



● ..... ●  
本章では、提出者別タクソノミのファイル仕様について  
説明します。

## 4-1 スキーマファイルのファイル仕様

提出者別タクソノミ作成前準備が終わったら、スキーマファイルの作成です。  
スキーマファイルの全体像は次の図表のとおりです。

※ xsd:schema 要素内の「リンクベースの参照」、「スキーマファイルのインポート」及び「要素の定義」の構成は、順不同です。

図表 4-1-1 提出者別タクソノミスキーマファイルのイメージ

<pre>&lt;?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?&gt; &lt;xsd:schema targetNamespace="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpcrp/2013-08-31/01/2012-06-28" elementFormDefault="qualified" xmlns:jpcrp="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jpcrp/030000-asr_X99001-000" xmlns:fsa="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jpcrp/030000/asr/001/X99001-000" xmlns:nonnum="http://www.xbrl.org/dtr/type/nonNumeric-2009-12-16" xmlns:link="http://www.xbrl.org/2003/linkbase" xmlns:xbrli="http://www.xbrl.org/2003/instance" &gt;   &lt;xsd:annotation&gt;     &lt;xsd:appinfo&gt;       &lt;link:linkbaseRef xlink:type="simple" xlink:href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpcrp/2013-08-31/label/jpcrp_2013-08-31_gla.xml" xlink:arcrole="http://www.w3.org/1999/xlink:arcrole-label-linkbase" /&gt;       &lt;link:linkbaseRef xlink:type="simple" xlink:href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-08-31/label/jppfs_2013-08-31_gla.xml" xlink:arcrole="http://www.w3.org/1999/xlink:arcrole-label-linkbase" /&gt;       ...       &lt;link:linkbaseRef xlink:type="simple" xlink:href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/2013-08-31/label/jpdei_2013-08-31_gla.xml" xlink:role="http://www.xbrl.org/2003/role/labelLinkbaseRef" xlink:arcrole="http://www.w3.org/1999/xlink:properties/linkbase" /&gt;     &lt;/xsd:appinfo&gt;   &lt;/xsd:annotation&gt;   &lt;xsd:import namespace="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/2013-08-31/jpdei_cor" schemaLocation="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/2013-08-31/jpdei_cor_2013-08-31.xsd"/&gt;   &lt;xsd:import namespace="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/2013-08-31/jpdei_cor" schemaLocation="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/2013-08-31/jpdei_cor_2013-08-31.xsd"/&gt;   ...   &lt;xsd:import namespace="http://www.xbrl.org/dtr/type/nonNumeric-2009-12-16" schemaLocation="http://www.xbrl.org/dtr/type/nonNumeric-2009-12-16.xsd"/&gt;   &lt;xsd:element name="NotesBusinessCombinationsConsolidatedFinancialStatementsNA" id="jpcrp030000-asr_X99001-000_NotesBusinessCombinationsConsolidatedFinancialStatementsNA" type="xbrli:stringItemType" substitutionGroup="xbrli:periodType" /&gt;   &lt;xsd:element name="NotesAssetRetirementObligationsConsolidatedFinancialStatementsNA" id="jpcrp030000-asr_X99001-000_NotesAssetRetirementObligationsConsolidatedFinancialStatementsNA" type="xbrli:stringItemType" substitutionGroup="xbrli:periodType" /&gt;   ... &lt;/xsd:schema&gt;</pre>	<p><b>XML 宣言</b> XML のバージョン、文字コード等を定義します。</p>
	<p><b>スキーマ宣言</b> 定義の開始宣言と、スキーマファイルの名前空間 URI 等を定義します。</p> <p> <b>参照</b> 「4-5 名前空間」「4-6 スキーマ宣言」</p>
	<p><b>リンクベースの参照</b> リンクベースファイル（ジェネリックラベルリンク、名称リンク、定義リンク、表示リンク及び計算リンク）の参照先を定義します。</p> <p> <b>参照</b> 「4-9 リンクベースファイルの参照」</p>
	<p><b>スキーマファイルのインポート</b> 他のスキーマファイルをインポートする場合、その参照先を定義します。</p> <p> <b>参照</b> 「4-8 EDINET タクソノミのインポート」</p>
	<p><b>要素の定義</b> 報告書インスタンスで使用する開示書類等提出者の独自の報告項目がある場合に、その要素を定義します。</p> <p> <b>参照</b> 「5 章 スキーマファイルの作成 5-2 要素の定義」</p>




## 4-2 ファイル構成

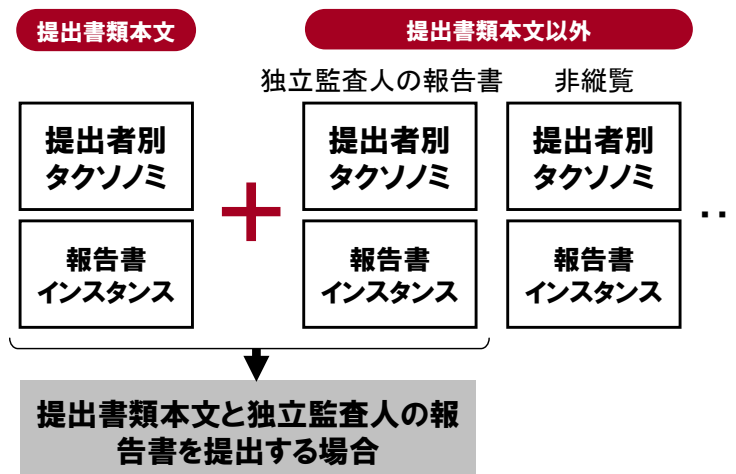
提出者別タクソミは、一つのスキーマファイルと、複数のリンクベースファイルとで構成されます。作成単位は、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書等の提出書類の単位で一つです。したがって、連結財務諸表及び個別財務諸表の両方を開示する場合でも、作成する提出者別タクソミは一つとなります。

また、独立監査人の報告書も併せて提出する場合は、独立監査人の報告書1通につき、一つの提出者別タクソミと一つの報告書インスタンスとが必要です。さらに、非縦覧の内容を含んだ本文内容を作成する場合は、同様に非縦覧本文用のファイルに一つの提出者別タクソミと一つの報告書インスタンスとが必要です。このように、提出者別タクソミと報告書インスタンスとは、提出する書類に応じて、そのセットが増えることとなります。

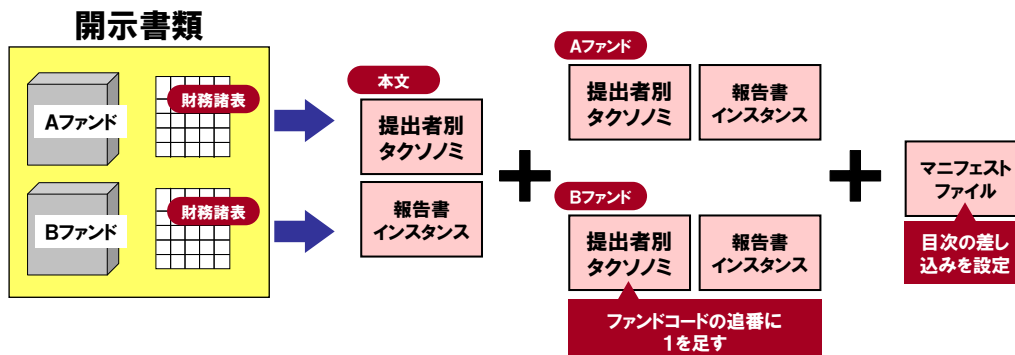
 **参照** 「図表 4-2-1 提出書類のイメージ(1)」

シリーズファンドのように一つの開示書類で、複数の財務諸表をXBRL形式で提出する場合や、IFRSタクソミを利用する場合にも、一つの開示書類に対して複数の提出者別タクソミを作成します。  **参照** 「図表 4-2-2 提出書類のイメージ(2)」

図表 4-2-1 提出書類のイメージ(1)

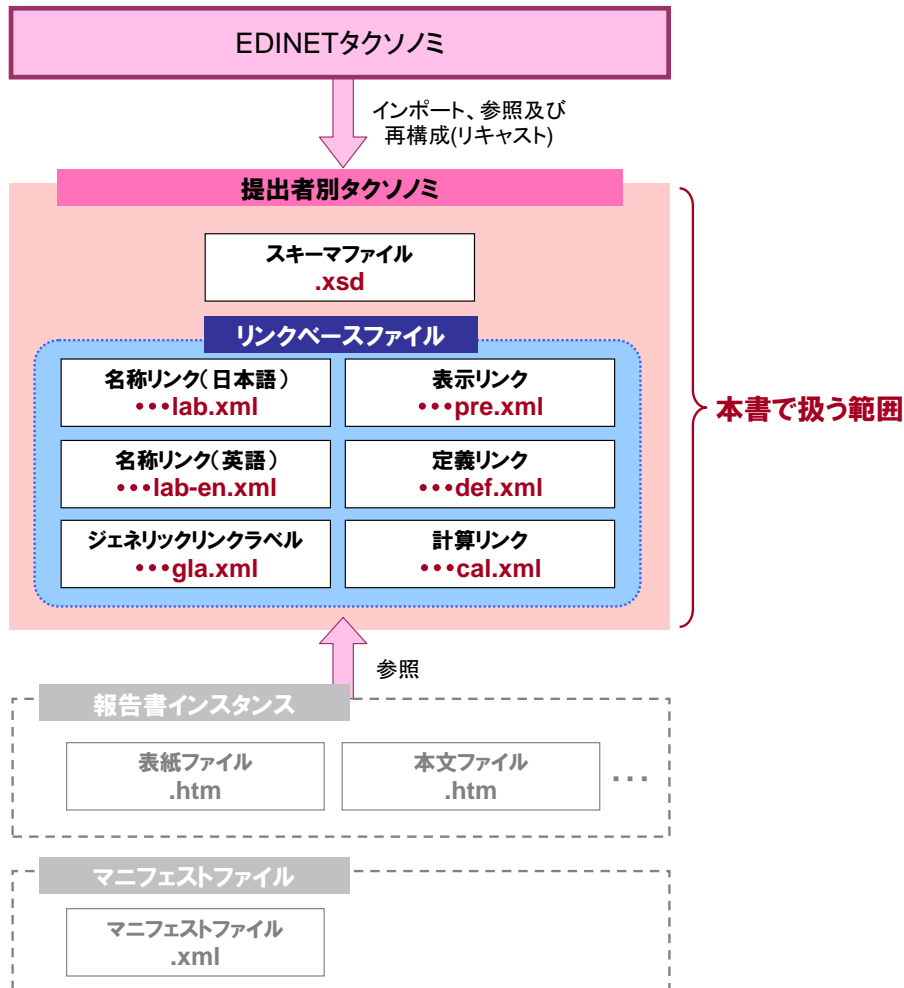


図表 4-2-2 提出書類のイメージ(2)



提出書類のファイル構成は、次の図表のとおりです。ファイルは、提出書類ごとに用意します（例：有価証券報告書と独立監査人の報告書とを提出する場合、有価証券報告書用の提出者別タクソミ及び独立監査人の報告書用の提出者別タクソミを、それぞれ作成する必要があります。）。

図表 4-2-3 提出書類のファイル構成(イメージ)



各リンクベースファイルの説明、作成方法及び作成要否は、「1章 提出者別タクソミの概要 1-2 再構成(リキャスト)と再利用(リユーズ)」及び「3章 3-2 リンクベースファイルの定義の方法」を参照してください。

## 4-3 ファイル名

提出者別タクソノミの各種ファイルの命名規約について説明します。

### 4-3-1 スキーマファイルの命名規約

提出者別タクソノミのスキーマファイル名は、次の図表に従って設定します。

図表 4-3-1 スキーマファイルの命名規約

スキーマファイルの命名規約	
<b>報告書</b>	jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日 報告義務発生日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}.xsd
<b>独立監査人の報告書</b>	jpaud- {監査報告書略号} - {当期又は前期の別} {連結又は個別の別} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}.xsd
	<p>※各項目の詳細は「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」及び「図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)」を参照してください。</p> <p>※「報告対象期間期末日 報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。</p>

図表 4-3-2 スキーマファイル名の例

【例】			
《条件》			
対象書類	開示府令第三号様式 有価証券報告書		
EDINETコード	X99999	追番	000
報告対象期間期末日	2013年3月31日		
提出日	2013年6月28日	提出回数	初回提出
《ファイル名の例》			
jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2013-03-31_01_2013-06-28.xsd			

図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)

命名規約	値	桁数等	説明
jp	英字	固定値	独立監査人の報告書以外の場合に指定します。
府令略号	英字	3文字	府令略号 ※府令略号の一覧は、『添付 4 各種命名規約の略号、連番及び追番一覧』を参照してください。
様式番号	数値	6桁	様式番号 ※様式番号の一覧は、『添付 4 各種命名規約の略号、連番及び追番一覧』を参照してください。

命名規約	値	桁数等	説明
報告書略号	英字	3文字	報告書略号 ※報告書略号の一覧は『添付4 各種命名規約の略号、連番及び追番一覧』を参照してください。
報告書連番	数値	3桁	報告書連番 ※「001」から開始します。
EDINETコード又はファンドコード	英数字	6桁	開示書類等提出者のEDINETコード又はファンドコード ※特定有価証券開示府令の書類を提出する場合は、ファンドコードを指定します。
追番	数値	3桁	数値 3桁の「000」から開始します。開示書類等提出者の追番を「000」とし、シリーズファンドは同提出者のEDINETコードを基準に「001」以上の追番を付与します。 ※[追番]には複数の財務諸表本表を区別する意味があり、提出者別タクソミが複数の場合、提出者別タクソミの順序を表しますが、区別の必要がない場合は追番 001以降を付与する必要はありません。 ※[追番]は連続になっている必要はなく、提出書類内で一意となるように指定します。 ※経年比較を可能とするため、一度付与した[EDINET(ファンド)コード+「追番」]は継続的に同じものを使用します。シリーズファンドの変更があった場合も振りなおしません。ただし、シリーズファンドの一部償還等により、複数の財務諸表本表を区別する必要が無くなった場合は、例外的に追番を振り直します。
報告対象期間期末日	数値	YYYY-MM-DDの形式	報告書の対象期間の期末日(年(西暦4桁)月(2桁)日(2桁)) ※半期報告書は、中間会計期間の末日を、四半期報告書は、四半期会計期間の末日をそれぞれ指定します。 ※有価証券届出書は、最近事業年度末日を指定します(例:最近事業年度の次の事業年度に係る四半期財務諸表又は中間財務諸表を記載している場合、最近事業年度末日を指定します。) ※第1期の計算期間期末日より前に有価証券届出書を提出する場合で、periodType 属性の値が duration である要素を使用しているときは、第1期の計算期間期末日となる日付を指定します(「報告書提出日」より未来日でも問題ありません。)。periodType 属性の値が duration である要素を使用していないときは、「報告書提出日」を指定します。 記載例 2013-03-31
報告義務発生日	数値	YYYY-MM-DDの形式	報告書の報告義務発生日(年(西暦4桁)月(2桁)日(2桁)) 記載例 2013-03-31
報告書提出回数	数値	2桁	最初の報告を「01」とし、XBRL データを訂正再提出するたびに1ずつ増やします。 ※同一提出日における提出回数ではありません。 ※02以上のものは訂正再提出されたものとみなされます。 ※報告書インスタンスと提出回数とを合わせてください。
報告書提出日	数値	YYYY-MM-DDの形式	報告書の提出日(年(西暦4桁)月(2桁)日(2桁)) ※XBRL データを訂正再提出する場合、報告書提出回数の後ろの報告書提出日には、訂正報告書の提出日を指定します。 ※「追番」の後に「報告書提出日」を指定した場合でも、「報告書提出回数」の後に再度「報告書提出日」を指定します。 記載例 2013-06-28

図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)

命名規約	値	桁数等	説明						
jpaud	英字	固定値	独立監査人の報告書の場合に指定します。						
監査報告書略号	英字	3文字	監査報告書略号 ※監査報告書略号の一覧は『添付 4 各種命名規約の略号、連番及び追番一覧』を参照してください。						
当期又は前期の別	英字	1桁	次のいずれかを指定します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>値</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>c</td> <td>当期</td> </tr> <tr> <td>p</td> <td>前期</td> </tr> </tbody> </table>	値	説明	c	当期	p	前期
値	説明								
c	当期								
p	前期								
連結又は個別の別	英字	1桁	次のいずれかを指定します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>値</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>c</td> <td>連結</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>個別</td> </tr> </tbody> </table>	値	説明	c	連結	n	個別
値	説明								
c	連結								
n	個別								
追番	数値	3桁	数値3桁の「000」から開始します。 独立監査人の報告書の対象となるファンドの財務諸表本表に用いる追番と一致させます。						

(注) 報告書と同じ項目は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照。

## 4-3-2 名称リンクの命名規約

提出者別タクソノミの名称リンクのファイル名を設定する場合、次の図表に従って設定します。

図表 4-3-5 名称リンクの命名規約

名称リンクの命名規約	
<b>名称リンク(日本語)</b>	
jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)}_ {報告対象期間期末日 報告義務発生日}_ {報告書提出回数(2桁)}_ {報告書提出日}_lab.xml	
<b>名称リンク(英語)</b>	
jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)}_ {報告対象期間期末日 報告義務発生日}_ {報告書提出回数(2桁)}_ {報告書提出日}_lab-en.xml	
※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。	
※「報告対象期間期末日 報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。	

### 4-3-3 ジェネリックラベルリンクの命名規約

提出者別タクソノミのジェネリックラベルリンクのファイル名を設定する場合、次の図表に従って設定します。

図表 4-3-6 ジェネリックラベルリンクの命名規約

#### ジェネリックラベルリンクの命名規約

jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番 (3 桁)}\_ {EDINET  
コード又はファンドコード} - {追番 (3 桁)}\_ {報告対象期間期末日|報告義務発  
生日}\_ {報告書提出回数 (2 桁)}\_ {報告書提出日}\_ gla.xml

※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。

※「報告対象期間期末日|報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。

### 4-3-4 表示リンクの命名規約

提出者別タクソノミの表示リンクのファイル名を設定する場合、次の図表に従って設定します。

図表 4-3-7 表示リンクの命名規約

#### 表示リンクの命名規約

##### 報告書

jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番 (3 桁)}\_ {EDINET  
コード又はファンドコード} - {追番 (3 桁)}\_ {報告対象期間期末日|報告義務発  
生日}\_ {報告書提出回数 (2 桁)}\_ {報告書提出日}\_ pre.xml

##### 独立監査人の報告書

jpaud- {監査報告書略号} - {当期又は前期の別} {連結又は個別の別} - {報  
告書連番 (3 桁)}\_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3 桁)}\_ {報告対  
象期間期末日}\_ {報告書提出回数 (2 桁)}\_ {報告書提出日}\_ pre.xml

※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。

※「報告対象期間期末日|報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。

### 4-3-5 定義リンクの命名規約

提出者別タクソノミの定義リンクのファイル名を設定する場合、次の図表に従って設定します。

図表 4-3-8 定義リンクの命名規約

#### 定義リンクの命名規約

jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番 (3 桁)}\_ {EDINET  
コード又はファンドコード} - {追番 (3 桁)}\_ {報告対象期間期末日|報告義務発  
生日}\_ {報告書提出回数 (2 桁)}\_ {報告書提出日}\_def.xml

※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。

※「報告対象期間期末日|報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。

## 4-3-6 計算リンクの命名規約

提出者別タクソノミの計算リンクのファイル名を設定する場合、次の図表に従って設定します。

図表 4-3-9 計算リンクの命名規約

計算リンクの命名規約	
<p>jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}_ cal.xml</p>	
<p>※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。</p>	

図表 4-3-10 提出者別タクソノミのファイル名の例

【例】			
《条件》			
対象書類	企業内容等の開示に関する内閣府令 第三号様式 有価証券報告書		
EDINETコード	X99999	追番	000
報告対象期間末日	2013年3月31日		
提出日	2013年6月28日	提出回数	初回提出
《ファイル名の例》			
スキーマファイル:			
jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2013-03-31_01_2013-06-28.xsd			
名称リンクベースファイル(日本語):			
jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2013-03-31_01_2013-06-28_lab.xml			
名称リンクベースファイル(英語):			
jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2013-03-31_01_2013-06-28_lab-en.xml			
ジェネリックラベルリンクベースファイル:			
jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2013-03-31_01_2013-06-28_gla.xml			
表示リンクベースファイル:			
jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2013-03-31_01_2013-06-28_pre.xml			
定義リンクベースファイル:			
jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2013-03-31_01_2013-06-28_def.xml			
計算リンクベースファイル:			
jpcrp030000-asr-001_X99999-000_2013-03-31_01_2013-06-28_cal.xml			



## 4-4 利用可能な文字コードと文字

提出者別タクソノミで使用する文字コード（エンコーディング形式）は、「UTF-8」です。BOM(Byte Order Mark)は、提出者別タクソノミには設定しません。

### BOM(Byte Order Mark)とは

BOM は、提出者別タクソノミ又は報告書インスタンスが UTF-8 で記載されているかどうかを判別するための符号です。提出者別タクソノミに BOM を設定すると、BOM の符号が不正なコードとして EDINET で判別され、エラーとなります。

## 4-5 名前空間宣言

スキーマファイルの名前空間宣言で使用する名前空間 URI の命名規約は、次の図表のとおりです。

また、名前空間プレフィックスの命名規約は、「図表 4-5-2 名前空間プレフィックスの命名規約」のとおりです。

図表 4-5-1 名前空間 URI の命名規約

名前空間 URI の命名規約	
<b>報告書</b>	<code>http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jp {府令略号} {様式番号} / {報告書略号} / {報告書連番 (3 桁)} / {EDINET コード又はファンドコード} - {追番 (3 桁)} / {報告対象期間期末日 報告義務発生日} / {報告書提出回数 (2 桁)} / {報告書提出日}</code>
<b>独立監査人の報告書</b>	<code>http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jpaud/ {監査報告書略号} / {当期又は前期の別} {連結又は個別の別} / {報告書連番 (3 桁)} / {EDINET コード又はファンドコード} - {追番 (3 桁)} / {報告対象期間期末日} / {報告書提出回数 (2 桁)} / {報告書提出日}</code>  ※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」及び「図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)」を参照してください。 ※「報告対象期間期末日 報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。

図表 4-5-2 名前空間プレフィックスの命名規約

名前空間プレフィックスの命名規約	
<b>報告書</b>	jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} _ {EDINET コード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}
<b>独立監査人の報告書</b>	jpaud- {監査報告書略号} - {当期又は前期の別} {連結又は個別の別} _ {EDINET コード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}
※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」及び「図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)」を参照してください。	

その他の名前空間宣言については、次の図表を参考にして必要に応じて設定し、不要な名前空間宣言はしないでください。

図表 4-5-3 提出者別タクソノミに設定する名前空間プレフィックス及び名前空間 URI の例

No	名前空間プレフィックス	名前空間 URI	備考
1	xsd	http://www.w3.org/2001/XMLSchema	XML Schema 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
2	xlink	http://www.w3.org/1999/xlink	XLink 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
3	link	http://www.xbrl.org/2003/linkbase	XBRL 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
4	num	http://www.xbrl.org/dtr/type/numeric	XBRL 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
5	nonnum	http://www.xbrl.org/dtr/type/non-numeric	XBRL 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
6	gen	http://xbrl.org/2008/generic	XBRL 仕様で定められているスキーマファイルの名前空間宣言
7	提出者別タクソノミと同一の名前空間プレフィックス	参照先となる提出者別タクソノミの名前空間 URI	詳細は「図表 4-5-1 名前空間 URI の命名規約」及び「図表 4-5-2 名前空間プレフィックスの命名規約」を参照してください。
8	jp{府令略号}(-{報告書略号})_cor	http://disclosure.edinet-fsa.gov.jp/taxonomy/jp{府令略号}(-{報告書略号})/{タクソノミ日付}/jp{府令略号}(-{報告書略号})_cor	府令別(報告書別)語彙スキーマの名前空間宣言
9	jppfs_cor	http://disclosure.edinet-fsa.gov.jp/taxonomy/jppfs/{タクソノミ日付}/jppfs_cor	財務諸表本表語彙スキーマの名前空間宣言

No	名前空間 プレフィックス	名前空間 URI	備考
10	jpdei_cor	http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソノミ日付}/jpdei_cor	DEI 語彙スキーマの名前空間宣言
11	xbrldt	http://xbrl.org/2005/xbrldt	Dimension1.0 で定められているスキーマファイルの名前空間宣言 ※ディメンションを設定する場合に使用
12	iod	http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/common/{タクソノミ日付}/iod	目次項目アイテムスキーマの名前空間宣言

## 4-6 スキーマ宣言

スキーマファイルのルート要素である「schema 要素」を使用してスキーマ宣言を定義します。提出者別タクソノミのスキーマファイルでは、schema 要素の属性 (targetNamespace、attributeFormDefault 及び elementFormDefault) に、次の図表にある値を指定します。

図表 4-6-1 スキーマ宣言の各属性の値

No	属性	値
1	targetNamespace	宣言するスキーマの名前空間宣言
2	attributeFormDefault	unqualified
3	elementFormDefault	qualified

## 4-7 コメント

提出者別タクソノミには、必要に応じてコメントを設定できます。

ただし、EDINET タクソノミに付与されている著作権、使用許諾等を表すコメントは設定できません。

## 4-8 EDINET タクソミのインポート

開示書類等提出者は、提出者別タクソミとして、「4-1 スキーマファイルのファイル仕様」に従い、新規にスキーマファイルを作成します。

次に import 要素を用いて、次の図表にある EDINET タクソミのスキーマファイルをインポートします。提出者別タクソミの「import」要素の「schemaLocation」属性に EDINET タクソミのスキーマファイルの URI を絶対パスで指定します。

図表 4-8-1 インポートするタクソミの一覧

No	スキーマファイル	URI(上段) ファイル名(下段)	備考
1	語彙スキーマ	<p><b>URI</b> <a a="" disclosure.edinet-fsa.go.jp="" href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jp{ 府 令 略 号 }(-{ 報 告 書 略 号 })/{ タ ク ソ ノ ミ 日 付 }/jp{ 府 令 略 号 }(-{ 報 告 書 略 号 })_cor&lt;/a&gt;&lt;/p&gt; &lt;p&gt;&lt;b&gt;ファイル名&lt;/b&gt;&lt;br/&gt;jp{府令略号}{-{報告書略号}}_cor_{タクソミ日付}.xsd&lt;/p&gt; &lt;/td&gt; &lt;td&gt;EDINET タクソミに用意されている府令別(報告書別)の要素を宣言(設定)します。必ずインポートします。語彙スキーマインポート時は、目次項目アイテムスキーマ及びパート要素スキーマも同時にインポートされます。&lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;tr&gt; &lt;td&gt;2&lt;/td&gt; &lt;td&gt;ロールタイプスキーマ&lt;/td&gt; &lt;td&gt; &lt;p&gt;&lt;b&gt;URI&lt;/b&gt; &lt;a href=" http:="" jp{="" taxonomy="" {="" }="" }(-{="" })="" })_rt<="" ク="" ソ="" タ="" ノ="" ミ="" 付="" 令="" 号="" 告="" 報="" 府="" 日="" 書="" 略=""></a></p> <p><b>ファイル名</b> jp{府令略号}{-{報告書略号}}_rt_{タクソミ日付}.xsd</p>	EDINET タクソミに用意されている府令別(報告書別)の拡張リンクロールを設定します。必ずインポートします。
3	財務諸表本表語彙スキーマ	<p><b>URI</b> <a a="" disclosure.edinet-fsa.go.jp="" href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソミ日付}/jppfs_cor&lt;/a&gt;&lt;/p&gt; &lt;p&gt;&lt;b&gt;ファイル名&lt;/b&gt;&lt;br/&gt;jppfs_cor_{タクソミ日付}.xsd&lt;/p&gt; &lt;/td&gt; &lt;td&gt;EDINET タクソミに用意されている財務諸表本表の要素を宣言(設定)します。語彙スキーマインポート時は、目次項目アイテムスキーマ及びパート要素スキーマも同時にインポートされます。&lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;tr&gt; &lt;td&gt;4&lt;/td&gt; &lt;td&gt;財務諸表本表ロールタイプスキーマ&lt;/td&gt; &lt;td&gt; &lt;p&gt;&lt;b&gt;URI&lt;/b&gt; &lt;a href=" http:="" jppfs="" jppfs_rt<="" taxonomy="" {タクソミ日付}=""></a></p> <p><b>ファイル名</b> jppfs_rt_{タクソミ日付}.xsd</p>	EDINET タクソミに用意されている財務諸表本表の拡張リンクロール及びラベルロールを設定します。
5	DEI 語彙スキーマ	<p><b>URI</b> <a a="" disclosure.edinet-fsa.go.jp="" href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソミ日付}/jpdei_cor&lt;/a&gt;&lt;/p&gt; &lt;p&gt;&lt;b&gt;ファイル名&lt;/b&gt;&lt;br/&gt;jpdei_cor_{タクソミ日付}.xsd&lt;/p&gt; &lt;/td&gt; &lt;td&gt;EDINET タクソミに用意されている DEI のタクソミです。必ずインポートします。&lt;br/&gt;※DEI を利用しないタクソミの場合(例:シリーズファン)は設定しません。&lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;tr&gt; &lt;td&gt;6&lt;/td&gt; &lt;td&gt;DEI ロールタイプスキーマ&lt;/td&gt; &lt;td&gt; &lt;p&gt;&lt;b&gt;URI&lt;/b&gt; &lt;a href=" http:="" jpdei="" jpdei_rt<="" taxonomy="" {タクソミ日付}=""></a></p> <p><b>ファイル名</b> jpdei_rt_{タクソミ日付}.xsd</p>	EDINET タクソミに用意されている DEI の拡張リンクロールを設定します。

## 4-9 リンクベースファイルの参照

提出者別タクソノミが EDINET タクソノミのリンクベースファイルを参照する場合、「linkbaseRef」要素の「href」属性に XBRL2.1 仕様に基づいた URI を、絶対パスで指定します。また、提出者別タクソノミのリンクベースファイルを参照する場合は相対パスで指定します。

参照する EDINET タクソノミのリンクベースファイルの URI 及びファイル名は、次の「図表 4-9-1 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(内閣府令タクソノミの場合)」、「図表 4-9-2 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(財務諸表本表タクソノミの場合)」及び「図表 4-9-3 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(DEI タクソノミの場合)」のとおりです。

図表 4-9-1 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(内閣府令タクソノミの場合)

No	リンクベースファイル	URI(上段) ファイル名(下段)	備考
1	名称リンク(日本語)	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jp{ 府 令 略 号 }-{ 報 告 書 略 号 }/{ タ ク ソ ノ ミ 日 付 }/label/{ ファイル名 }">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jp{ 府 令 略 号 }-{ 報 告 書 略 号 }/{ タ ク ソ ノ ミ 日 付 }/label/{ ファイル名 }</a>	EDINET タクソノミに用意されている要素の日本語名称です。必ず参照します。
		<b>ファイル名</b> jp{府令略号}{-}{報告書略号}_{タクソノミ日付}.lab.xml	
2	名称リンク(英語)	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jp{ 府 令 略 号 }-{ 報 告 書 略 号 }/{ タ ク ソ ノ ミ 日 付 }/label/{ ファイル名 }">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jp{ 府 令 略 号 }-{ 報 告 書 略 号 }/{ タ ク ソ ノ ミ 日 付 }/label/{ ファイル名 }</a>	EDINET タクソノミに用意されている要素の英語名称です。必ず参照します。
		<b>ファイル名</b> jp{府令略号}{-}{報告書略号}_{タクソノミ日付}.lab-en.xml	
3	ジェネリックラベルリンク	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jp{ 府 令 略 号 }-{ 報 告 書 略 号 }/{ タ ク ソ ノ ミ 日 付 }/label/{ ファイル名 }">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jp{ 府 令 略 号 }-{ 報 告 書 略 号 }/{ タ ク ソ ノ ミ 日 付 }/label/{ ファイル名 }</a>	EDINET タクソノミに用意されているジェネリックラベルです。必ず参照します。
		<b>ファイル名</b> jp{府令略号}{-}{報告書略号}_{タクソノミ日付}.gla.xml	
4	大量保有報告書の追加 DEI(定義リンク)	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jplvh/{ タ ク ソ ノ ミ 日 付 }/r/{ ファイル名 }">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jplvh/{ タ ク ソ ノ ミ 日 付 }/r/{ ファイル名 }</a>	大量保有報告書の追加 DEI の定義リンクベースファイルです。大量保有報告書作成時は、必ず参照します。
		<b>ファイル名</b> jplvh-dei_{連番 6 桁}{-}{追番 3 桁}_{タクソノミ日付}.def.xml	
5	みなし有価証券届出書の追加 DEI(定義リンク)	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpsps/{ タ ク ソ ノ ミ 日 付 }/r/{ ファイル名 }">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpsps/{ タ ク ソ ノ ミ 日 付 }/r/{ ファイル名 }</a>	みなし有価証券届出書の追加 DEI の定義リンクベースファイルです。詳細は『提出者別タクソノミ作成ガイドライン添付 6 みなし有価証券届出書設例』を参考にしてください。
		<b>ファイル名</b> jpsps-dei_{連番 6 桁}{-}{追番 3 桁}_{タクソノミ日付}.def.xml	

図表 4-9-2 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(財務諸表本表タクソミの場合)

No	リンクベース ファイル	URI(上段) ファイル名(下段)	備考
1	名称リンク(日本語)	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}</a>	EDINET タクソミに用意されている要素の日本語名称です。財務諸表本表作成時は、必ず参照します。
		<b>ファイル名</b> jppfs_{タクソミ日付}.lab.xml	
2	名称リンク(英語)	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}</a>	EDINET タクソミに用意されている要素の英語名称です。財務諸表本表作成時は、必ず参照します。
		<b>ファイル名</b> jppfs_{タクソミ日付}.lab-en.xml	
3	ジェネリックラベルリンク	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}</a>	EDINET タクソミに用意されているジェネリックラベルです。財務諸表本表作成時は、必ず参照します。
		<b>ファイル名</b> jppfs_{タクソミ日付}.gla.xml	

図表 4-9-3 リンクベースファイル参照先 URI の一覧(DEIタクソミの場合)

No	リンクベース ファイル	URI(上段) ファイル名(下段)	備考
1	名称リンク(日本語)	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}</a>	EDINET タクソミに用意されている要素の日本語名称です。必ず参照します。
		<b>ファイル名</b> jpdei_{タクソミ日付}.lab.xml	
2	名称リンク(英語)	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}</a>	EDINET タクソミに用意されている要素の英語名称です。必ず参照します。
		<b>ファイル名</b> jpdei_{タクソミ日付}.lab-en.xml	
3	ジェネリックラベルリンク	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソミ日付}/label/{ファイル名}</a>	EDINET タクソミに用意されているジェネリックラベルです。必ず参照します。
		<b>ファイル名</b> jpdei_{タクソミ日付}.gla.xml	
4	DEI(定義リンク)	<b>URI</b> <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソミ日付}/r/{ファイル名}">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpdei/{タクソミ日付}/r/{ファイル名}</a>	DEIタクソミの定義リンクベースファイルです。必ず参照します。
		<b>ファイル名</b> jpdei_{連番 6 桁}-{追番 3 桁}_{タクソミ日付}.def.xml	

※DEIを利用しないタクソミの場合(例:シリーズファンド)は設定しません。

# 5

## スキーマファイルの作成

● ..... ●  
本章では、スキーマファイルの作成について説明します。

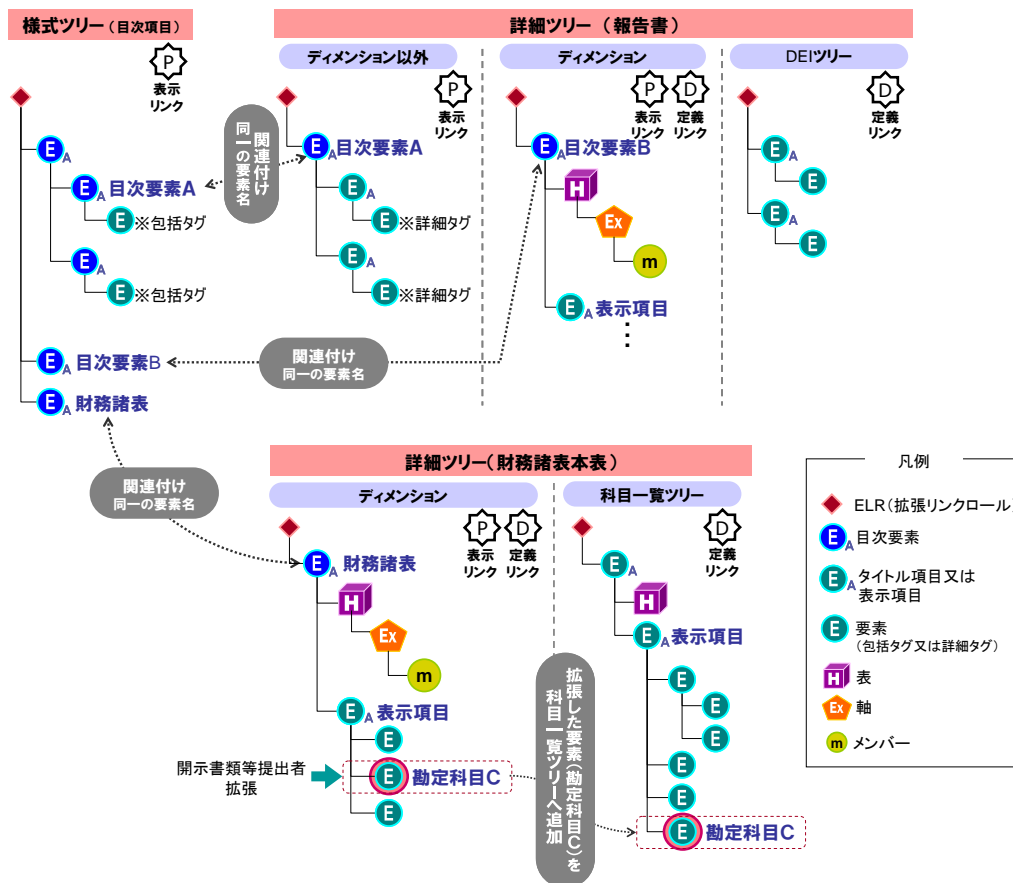
## 5-1 拡張リンクロールの追加

様式ツリーと詳細ツリーとは、目次項目で関連付けられています。

EDINET タクソノミで使用している拡張リンクロールの一覧は、『添付3 拡張リンクロール一覧』を参照してください。また、提出者別タクソノミで用いる拡張リンクロールは、EDINET タクソノミに定義されています。開示書類等提出者は、提出書類の報告内容に合わせて、適切な拡張リンクロールを選択し、不足があれば自身の提出者別タクソノミに追加してください。

なお、財務諸表本表については、EDINET タクソノミに用意されているもの以外の拡張リンクロールを追加しないでください。

図表 5-1-1 拡張リンクロールのイメージ



### 注意 拡張リンクロールの提供について

EDINET タクソノミには、あらかじめ開示書類等提出者の拡張リンクロールが用意されています。拡張リンクロールに不足がある場合は、開示書類等提出者自身で拡張リンクロールを作成します。拡張リンクロールの単位は、表又は目次の単位で提供されています。

また、DEI の拡張リンクロールも用意されています。



## 5-1-1 開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規約

提出者別タクソノミで使用する拡張リンクロールの命名規約は、次の図表のとおりです。

図表 5-1-2 拡張リンクロールの命名規約

拡張リンクロールの命名規約	
roleID	rol_{ルート要素名(Abstract と Heading を除いたもの)}(-{修飾語})(-{連番 2 桁}) ※
roleURI	http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jp{ 府令略号   dei}{-{報告書略号}}/rol_{ルート要素名(Abstract と Heading を除いたもの)}(-{修飾語})(-{連番 2 桁}) ※
definition	{ルート要素の日本語冗長ラベル([タイトル項目]と[目次項目]を除いたもの)} (-{連番 2 桁})
generic Label	{ルート要素の英語冗長ラベル([abstract]と[heading]を除いたもの)} (-{連番 2 桁})
usedOn	presentationLink 、 calculationLink 、 definitionLink 、 footnoteLink
宣言箇所	語彙スキーマごとのロールタイプスキーマ

※ 一つの目次項目が複数の詳細ツリーを含む場合、roleID、roleURI、definition 及び generic Label の末尾に「-01」から始まる連番をそれぞれ付与します。また、複数の拡張リンクロールのルート要素が業務上同一となる場合は、roleID 及び roleURI に適切な修飾語を付与します。

### 修飾語について

複数の拡張リンクロールのルート要素が業務上同一となる場合は、次のように修飾語（網掛け部分）を指定します。

《例》キャッシュ・フロー計算書(直接法又は間接法)の場合

直接法の場合 : rol\_StatementOfCashFlows-direct

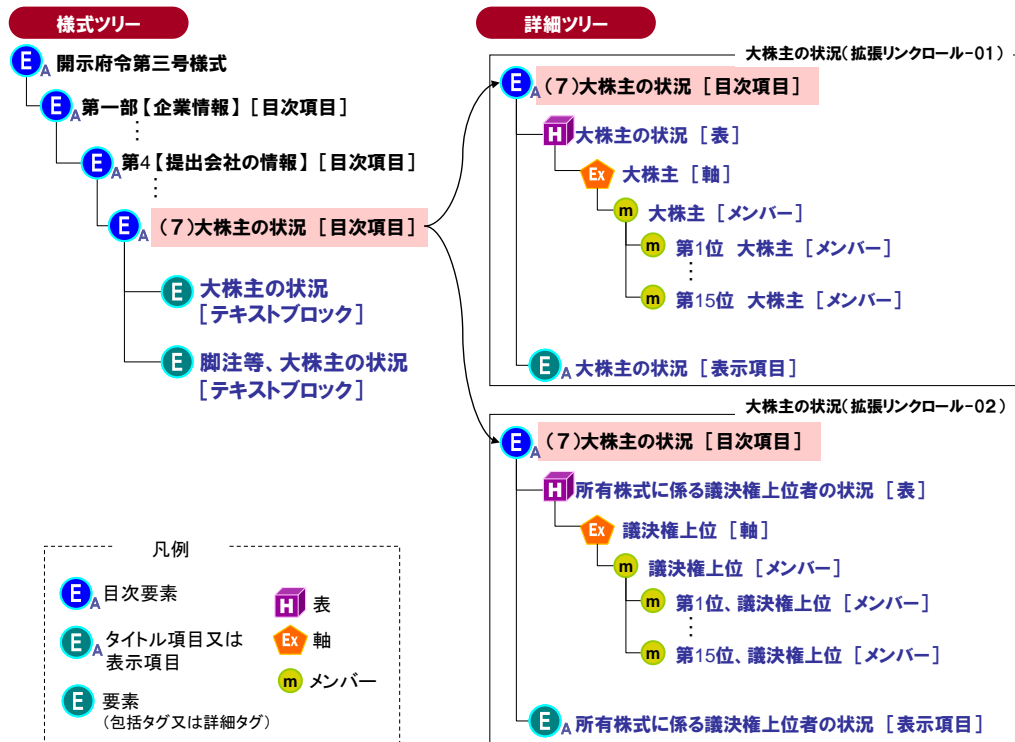
間接法の場合 : rol\_StatementOfCashFlows-indirect

## 5-1-2 拡張リンクロール設定時の注意事項

拡張リンクロール設定時に、様式ツリー及び詳細ツリーの拡張リンクロールにおいて、「ルート要素」は一つの拡張リンクロールについて一つとします。

また、次の図表のように、一つの目次項目に複数の拡張リンクロールを含める場合があります。この場合は、拡張リンクロールの順序に注意してください。なお、拡張リンクロールの順序は、詳細ツリーにある拡張リンクロールのroleURIの連番で判断できます。

図表 5-1-3 一つの目次項目が複数の拡張リンクロールで構成されるイメージ



## 5-2 要素の定義

要素の定義及び定義時の注意事項について説明します。

### 5-2-1 要素の命名規約と属性値

要素を定義した場合の命名規約と、属性値の設定について説明します。

#### 5-2-1-1 要素の命名規約

要素を定義する場合、その要素名は、名称リンクの冗長ラベル (参照「6章 リンクベースファイルの作成 6-2-4 各ラベルの設定例」) の英語名称を基に FRTA2.1.4 に従って、LC3(Label Camel Case Concatenation 法)により、指定します。また、要素名は同一スキーマファイル内で、一意となるように指定します。要素名に不要な空白を入れないでください。

図表 5-2-1 要素の命名規約

要素の命名規約
{文字列(英語)}
※本書では、要素を表す場合に上記の表記を使って表します。

#### 注意 要素名の変更について

過去の提出書類で使用している開示書類等提出者が追加した要素の英語冗長ラベルを変更した場合でも、データの継続性を重視し、要素名は同一の要素を使用します。

### LC3 による命名法

全ての英単語について、括弧、ハイフン等の文字を取り除き、各単語の先頭文字を大文字に変換した上で、各単語を結合する方法です。

LC3 命名法による要素名の生成方法は、次のとおりです。

- (1) 名称リンクの冗長ラベルの英語名称から英数字以外の文字を削除し、単語に区切ります。
- (2) 全ての単語について、最初の文字を大文字にします。二文字目以降の大文字小文字は、そのままにします。
- (3) 全ての単語を結合します。

次の図表の No1 は、”loss (gain) on sales of noncurrent assets-OpeCF”を例に要素名を指定した例です。

英語名称に出現する単語は、“loss”、“gain”、“on”、“sales”、“of”、“noncurrent”、“assets”、“OpeCF”です。括弧、ハイフン等を取り除き、全ての単語の先頭文字を大文字にすると、“Loss”、“Gain”、“On”、“Sales”、“Of”、“Noncurrent”、“Assets”、“OpeCF”になります。

次に全ての単語を結合すると、”LossGainOnSalesOfNoncurrentAssetsOpeCF”となり、これが要素名となります。

図表 5-2-2 LC3 命名法に基づいた要素名の例

No	英語名称	要素名
1	loss (gain) on sales of noncurrent assets-OpeCF	LossGainOnSalesOfNoncurrentAssetsOpeCF
2	consolidated statements of changes in net assets	ConsolidatedStatementsOfChangesInNet Assets

## 優先度のある要素について

特定の用途を持つ要素は、要素名又はラベルの末尾に付与情報が設定されます。また、当該付与情報は、その優先度により記載の順序が決まっています。付与情報及びその優先順位は、次の図表のとおりです。

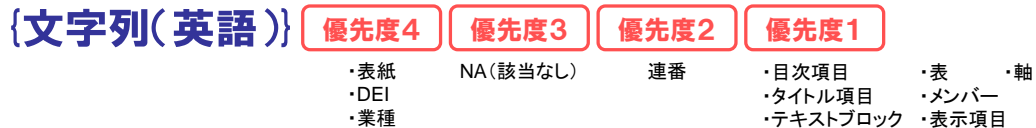
図表 5-2-3 付与情報ごとの優先度

No	優先度	付与情報
1	優先度 1	目次項目、タイトル項目、テキストブロック、表、軸、メンバー、表示項目
2	優先度 2	連番
3	優先度 3	NA(該当なし)
4	優先度 4	表紙、DEI、業種

※優先度 1 が最優先される付与情報です。

次の図表は、優先度に基づく付与情報の設定順位を表します。

図表 5-2-4 付与情報の設定順



### 5-2-1-2 要素 id の命名規約

提出者別タクソノミの要素 id を設定する場合、次の図表に従って設定します。要素 id は、同一スキーマファイル内で一意となるように設定します。

図表 5-2-5 要素 id の命名規約

要素 id の命名規約	
<b>{名前空間プレフィックス}_{要素名}</b>	
※各項目の詳細は、次の図表を参照してください。	

図表 5-2-6 要素 id の値

No	項目	値	説明
1	{名前空間プレフィックス}	文字列	命名規約: 参照「4 章 提出者別タクソノミのファイル仕様 4-5 名前空間宣言」
2	{要素名}	文字列	命名規約: 参照「5-2-1-1 要素の命名規約」

命名例は、次の図表のとおりです。

図表 5-2-7 要素 id の例

【例】	
《条件》	
名前空間プレフィックス	jpcrp030000-asr_X99999-000
要素名	ReserveForA
《要素 id の例》	
jpcrp030000-asr_X99999-000_ReserveForA	

### 5-2-1-3 データ型 (type)

データ型は、定義する要素が持つ値に応じて設定します。

定義した要素に設定できるデータ型は、XII によって標準化が行われている Data Type Registry に定義されたものです。

なお、次の図表にあるデータ型に適切なものがない場合は、前述の Data Type Registry に定義されたその他のデータ型から、適切なものを利用できます。

図表 5-2-8 EDINET タクソノミで使用されているデータ型の一覧

No	データ型	説明
1	xbrli:monetaryItemType	金額を表す要素に用います。
2	xbrli:stringItemType	一段落での記載事項その他レイアウトの有無が意味を持たない記載事項を表す要素に用います。(※)
3	xbrli:sharesItemType	株数を表す要素に用います。
4	xbrli:pureItemType	純粋型を表す要素に用います。
5	num:percentItemType	割合(%)を表す要素に用います。
6	xbrli:decimalItemType	小数を表す要素に用います。

No	データ型	説明
7	nonnum:textBlockItemType	文章、表等の複数の情報のまとまりを表す要素及びレイアウトが意味を持つ記載事項(例:箇条書)を表す要素に用います。(※)
8	xbrli:nonNegativeIntegerItemType	0以上の整数を表す要素に用います。
9	num:perShareItemType	一株当たりの金額を表す要素に用います。
10	xbrli:dateItemType	日付を表す要素に用います。
11	xbrli:booleanItemType	true 又は false を表す要素に用います。
12	nonnum:domainItemType	ドメイン又はメンバーを表す要素に用います。

※ ただし、該当なし要素及び省略している旨等の要素(『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「4 該当なし要素」を参照。)については、ストリング型要素に替えてテキストブロック型要素を用いることも可とします。該当なし要素及び省略している旨等の要素が EDINET タクソノミにおいてストリング型で用意されている場合においてテキストブロック型要素を追加することも可とします。

#### 5-2-1-4 代替グループ (substitutionGroup 属性)

substitutionGroup 属性の値は、定義した要素ごとに異なり、要素に応じて次の図表にある値を指定します。

図表 5-2-9 代替グループ属性の値

No	定義した要素	値
1	XBRL ディメンションの表を表す要素	xbrldt:hypercubeItem
2	XBRL ディメンションの軸を表す要素	xbrldt:dimensionItem
3	目次項目	iod:identifierItem
4	No1~No3 以外の要素	xbrli:item

#### 5-2-1-5 期間時点区分 (periodType 属性)

periodType 属性は、期間時点を表し、全ての要素に対して設定します。

一般的には、勘定科目がフローの概念である場合、期間を表す「duration」を指定し、ストックの概念の場合、時点を表す「instant」を指定します。抽象要素には、常に「duration」を指定します。

使用すべきコンテキストの種類により決定すべき場合もあります。例えば、様式ツリーの【経理の状況】中の要素は、一部の例外を除き当会計期間のコンテキストでタグ付けするため、「duration」を指定しますが、様式ツリーの【経理の状況】以外の部分の要素は、提出日のコンテキストでタグ付けするため、「instant」を指定します。

「duration」又は「instant」のいずれを指定すべきか判断根拠がないときは、「duration」を指定します。

periodType 属性に指定する値は、次の図表のとおりです。

図表 5-2-10 periodType 属性の値

No	値	意味	説明
1	duration	期間	次の場合に指定します。 ・ある一時点において事実とならない概念 ・目次項目、タイトル項目、表、軸、メンバー、表示項目
2	instant	時点	ある一時点において事実となり得る概念に指定します。

### 5-2-1-6 貸借区分 (balance 属性)

balance 属性は、貸借区分を表し、データ型が「monetaryItemType」の要素に設定します。なお、貸借区分が特定可能な要素については、必ず設定します。

例えば、勘定科目が「資産」「費用」に属する場合、balance 属性の値に借方を表す「debit」を指定します。勘定科目が「負債」「純資産」「収益」に属する場合、balance 属性の値に貸方を表す「credit」を指定します。balance 属性に指定する値は、次の図表のとおりです。

図表 5-2-11 balance 属性の値

No	値	説明
1	debit	借方を表します。
2	credit	貸方を表します。
3	(指定なし)	貸方又は借方のどちらでもないことを表します。

#### 注意 貸借区分を設定しない例

キャッシュ・フロー計算書に属する勘定科目は、貸借が特定できないため、貸借区分は設定しません。

### 5-2-1-7 抽象区分 (abstract 属性)

abstract 属性は、抽象区分を表し、全ての要素に対して設定します。abstract 属性に指定する値は、次の図表のとおりです。

図表 5-2-12 abstract 属性の値

No	値	意味	説明
1	true	抽象要素	次の項目に指定します。 ・タイトル項目、目次項目等 ・値を入力しない抽象的な項目
2	false	非抽象要素	値を入力することができる具体的な要素に指定します。

### 5-2-1-8 nil 設定可否区分 (nillable 属性)

nillable 属性は、nil 設定を可とするか、不可とするかのいずれかを設定する属性で、全ての要素に対して設定します。nillable 属性に指定する値は、次の図表のとおりです。

図表 5-2-13 nillable 属性の値

No	値	説明
1	true	パート要素以外に指定します。
2	false	パート要素に指定します。



## 5-2-2 定義する要素の種類と設定値

定義する要素ごとの設定値について説明します。

### 5-2-2-1 目次項目を表す要素の設定値

目次項目を表す要素を定義する場合は、次の図表のように設定します。

図表 5-2-14 目次項目を表す要素の設定値

項目	内容	
●スキーマファイルに設定		
要素名	{文字列(英語)}Heading	
属性	type	stringItemType
	substitutionGroup	identifierItem
	periodType	duration
	balance	—(設定しない)
	abstract	true
●名称リンクファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}[目次項目]
	(英語)	{文字列(英語)}[heading]

### 5-2-2-2 表紙項目を表す要素の設定値

開示書類等提出者が表紙項目を表す要素を定義することは、原則ありませんが、仮に本要素を定義する場合は、EDINET タクソノミを参考にし、次の図表のように設定します。

図表 5-2-15 表紙項目を表す要素の設定値

項目	内容	
●スキーマファイルに設定		
要素名	{文字列(英語)}CoverPage	
属性	type	語彙の意味から判断
	substitutionGroup	item
	periodType	語彙の意味から判断
	balance	—(設定しない)
	abstract	語彙の意味から判断
●名称リンクファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}、表紙
	(英語)	{文字列(英語)}, Cover page

### 5-2-2-3 タイトル項目を表す要素の設定値

タイトル項目を表す要素を定義する場合は、次の図表のように設定します。

図表 5-2-16 タイトル項目を表す要素の設定値

項目		内容
●スキーマファイルに設定		
要素名		{文字列(英語)}Abstract
属性	type	stringItemType
	substitutionGroup	item
	periodType	duration
	balance	—(設定しない)
	abstract	true
●名称リンクファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}[タイトル項目]
	(英語)	{文字列(英語)}[abstract]

### 5-2-2-4 該当なし項目を表す要素の設定値

該当なし項目を表す要素を定義する場合は、次の図表のように設定します。  
なお、標準ラベルの設定が他の要素と異なるため注意してください。

図表 5-2-17 該当なし項目を表す要素の設定値

<ストリング型要素の場合>

項目		内容
●スキーマファイルに設定		
要素名		{文字列(英語)}NA
属性	type	stringItemType
	substitutionGroup	item
	periodType	語彙の意味から判断
	balance	—(設定しない)
	abstract	false
●名称リンクファイルに設定		
標準ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}(該当なし)
	(英語)	{文字列(英語)}(N/A)
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}(該当なし)
	(英語)	{文字列(英語)}(N/A)

## &lt;テキストブロック型要素の場合&gt;

項目		内容
●スキーマファイルに設定		
要素名		{文字列(英語)}NATextBlock
属性	type	textBlockItemType
	substitutionGroup	item
	periodType	語彙の意味から判断
	balance	—(設定しない)
	abstract	false
●名称リンクファイルに設定		
標準ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}(該当なし)
	(英語)	{文字列(英語)} (N/A)
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}(該当なし) [テキストブロック]
	(英語)	{文字列(英語)} (N/A) [text block]

## 5-2-2-5 テキストブロックを表す要素の設定値

テキストブロックを表す要素を定義する場合は、次の図表のように設定します。

図表 5-2-18 テキストブロックを表す要素の設定値

項目		内容
●スキーマファイルに設定		
要素名		{文字列(英語)}TextBlock
属性	type	textBlockItemType
	substitutionGroup	item
	periodType	語彙の意味から判断
	balance	—(設定しない)
	abstract	false
●名称リンクファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)} [テキストブロック]
	(英語)	{文字列(英語)} [text block]

### 5-2-2-6 デイメンション要素の設定値

デイメンション要素を定義する場合は、「表」「軸」「メンバー」について設定します。次の「図表 5-2-19 表を表す要素の設定値」から「図表 5-2-22 表示項目を表す要素の設定値」までのように設定します。

図表 5-2-19 表を表す要素の設定値

項目		内容
●スキーマファイルに設定		
要素名		{文字列(英語)}Table
属性	type	stringItemType
	substitutionGroup	hypercubeItem
	periodType	duration
	balance	—(設定しない)
	abstract	true
●名称リンクファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}[表]
	(英語)	{文字列(英語)}[table]

図表 5-2-20 軸を表す要素の設定値

項目		内容
●スキーマファイルに設定		
要素名		{文字列(英語)}Axis
属性	type	stringItemType
	substitutionGroup	dimensionItem
	periodType	duration
	balance	—(設定しない)
	abstract	true
●名称リンクファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}[軸]
	(英語)	{文字列(英語)}[axis]

図表 5-2-21 メンバーを表す要素の設定値

項目		内容
●スキーマファイルに設定		
要素名		{文字列(英語)}Member
属性	type	domainItemType
	substitutionGroup	item
	periodType	duration
	balance	—(設定しない)
	abstract	true
●名称リンクファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}[メンバー]
	(英語)	{文字列(英語)}[member]

図表 5-2-22 表示項目を表す要素の設定値

項目		内容
●スキーマファイルに設定		
要素名		{文字列(英語)}LineItems
属性	type	stringItemType
	substitutionGroup	item
	periodType	duration
	balance	—(設定しない)
	abstract	true
●名称リンクファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)} [表示項目]
	(英語)	{文字列(英語)} [line items]

### 5-2-2-7 業種固有の項目を表す要素の設定値

業種固有の項目を表す要素を定義する場合は、次の図表のように設定します。

図表 5-2-23 業種固有の項目を表す要素の設定値

項目		内容
●スキーマファイルに設定		
要素名		{文字列(英語)}{業種略号}
属性	type	語彙の意味から判断
	substitutionGroup	語彙の意味から判断
	periodType	語彙の意味から判断
	balance	語彙の意味から判断
	abstract	語彙の意味から判断
●名称リンクファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}、{業種名}
	(英語)	{文字列(英語)}-{業種略号}

※ 業種名及び業種略号の一覧は、『添付4 各種命名規約の略号、連番及び追番一覧』を参照してください。

### 5-2-2-8 連番を付与する項目の設定値

要素名又は冗長ラベルが重複した際に、一意となるように連番を付与します。連番は、次の図表のように設定します。連番を付与する位置は決まっています。連番を付与する位置については「5-2-1-1 要素の命名規約 優先度のある要素について」を参照してください。

図表 5-2-24 連番を付与する項目の設定値

項目	内容	
●スキーマファイルに設定		
要素名	{文字列(英語)}{1 から始まる半角数字}* <sup>※</sup>	
属性	type	語彙の意味から判断
	substitutionGroup	語彙の意味から判断
	periodType	語彙の意味から判断
	balance	語彙の意味から判断
	abstract	語彙の意味から判断
●名称リンクファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}-{1 から始まる半角数字}
	(英語)	{文字列(英語)}-{1 から始まる半角数字}

\* 連番は、1,2,3...のように連続した番号を指定することも、2,4,6...のように連続しない番号を指定することもできます。

# 6

## リンクベースファイルの 作成

● ..... ●  
本章では、リンクベースファイルの作成について説明します。

## 6-1 ジェネリックラベルリンクの定義

ジェネリックラベルリンクの定義について説明します。

### 6-1-1 ジェネリックラベルリンクとは

提出者別タクソノミで新規に拡張リンクロールを追加した場合、当該拡張リンクロールの英語名称をジェネリックラベルリンクに定義します。拡張リンクロールの日本語名称は、拡張リンクロールの `definition` に定義します。

### 6-1-2 ジェネリックラベルリンク定義の規約

ジェネリックラベルリンクが使用する拡張リンクロールとその他要素 (other element) は、次の図表のとおりです。

図表 6-1-1 ジェネリックラベルリンクが使用する拡張リンクロールとその他要素

項目	内容
roleURI	http://www.xbrl.org/2008/role/link
その他要素	label

ジェネリックラベルリンクの定義に使用するその他要素 (other element) の設定値は、次の図表のとおりです。

図表 6-1-2 ジェネリックラベルリンクにおけるその他要素の設定値

項目	内容	
要素名	label	
属性	id	xml-generic-label
	type	— (設定しない)
	substitutionGroup	resource
	periodType	— (設定しない)
	balance	— (設定しない)
	abstract	false
	nillable	false

ジェネリックラベルリンクの定義は、次の規約に従います。



- 提出者別タクソノミから参照します。
- 詳細ツリーの拡張リンクロールを追加した場合、ルートとなる目次要素の英語名称リンクの冗長ラベル ([`abstract`]と[`heading`]を除いたもの) を基に、ジェネリックラベルリンクに拡張リンクロールの英語名を新規に定義します。



## 6-2 名称リンクの定義

名称リンクの定義について説明します。

提出者別タクソノミで新規に要素を定義した場合、当該要素の日本語名称及び英語名称を名称リンクに定義します。

図表 6-2-1 名称リンクベースファイルの例

<div style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #f08080;">リンクベース ファイルの始まり</div>	<pre>&lt;?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?&gt; &lt;link:linkbase xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance" xsi:schemaLocation="http://www.xbrl.org/2003/linkbase http://www.xbrl.org/2003/xbrl- linkbase-2003-12-31.xsd" xmlns:link="http://www.xbrl.org/2003/linkbase" xmlns:xbrli="http://www.xbrl.org/2003/instance" xmlns:xlink="http://www.w3.org/1999/xlink"&gt;</pre>
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #f08080;">名称リンクの 定義の始まり</div>	<pre>&lt;link:labelLink xlink:type="extended" xlink:role="http://www.xbrl.org/2003/role/link"&gt; ... &lt;link:loc xlink:type="locator" xlink:href="jpcrp030000-asr-001_X99001-000_2013-03- 31_03_2013-06-28.xsd#jpcrp030000-asr_X99001-000_ReserveForA" xlink:label="ReserveForA"/&gt; &lt;link:label xlink:type="resource" xlink:label="label_ReserveForA" xlink:role="http://www.xbrl.org/2003/role/label" xml:lang="ja"&gt;A引当金&lt;/link:label&gt; &lt;link:labelArc xlink:type="arc" xlink:arcrole="http://www.xbrl.org/2003/arcrole/concept-label" xlink:from="ReserveForA" xlink:to="label_ReserveForA"/&gt; &lt;link:label xlink:type="resource" xlink:label="label_ReserveForA_2" xlink:role="http://www.xbrl.org/2003/role/verboseLabel" xml:lang="ja"&gt;A引当金 &lt;/link:label&gt; &lt;link:labelArc xlink:type="arc" xlink:arcrole="http://www.xbrl.org/2003/arcrole/concept-label" xlink:from="ReserveForA" xlink:to="label_ReserveForA_2"/&gt; ... &lt;/link:labelLink&gt;</pre>
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #f08080;">リンクベース ファイルの終わり</div>	<pre>&lt;/link:linkbase&gt;</pre>

### 解説

- ① ラベルを設定する要素
- ② ① に設定する標準ラベル及び③ ① に設定する冗長ラベルを定義。

## 6-2-1 名称リンクとは

名称リンクベースファイルとは、提出しようとする書類の報告項目の名称に関する情報が集まったファイルで、日本語名称用と英語名称用とがあります。

用途別ラベル（合計ラベル、正值ラベル、負値ラベル、期首ラベル及び期末ラベルのこと）を設定した場合には、表示リンクの preferredLabel 属性にも当該用途別ラベルを設定してください。

## 6-2-2 名称リンクの定義方法

名称リンクは、次のような場合に必要に応じて定義します。

- ➡ 「5章 スキーマファイルの作成 5-2 要素の定義」に従い、提出者別タクソミに新規要素を定義した場合
- ➡ EDINET タクソミに定義されている既定のラベルでは提出書類の財務諸表等の記載に整合しない場合

日本語名称及び英語名称の両方を必ず定義します（ドキュメンテーションラベルを除く。）。

設定するラベルの拡張リンクロールは、「<http://www.xbrl.org/2003/role/link>」です。

名称リンクで設定するラベルロールは、次の「図表 6-2-2 XII で定義されたラベルロールの一覧」及び「図表 6-2-3 EDINET 固有のラベルロールの一覧」のとおりです。

図表 6-2-2 XII で定義されたラベルロールの一覧

凡例 ◎:必要 ○:要素の性質に応じて設定

No	名称	ラベルロール	説明	要否	言語	
1	標準ラベル	label <sup>※</sup>	標準に設定するラベル	◎	日本語	
2	冗長ラベル	verboseLabel <sup>※</sup>	全ての要素で一意のラベル	◎		
3	ドキュメンテーションラベル	documentation <sup>※</sup>	要素の使用に関するガイダンス及び追加情報を記載するラベル	○		
4	合計ラベル	totalLabel <sup>※</sup>	合計を表すラベル 例 資産合計	○		
5	正值ラベル	positiveLabel	正值の場合のラベル 例 営業利益	○		
6	負値ラベル	negativeLabel <sup>※</sup>	負値の場合のラベル 例 営業損失(△)	○		英語
7	期首ラベル	periodStartLabel <sup>※</sup>	期首を表すラベル 例 現金及び現金同等物の期首残高	○		
8	期末ラベル	periodEndLabel <sup>※</sup>	期末を表すラベル 例 現金及び現金同等物の期末残高	○		

※ “<http://www.xbrl.org/2003/role/link>”に続くロールの名称のみを記載。

図表 6-2-3 EDINET 固有のラベルロールの一覧

No	ラベルロール	説明
1	jppfs/{業種略号}/role/label <sup>※</sup>	業種固有(財務諸表の区分なし)のラベル
2	jppfs/{業種略号}/Consolidated/role/label <sup>※</sup>	(全業種又は業種固有の)連結財務諸表のラベル
3	jppfs/{業種略号}/ConsolidatedInterim/role/label <sup>※</sup>	(全業種又は業種固有の)中間連結財務諸表のラベル
4	jppfs/{業種略号}/ConsolidatedQuarterly/role/label <sup>※</sup>	(全業種又は業種固有の)四半期連結財務諸表のラベル
5	jppfs/{業種略号}/NonConsolidatedInterim/role/label <sup>※</sup>	(全業種又は業種固有の)中間財務諸表のラベル
6	jppfs/{業種略号}/NonConsolidatedQuarterly/role/label <sup>※</sup>	(全業種又は業種固有の)四半期財務諸表のラベル

※「label」は必要に応じて「verboseLabel」、「documentation」、「totalLabel」、「positiveLabel」、「negativeLabel」、「periodStartLabel」又は「periodEndLabel」に読替え。

### 注意

提出者別タクソミで新規に要素を定義した場合、業種ごとに用意された EDINET 固有のラベルロールには名称リンクを定義しないでください。

## 6-2-3 日本語名称と英語名称について

開示書類等提出者は、名称リンクの標準ラベル及び冗長ラベルに日本語名称及び英語名称を設定します。日本語名称及び英語名称として利用可能な文字は、次の図表のとおりです。利用可能な文字として示すもの以外は利用できません。

図表 6-2-4 名称リンクで利用可能な文字

値	利用できる文字
日本語名称	全角文字、半角英数(A-Z、a-z、0-9)、半角空白及び次に示す半角記号 [ (始め角括弧) " (ダブルクォーテーション) ] (終わり角括弧) : (コロン) ( (始め丸括弧) - (ハイフン) ) (終わり丸括弧)
英語名称 <sup>※</sup>	半角英数(A-Z、a-z、0-9)、半角空白及び次に示す半角記号 , (コンマ(カンマ)) " (ダブルクォーテーション) . (ピリオド) : (コロン) - (ハイフン) ' (アポストロフィ) / (スラッシュ) [ (始め角括弧) ] (終わり角括弧) ( (始め丸括弧) ) (終わり丸括弧)

※「the(The)」「a(A)」「an(An)」の冠詞は、使用しないことを推奨。

## 6-2-4 各ラベルの設定例

名称リンクの各ラベルの設定例について説明します。

### 6-2-4-1 冗長ラベルの設定

冗長ラベルの設定については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「6 追加要素のラベル作成時の指針」を参照してください。

#### **注意** 冗長ラベル設定時の注意事項

冗長ラベルは、上書きできません。  
EDINET タクソミで定義されている勘定科目に類似した勘定科目を追加する場合、冗長ラベルが重複しやすいため、特に注意して設定してください。

### 6-2-4-2 ドキュメンテーションラベルの設定

開示書類等提出者が定義した要素又は EDINET タクソミの要素のドキュメンテーションラベルには、当該要素に関する説明事項を任意で設定できます。説明を必要としない場合は、設定しません。  
日本語のみ又は英語のみ設定することもできます。

### 6-2-4-3 正值ラベル、負値ラベル等の設定

「売上総利益」、「売上総損失(△)」、「売上総利益又は売上総損失(△)」等、金額の正負に従って名称が異なる要素は、次のように設定します。

- ・正の場合の名称 : 正值ラベル
- ・負の場合の名称 : 負値ラベル
- ・正值及び負値の両方に対応した名称 : 標準ラベル

なお、設定した標準ラベル以外のラベルを用いるためには、表示リンクの preferredLabel 属性に当該ラベルを設定する必要があります。

#### **注意** 正值ラベル及び負値ラベル設定時の注意事項

次の場合、正值ラベル及び負値ラベルは使用せず、それぞれ要素を定義します。

- ・「有価証券売却益」と「有価証券売却損」のように別建てで表記する項目
- ・金額の正負で計上区分が変わるような項目

#### 6-2-4-4 合計ラベルの設定

集計を表す名称（例：「●●合計」という項目）が必要な場合は、次のように設定します。

- ・一般的な表示に用いる名称 : 標準ラベル
- ・集計を表す名称 : 合計ラベル

なお、設定した標準ラベル以外のラベルを用いるためには、表示リンクの preferredLabel 属性に当該ラベルを設定する必要があります。

#### 6-2-4-5 期首ラベル及び期末ラベルの設定

期首又は期末時点を意味し、名称が異なる要素（例：「現金及び現金同等物の期首残高」、「現金及び現金同等物の期末残高」等）は、次のように設定します。

- ・期首又は期末のいずれも意味しない通常の名称 : 標準ラベル
- ・期首の場合の名称 : 期首ラベル
- ・期末の場合の名称 : 期末ラベル

なお、設定した標準ラベル以外のラベルを用いるためには、表示リンクの preferredLabel 属性に当該ラベルを設定する必要があります。

### 6-2-5 キャッシュ・フロー計算書特有の勘定科目

キャッシュ・フロー計算書特有の勘定科目では、正值ラベル又は負値ラベルを設定しません。これは、キャッシュ・フロー計算書において正值と負値とで名称が切り替わる場合、正值のみ表示するときでも負値のみ表示するときでも、正值及び負値の両方を含む名称を用いることが実務上一般的だからです。

例えば、間接法の営業活動によるキャッシュ・フローの「仕入債務の増減額(△は減少)」のような純額で表記する勘定科目について、プラスの場合は「仕入債務の増加額」、マイナスの場合は「仕入債務の減少額」のように勘定科目名称をそれぞれ切り替えません。

## 6-2-6 名称リンクの上書き及び表示との一致について

提出者別タクソノミでは、必ず EDINET タクソノミの名称リンクを再利用(リユーズ) します。

インライン XBRL では、表示変換方式と異なり、ブラウザ上に表示される科目又は表題とタクソノミのラベルとが機械的に一致するものではありません。インライン XBRL における科目又は表題の表示とタクソノミのラベルとの一致はタグ付け対象の種類によってルールが異なります。

名称リンクの上書き及び表示との一致に関するルールについては、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「5 ラベルの上書き及び表示との一致について」を参照してください。

### 注意 priority 属性の値

名称リンクを上書きする場合、提出者別タクソノミ内で priority 属性の値が重複しないように注意してください。

## 6-3 表示リンクの定義

表示リンクの定義について説明します。

表示リンクには、要素間の表示上の親子関係、兄弟要素間の表示順序等についての定義及び名称リンクの切替え設定（標準ラベル以外のラベルロールの名称に切り替えて表示）を定義します。

図表 6-3-1 表示リンクベースファイルの例

```

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<link:linkbase xmlns:link="http://www.xbrl.org/2003/linkbase"
xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance"
xmlns:xlink="http://www.w3.org/1999/xlink"
xmlns:xbrli="http://www.xbrl.org/2003/instance">
  <link:roleRef roleURI="http://disclosure.edinet-
fsa.go.jp/role/jpcrp/rol_BusinessResultsOfGroup" xlink:type="simple"
xlink:href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jpcrp/2013-08-
31/jpcrp_rt_2013-08-31.xsd#rol_BusinessResultsOfGroup"/>
  ...
  <link:presentationLink xlink:type="extended" xlink:role="http://disclosure.edinet-
fsa.go.jp/role/jppfs/rol_ConsolidatedStatementOfChangesInEquity">
    <link:loc xlink:type="locator" xlink:href="http://disclosure.edinet-
1 fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-08-31/jppfs_cor_2013-08-
31.xsd#jppfs_cor_ConsolidatedOrNonConsolidatedAxis"
xlink:label="ConsolidatedOrNonConsolidatedAxis"/>
    <link:loc xlink:type="locator" xlink:href="http://disclosure.edinet-
2 fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-08-31/jppfs_cor_2013-08-
31.xsd#jppfs_cor_ConsolidatedMember" xlink:label="ConsolidatedMember"/>
    <link:presentationArc xlink:type="arc"
3 xlink:arcrole="http://www.xbrl.org/2003/arcrole/parent-child"
xlink:from="ConsolidatedOrNonConsolidatedAxis" xlink:to="ConsolidatedMember"/>
  ...
</link:presentationLink>
</link:linkbase>

```

### 解説

①の項目と②の項目について、③で「presentationArc」というタグを用いて表示関係を定義。

## 6-3-1 表示リンクの属性の設定

表示リンクは、EDINET タクソノミの表示リンクをそのまま使用又は編集するのではなく、再構成（リキャスト）します。その上で、次の図表にある属性を設定します。

図表 6-3-2 表示リンクで設定する主な属性の一覧

No	属性	値	説明	注意点
1	use	optional	表示リンク上で関係が有効であることを表します。	use 属性を指定しなかった場合の既定値は「optional」です。 ※prohibited は指定できません。
2	order	0以上の任意の半角数値(小数も可)	報告項目の表示順序を指定します。	親の報告項目が同一である場合、order 属性は一意になるように指定します。
3	preferred Label	使用するラベル	合計ラベル、期首ラベル、期末ラベル等を表示します。	ラベルを切り替える場合のみ指定します。

### 表示リンクによる項目名称の切替え

期首ラベル、期末ラベル、合計ラベル等、標準ラベル以外の用途区分、財務諸表区分及び業種区分のラベルを用いる必要がある場合は、表示リンクの「preferredLabel 属性」にラベルロールを設定します。



## 6-3-2 表示リンク定義の規約

表示リンクは、次の規約に従って定義します。



- ・開示書類等提出者が作成する表示リンクベースファイルは、一つの提出者別タクソノミにつき1ファイルのみです(命名規約は「4章 提出者別タクソノミのファイル仕様 4-3-4 表示リンクの命名規約」に従ってください。)
- ・EDINETタクソノミの表示リンクベースファイル(パターン別関係リンクベースファイルを含む。)を直接修正しないでください。
- ・親の報告項目が同一である場合、order属性は一意になるように設定します。
- ・目次項目、タイトル項目及びインスタンス値が設定された要素(DEI以外)は、次の図表にあるリンクベースファイルの設定が必要です。使用しない要素は定義しません。

図表 6-3-3 設定するリンクベースファイルの一覧

凡例 ○:必要に応じて設定 -:設定不要

定義内容	設定先リンクベースファイル		
	表示リンク	定義リンク	計算リンク
財務諸表本表	○	○	○
ディメンション(財務諸表本表以外)	○	○	-
ディメンション以外	○	-	-

### 6-3-3 表示リンクと表示の整合性

提出書類の表示上の項目の並びと表示リンクの項目の順序は、原則として整合するように、インライン XBRL と表示リンクを作成します。

＜様式ツリー及び詳細ツリー内での設定＞

項目同士の親子関係及び order 属性を適切に設定し、提出書類項目の並び順と整合するようにします。

＜一つの目次項目に対して複数の詳細ツリーを設定する場合＞

詳細ツリーの拡張リンクロールの roleID 及び roleURI の連番と、提出書類項目の並び順が整合するようにします。なお、使用する拡張リンクロールの roleID 及び roleURI の連番を連続する番号に修正する必要はありません。

図表 6-3-4 表の項目の並びと表示リンク

表の項目の並びと表示リンクの項目の順序が合致すること

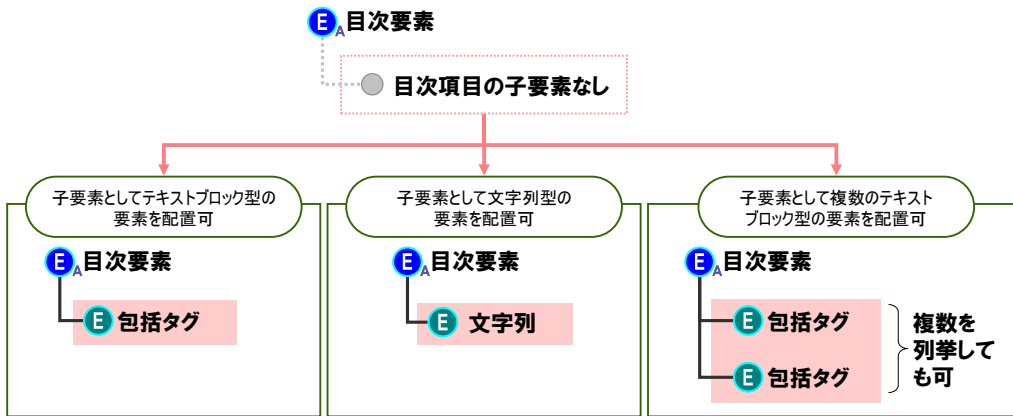
(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1 【連結財務諸表等】		
(1) 【連結財務諸表】		
① 【連結貸借対照表】		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	78,030	95,111
受取手形及び売掛金	77,058	※7 76,965
有価証券	41,625	39,640
たな卸資産	※1 16,792	※1 13,434
繰延税金資産	8,270	6,934
その他	14,717	14,450
貸倒引当金	△839	△735
流動資産合計	235,653	245,799
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2、※4 94,877	※2、※4 107,441
機械装置及び運搬具（純額）	※2、※4 17,579	※2、※4 11,867
土地	※4 29,844	※4 28,742
建設仮勘定	5,752	4,322
その他（純額）	※2 184	※2 234
有形固定資産合計	148,236	152,606
無形固定資産		
ソフトウェア	30,482	27,567
その他	11,311	17,200
無形固定資産合計	41,793	44,767
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 45,252	※3 48,397
その他	29,638	20,090
貸倒引当金	△3,735	△2,620
投資その他の資産合計	71,155	65,867
固定資産合計	261,184	263,240
資産合計	496,837	509,039

### 6-3-4 様式ツリーの表示リンクの定義

様式ツリーの表示リンクでは、次の図表にあるように、目次項目のうち、子要素となる目次項目が存在しないものには、子要素としてテキストブロック型の要素を定義します。また、目次項目の内容に応じて、文字列型の要素又は複数のテキストブロック型の要素を定義することもできます。

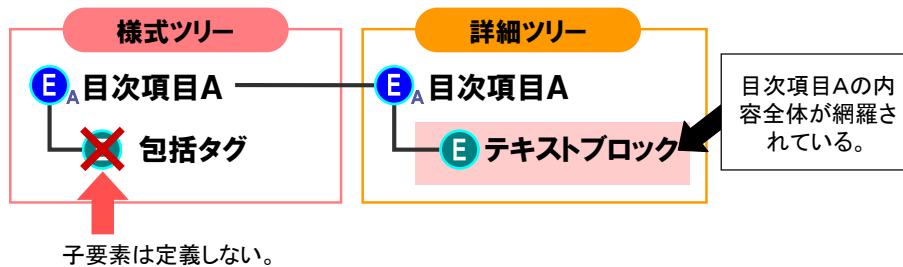
図表 6-3-5 子要素として目次項目が存在しない目次項目への子要素の定義



詳細ツリーにあるテキストブロック型の要素で、目次項目の内容全体が網羅される場合（例：貸借対照表関係\*）は、様式ツリーにテキストブロック型の子要素を定義しないでください。

※ ただし、有価証券届出書において最近 2 事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表に比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は除く。

図表 6-3-6 様式ツリーと詳細ツリーのテキストブロック



## 6-3-5 詳細ツリーの表示リンクの定義

詳細ツリーの設定で注意が必要な表紙とディメンションについて説明します。

### 6-3-5-1 表紙

表紙は、表示リンクで詳細ツリーを定義します。表紙の表示項目のうち、中に表がある一部の表示項目（例：発行登録追補書類の【これまでの募集(売出)実績】）では、当該表示項目をテキストブロック型の要素で定義されています。

図表 6-3-7 発行登録追補書類の例

<b>【表紙】</b>				
【発行登録追補書類番号】	24-関東999-2			
【提出書類】	発行登録追補書類			
【提出先】	関東財務局長			
【提出日】	平成24年8月8日			
【会社名】				
<b>【これまでの募集(売出)実績】 (発行予定額を記載した場合)</b>				
番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
24-関東999-1	平成24年8月1日	10,000百万円	-	-
実績合計額(円)		10,000百万円 (10,000百万円)	減額総額(円)	なし
(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。				
【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額)	70,000百万円			
....				
【安定操作に関する事項】	<b>テキストブロック型の要素で定義</b>			
【縦覧に供する場所】				

### 6-3-5-2 ディメンションで定義される詳細ツリー

財務諸表本表、セグメント情報等のディメンションで定義される詳細ツリーも、必ず表示リンクを定義します。表示リンクには、定義リンクで定義したディメンションのツリー構造と同等のツリー構造を定義します。このことを「ミラー」といいます。

また、表示リンクによる項目名称の切替えが必要な場合は、preferredLabel 属性を設定します。

## 6-4 定義リンクの定義

定義リンクの定義について説明します。

定義リンクは、多次元表（ディメンション）の構造及び構成要素を定義します。また、DEI 及び科目一覧ツリーは、提出書類上に表示される内容ではないため、表示リンクには定義せず、定義リンクに定義します。

図表 6-4-1 定義リンクベースファイルの例

リンクベース  
ファイルの始まり

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<link:linkbase xmlns:link="http://www.xbrl.org/2003/linkbase"
xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance"
xmlns:xbrldt="http://xbrl.org/2005/xbrldt" xmlns:xlink="http://www.w3.org/1999/xlink"
xmlns:xbrli="http://www.xbrl.org/2003/instance">
  <link:roleRef roleURI="http://disclosure.edinet-
fsa.go.jp/role/jppfs/rol_NotesConsolidatedBalanceSheet" xlink:type="simple"
xlink:href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-08-
31/jppfs_rt_2013-08-31.xsd#rol_NotesConsolidatedBalanceSheet"/>
  ...
```

定義リンクの  
定義の始まり

```
<link:definitionLink xlink:type="extended" xlink:role="http://disclosure.edinet-
fsa.go.jp/role/jpcrp/rol_NotesConsolidatedBalanceSheet">
  ...
```

①

```
<link:loc xlink:type="locator" xlink:href="http://disclosure.edinet-
fsa.go.jp/taxonomy/jpcrp/2013-08-31/jpcrp_cor_2013-08-
31.xsd#jpcrp_cor_NotesConsolidatedBalanceSheetHeading"
xlink:label="NotesConsolidatedBalanceSheetHeading"/>
```

②

```
<link:loc xlink:type="locator" xlink:href="http://disclosure.edinet-
fsa.go.jp/taxonomy/jpcrp/2013-08-31/jpcrp_cor_2013-08-
31.xsd#jpcrp_cor_NotesConsolidatedBalanceSheetTable"
xlink:label="NotesConsolidatedBalanceSheetTable"/>
```

③

```
<link:definitionArc xlink:type="arc" xlink:arcrole="http://xbrl.org/int/dim/arcrole/all"
xlink:from="NotesConsolidatedBalanceSheetHeading"
xlink:to="NotesConsolidatedBalanceSheetTable" xbrldt:contextElement="scenario"
xbrldt:closed="true"/>
<link:definitionArc xlink:type="arc"
xlink:arcrole="http://xbrl.org/int/dim/arcrole/hypercube-dimension"
xlink:from="NotesConsolidatedBalanceSheetTable"
xlink:to="ConsolidatedOrNonConsolidatedAxis"/>
  ...
```

リンクベース  
ファイルの終わり

```
</link:definitionLink>
</link:linkbase>
```

### 解説

①の項目と②の項目について、③で「definitionArc」というタグを用いて要素の関連を定義。

## 6-4-1 定義リンクの属性の設定

定義リンクには、次の図表にある属性を設定します。

また、定義リンクのうち、ディメンション設定時は、「図表 6-4-3 定義リンクにおけるディメンションの設定一覧」にある属性を設定し、各要素の関連付けはアークロールを使用して設定します。

図表 6-4-2 定義リンク(ディメンション)で設定する主な属性の一覧

No	属性	値	説明	注意点
1	use	optional	定義リンク上で関係が有効であることを表します。	use 属性を指定しなかった場合の既定値は「optional」です。 ※prohibited は指定できません。
2	closed	true	ディメンション定義範囲を指定します。	
3	contextElement	scenario	コンテキストのシナリオにディメンション設定を指定するための定義です。	
4	order	0 以上の任意の半角数値（小数も可）	報告項目の表示順序を指定します。	必ず設定します。 ※親の報告項目及びアークロールが同一である場合、order 属性は一意になるように設定します。

図表 6-4-3 定義リンクにおけるディメンションの設定一覧

No	親要素	子要素	アークロール	属性の設定
1	ルート	表示項目	domain-member ※	—
2	ルート	表	all ※	closed 属性:「true」 contextElement 属性:「scenario」
3	表	軸	hypercube-dimension※	—
4	軸	ドメイン	dimension-domain ※	—
5	軸	デフォルト	dimension-default ※	—
6	ドメイン	メンバー	domain-member ※	—

※ “<http://www.xbrl.org/int/dim/arcrole/>”に続くアークロールの名称のみを記載。

### 6-4-1-1 定義リンク(詳細ツリー)の定義

ディメンションを定義する定義リンクは、そのまま使用又は編集するのではなく、再構成(リキャスト)します。ディメンション構造を持たない詳細ツリーは、定義リンクでの定義が不要です。

ディメンションには、各要素により形成される多次元の表、連結又は個別(個別には非連結を含む。)の構造を含む表等があります。

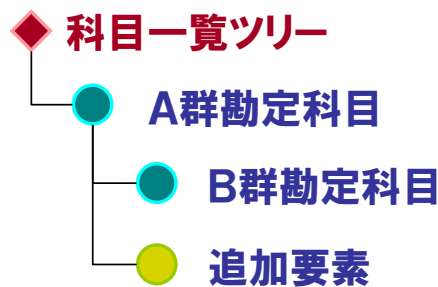
### 6-4-1-2 定義リンク(科目一覧ツリー)の定義

財務諸表本表を詳細タグ付けする場合は、EDINET タクソノミの科目一覧ツリーを参照します。EDINET タクソノミにない勘定科目を追加する場合、どの項目の親要素となり、どの項目の子要素となるのかを定義リンク(科目一覧ツリー)に定義します。定義する内容は、次の図表のようなものがあり、これらの関係はアークロール(\*)を用いて定義します。

※アークロール:<http://www.xbrl.org/2003/arcrole/general-special>

なお、EDINET タクソノミに定義されている科目一覧ツリーの参照は、提出者別タクソノミ作成完了後に解除します。

図表 6-4-4 科目一覧ツリーのイメージ



## 6-4-2 定義リンク定義の規約

定義リンクは、次の規約に従って定義します。



- ・開示書類等提出者が作成する定義リンクベースファイルは、一つの提出者別タクソノミにつき1ファイルのみです(命名規約は「4章 提出者別タクソノミのファイル仕様 4-3-5 定義リンクの命名規約」に従ってください。)
- ・親の報告項目及びアークロールが同一の場合、order 属性は一意になるように設定します。
- ・EDINET タクソノミの定義リンクベースファイル(パターン別関係リンクベースファイルを含む。)を直接修正しないでください。

### 6-4-3 デイメンションの設定

デイメンションの設定について説明します。デイメンションを設定する場合は、定義リンクの設定以外に表示リンクの設定も必要です。

#### 6-4-3-1 デイメンションの要素

デイメンションを構成する要素は次の図表のとおりです。

図表 6-4-5 デイメンションで用いる要素の概略

No	要素の種類	概略
1	表示項目	デイメンションによる表の主たる軸を構成する要素です。報告書インスタンスで、これらの要素に対して、メンバーごとの値をそれぞれ指定します。
2	表	デイメンションによる表の設定を宣言するための要素です。
3	軸	デイメンションによる表の従たる軸(表示項目以外の軸)を設定するための要素です。
4	ドメイン	軸の構成要素の親要素です。デイメンションで表される各軸に対して必ず設定します。
5	デフォルト	コンテキストにおいてメンバー設定がないときの既定値としてのメンバーです。多くの場合、軸の構成要素の合計を表します。 「ドメイン」と同じ要素を用います。 デイメンションデフォルトが設定されている場合、そのメンバーに関するタグ付けに利用するコンテキストは、当該デフォルトメンバーの設定のないコンテキストになります。
6	メンバー	軸の構成要素です。

#### 6-4-3-2 デイメンションの設定

デイメンションで定義する表は、定義リンクベースファイルで設定します。

開示書類等提出者は、主にドメインの子要素となるメンバーをデイメンションに設定します。メンバーは、縦軸又は横軸を表すデイメンションにおいては、提出書類に含まれる表の見出し項目を構成します。報告内容に合わせて定義する必要があります。

#### 6-4-3-3 メンバーの追加

EDINET タクソノミに定義されているデイメンションを利用する場合、必要に応じてEDINET タクソノミのメンバーを再構成(リキャスト)します。また、開示書類等提出者はメンバーを追加できます。メンバーはデータ型に「domainItemType」を指定します。データ型については「5章 スキーマファイルの作成 5-2-1-3 データ型(type)」を参照してください。



#### 6-4-3-4 デイメンション定義時の注意事項

---

デイメンション要素を定義する際の注意事項は、次のとおりです。

**➡ デイメンションデフォルトの定義**

開示書類等提出者は、EDINET タクソノミに設定されているデフォルトメンバーと異なるメンバーをデフォルトメンバーに設定することはできません。

なお、デイメンションデフォルトの設定が不要な場合、省略が可能です。

➡ 連結又は個別のディメンション

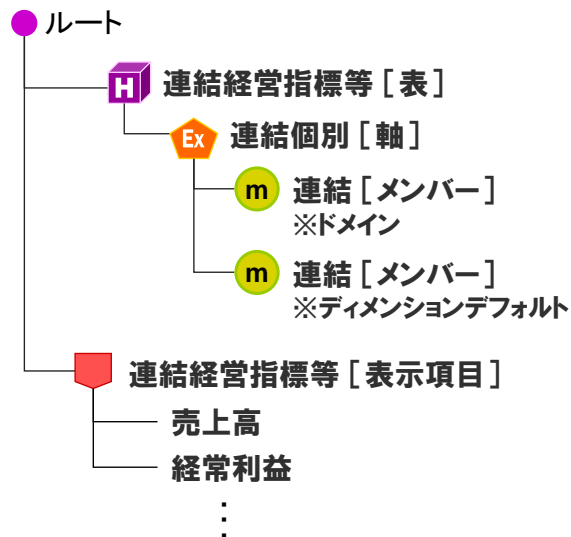
連結又は個別のディメンションは、各詳細ツリーに定義します。

有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」にある「(1)連結経営指標等」を例にディメンション定義を図式化して表すと、次の図表のようなイメージになります。開示書類等提出者は、この定義の中の「表示項目」を報告内容に合わせて定義する必要があります。

図表 6-4-6 ディメンションで定義される構造のイメージ(連結の場合)

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (百万円)	231,282	273,802	303,080	316,934	323,609
経常利益 (百万円)	2,546	8,632	10,898	10,646	15,236
当期純利益 (百万円)	1,235	2,907	3,392	7,558	8,056
包括利益 (百万円)	-	-	-	9,409	6,780
純資産額 (百万円)	81,290	98,045	100,435	225,225	229,563
総資産額 (百万円)	286,829	294,251	298,813	496,837	509,039
1株当たり純資産額 (円)	243.41	295.5	302.94	699.94	702.29
1株当たり当期純利益金額 (円)	3.84	9.04	10.55	23.5	25.05

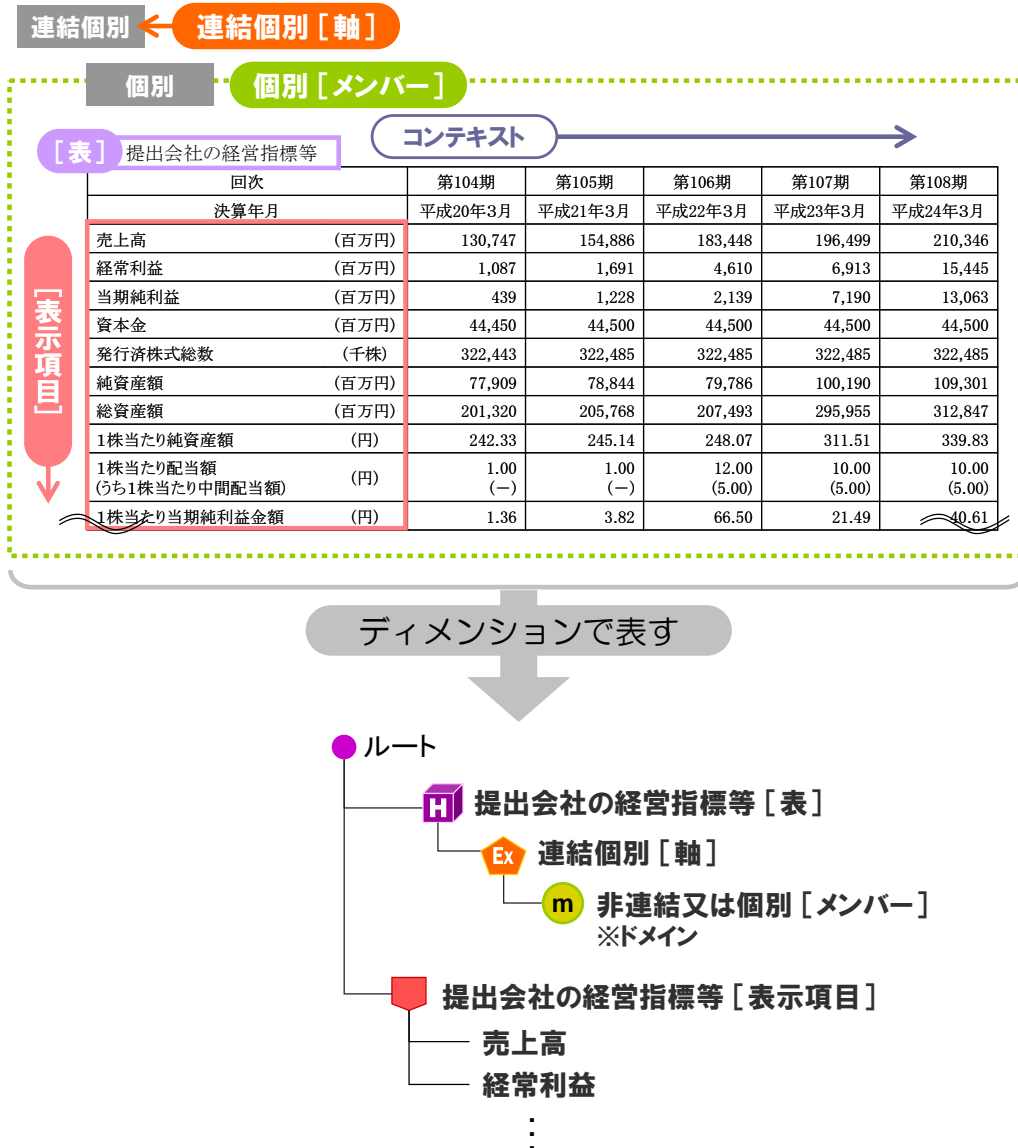
ディメンションで表す



また、有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」にある「(2)提出会社の経営指標等」を例にディメンション定義を図式化して表すと、次の図表のようなイメージになります。

連結の場合との相違点は、「ディメンションデフォルト」の有無で、それ以外は同じです。ディメンションデフォルトについては、「図表 6-4-5 ディメンションで用いる要素の概略」を参照してください。

図表 6-4-7 ディメンションで定義される構造のイメージ(個別の場合)



➡ 値を設定しないメンバー

ディメンションのメンバーは、表示内容と整合するように詳細ツリーに設定します。したがって、値が設定されないメンバーでも表示上存在する場合は、詳細ツリーに設定が必要です。

例えば次の図表のように、株主資本等変動計算書における「**その他利益剰余金**」は、小計の値を記載しないため値を持ちませんが、表示上は存在するため、詳細ツリーに設定します。

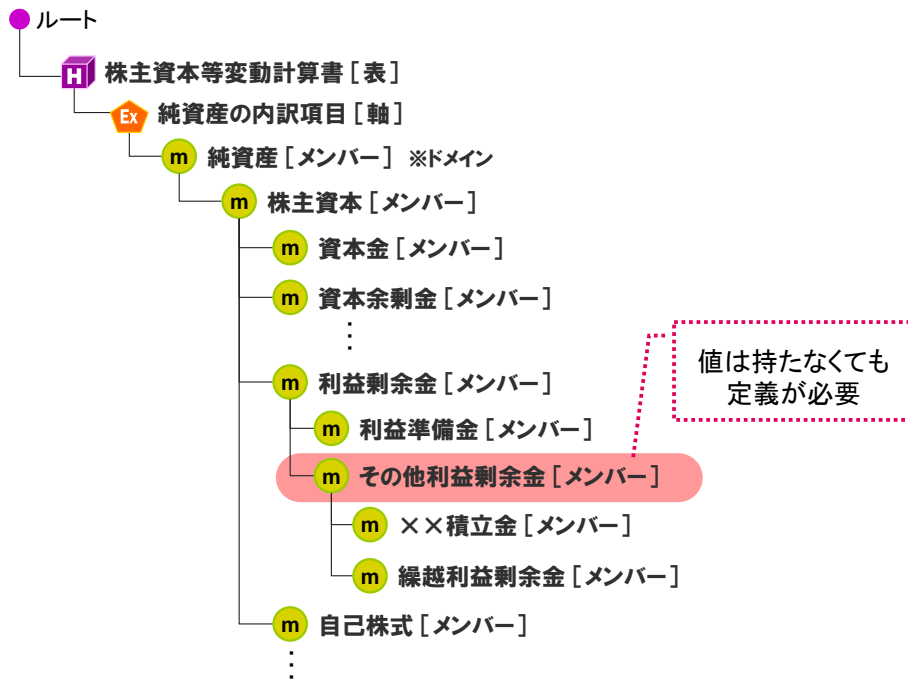
図表 6-4-8 株主資本等変動計算書の例

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計		
		..	資本剰余金合計		その他利益剰余金 ××積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高									
当期変動額									
...									
当期変動額合計									
当期末残高									

「**その他利益剰余金**」は値を持ちませんが、表示上必要な項目です。

↓  
詳細ツリーに定義が必要

図表 6-4-9 株主資本等変動計算書の構造



値は持たなくても定義が必要

## 6-5 計算リンクの定義

計算リンクの定義について説明します。

計算リンクは、勘定科目間の計算関係を定義したファイルで、財務諸表本表にのみ定義します。

図表 6-5-1 計算リンクベースファイルの例

```

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<link:linkbase xmlns:link="http://www.xbrl.org/2003/linkbase"
xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance"
xmlns:xlink="http://www.w3.org/1999/xlink"
xmlns:xbrli="http://www.xbrl.org/2003/instance">
  <link:roleRef roleURI="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jppfs/rol_BalanceSheet"
xlink:type="simple" xlink:href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-
08-31/jppfs_rt_2013-08-31.xsd#rol_BalanceSheet"/>
  ...
  <link:calculationLink xlink:type="extended" xlink:role="http://disclosure.edinet-
fsa.go.jp/role/jppfs/rol_ConsolidatedBalanceSheet">
    <link:loc xlink:type="locator" xlink:href="http://disclosure.edinet-
fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-08-31/jppfs_cor_2013-08-31.xsd#jppfs_cor_Assets"
xlink:label="Assets"/>
    <link:loc xlink:type="locator" xlink:href="http://disclosure.edinet-
fsa.go.jp/taxonomy/jppfs/2013-08-31/jppfs_cor_2013-08-
31.xsd#jppfs_cor_CurrentAssets" xlink:label="CurrentAssets"/>
    <link:calculationArc xlink:type="arc"
xlink:arcrole="http://www.xbrl.org/2003/arcrole/summation-item" xlink:from="Assets"
xlink:to="CurrentAssets" weight="1"/>
  ...
</link:calculationLink>
</link:linkbase>

```

リンクベースファイルの始まり

貸借対照表の計算リンクの定義

①

②

③

リンクベースファイルの終わり

### 解説

「貸借対照表」の①と②の項目について、③で「calculationArc」というタグを用いて計算関係を定義。

### 連結財務諸表で計算リンクを設定する様式

次の様式に計算リンクを定義します。

- ・様式第四号 連結貸借対照表
- ・様式第五号 連結損益計算書
- ・様式第五号の二 連結包括利益計算書
- ・様式第六号 連結株主資本等変動計算書
- ・様式第七号 連結キャッシュ・フロー計算書 直接法
- ・様式第八号 連結キャッシュ・フロー計算書 間接法

## 6-5-1 計算リンクの属性の設定

開示書類等提出者は、独自で勘定科目間の計算関係を計算リンクに定義できます。

計算リンクの定義においては、EDINET タクソノミの計算リンクをそのまま使用又は編集するのではなく、再構成（リキャスト）します。その上で、次の図表にある属性を設定します。

図表 6-5-2 計算リンクで設定する主な属性の一覧

No	属性	値	設定内容	注意点
1	use	optional	計算リンク上で関係が有効であることを表します。	use 属性を指定しなかった場合の既定値は「optional」です。 ※prohibited は指定できません。
2	weight	加算時 1 減算時 -1	加算減算区分を指定します。	必ず指定します。
3	order	0 以上の任意の半角数値(小数も可)	報告項目の順序を指定します。	必ず設定します。 ※親の報告項目が同一である場合、order 属性は一意になるように指定します。

## 6-5-2 計算リンク定義の規約

計算リンクは、次の規約に従って定義します。



- ・開示書類等提出者が作成する計算リンクベースファイルは、一つの提出者別タクソノミにつき1ファイルのみです(命名規約は「4章 提出者別タクソノミのファイル仕様 4-3-6 計算リンクの命名規約」に従ってください。)
- ・EDINET タクソノミの計算リンクベースファイル（パターン別関係リンクベースファイルを含む。）を直接修正しないでください。
- ・親の報告項目が同一である場合、order 属性は一意になるように指定します。
- ・期間時点区分が同一の勘定科目間の加減算関係を、計算リンクに設定します。区分が異なる勘定科目間の加減算関係は、設定できません。 「6-5-3-1 勘定科目間の期間時点区分が異なる場合」
- ・計算リンクの関係が再帰しない（親要素が同一計算関係の子要素ともならないこと。）ように設定します。

### 6-5-3 計算リンク定義時の注意事項

計算リンクを定義する際の注意事項について説明します。

#### 6-5-3-1 勘定科目間の期間時点区分が異なる場合

次の図表のような期間時点区分 (periodType 属性) が異なるものについては、会計上、加減算関係が成立したとしても計算リンクは設定できません。

図表 6-5-3 計算リンクの設定ができない例

No	要素	期間時点区分	金額
(1)	現金及び現金同等物の増加額又は減少額	duration	500
(2)	現金及び現金同等物の期首残高	instant	100
(3)	現金及び現金同等物の期末残高	instant	600

**期間時点区分が異なるため、  
(1) (2) (3)の要素間に計算リンクは設定できません。**

加減算関係  
が成立

#### 6-5-3-2 計算リンクに基づく計算結果の整合性

開示書類等提出者は、インスタンス値 (xsi:nil 属性が「true」を含む。) を指定する要素間の加減算関係を適切に表すよう、計算リンクを定義します。計算リンクの加減算関係に基づくインスタンス値の検算結果は、整合させるべきものです。詳細は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

#### 6-5-3-3 ディメンションにおける計算リンク

株主資本等変動計算書のように、ディメンションを用いる場合、表示項目ごとのメンバー間の計算関係を計算リンクに設定することはできません。メンバーごとの表示項目間の計算関係のみ設定できます。





# 7

## 提出者別タクソノミを 作成する際の注意事 項

● ..... ●  
本章では、その他の提出者別タクソノミ作成時に注意することについて説明します。

## 7-1 詳細タグ付けの範囲及び方針

詳細タグ付けの範囲及び詳細タグ付け方針は、次の「7-1-1 財務諸表本表」から「7-1-9 タグ付けを要しない記載事項」までのとおりです。

タクソミの分割単位は、『EDINET タクソミの設定規約書 別紙 1 タクソミ分割単位』を参照してください。

### 7-1-1 財務諸表本表

次の様式の網掛けされている項目は、詳細タグ付けの対象です。

ただし、IFRS 財務諸表の詳細タグ付けは、任意です。米国基準財務諸表は、詳細タグ付けしません。

#### ➡ 企業内容等の開示に関する内閣府令

#### 第二号様式 有価証券届出書(通常方式)

##### 第二部【企業情報】

##### 第5【経理の状況】

##### 1【連結財務諸表等】

##### (1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【連結附属明細表】

##### (2)【その他】

##### 2【財務諸表等】

##### (1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【附属明細表】

- (2)【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

#### 第二号の四様式 有価証券届出書(新規公開時)

##### 第二部【企業情報】

##### 第5【経理の状況】

##### 1【連結財務諸表等】

##### (1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【連結附属明細表】

##### (2)【その他】

##### 2【財務諸表等】

##### (1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【附属明細表】

- (2)【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

## 第二号の五様式 有価証券届出書(少額募集等)

### 第三部【企業情報】

#### 第4【経理の状況】

##### 1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】
- (4)【キャッシュ・フロー計算書】

##### (5)【附属明細表】

##### 2【主な資産及び負債の内容】

##### 3【その他】

## 第二号の七様式 有価証券届出書(組織再編成・上場)

### 第三部【企業情報】

#### 第5【経理の状況】

##### 1【連結財務諸表等】

##### (1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【連結附属明細表】

##### (2)【その他】

##### 2【財務諸表等】

##### (1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【附属明細表】

##### (2)【主な資産及び負債の内容】

##### (3)【その他】

## 第二号の六様式 有価証券届出書(組織再編成)

### 第三部【企業情報】

#### 第5【経理の状況】

##### 1【連結財務諸表等】

##### (1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【連結附属明細表】

##### (2)【その他】

##### 2【財務諸表等】

##### (1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【附属明細表】

##### (2)【主な資産及び負債の内容】

##### (3)【その他】

## 第三号様式 有価証券報告書

### 第一部【企業情報】

#### 第5【経理の状況】

##### 1【連結財務諸表等】

##### (1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【連結附属明細表】

##### (2)【その他】

##### 2【財務諸表等】

##### (1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【附属明細表】

##### (2)【主な資産及び負債の内容】

##### (3)【その他】

### 第三号の二様式 有価証券報告書(少額募集等)

#### 第一部【企業情報】

#### 第4【経理の状況】

##### 1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】
- (4)【キャッシュ・フロー計算書】

##### (5)【附属明細表】

- 2【主な資産及び負債の内容】
- 3【その他】

### 第四号様式 有価証券報告書(法24条3項に基づくもの)

#### 第一部【企業情報】

#### 第5【経理の状況】

##### 1【連結財務諸表等】

##### (1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【連結附属明細表】

##### (2)【その他】

##### 2【財務諸表等】

##### (1)【財務諸表】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】

##### ⑤【附属明細表】

- (2)【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

### 第四号の三様式 四半期報告書

#### 第一部【企業情報】

#### 第5【経理の状況】

##### 1【四半期連結財務諸表】

- (1)【四半期連結貸借対照表】
- (2)【四半期連結損益計算書】
- (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

##### 2【その他】

### 第五号様式 半期報告書

#### 第一部【企業情報】

#### 第5【経理の状況】

##### 1【中間連結財務諸表等】

##### (1)【中間連結財務諸表】

- ①【中間連結貸借対照表】
- ②【中間連結損益計算書】
- ③【中間連結株主資本等変動計算書】
- ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

##### (2)【その他】

##### 2【中間財務諸表等】

##### (1)【中間財務諸表】

- ①【中間貸借対照表】
- ②【中間損益計算書】
- ③【中間株主資本等変動計算書】
- ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

##### (2)【その他】

### 第五号の二様式 半期報告書(少額募集等)

#### 第一部【企業情報】

#### 第4【経理の状況】

##### 1【中間財務諸表】

- (1)【中間貸借対照表】
- (2)【中間損益計算書】
- (3)【中間株主資本等変動計算書】
- (4)【中間キャッシュ・フロー計算書】

##### 2【その他】

### 第七号様式 有価証券届出書(通常方式)

#### 第二部【企業情報】

#### 第6【経理の状況】

##### 1【財務書類】

- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3【その他】

**第七号の様式  
有価証券届出書(組織再編成)**

第三部【発行者情報】  
第6【経理の状況】

- 1【財務書類】
- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3【その他】

**第九号様式  
有価証券報告書(法24条3項に基づくもの)**

第一部【企業情報】  
第6【経理の状況】

- 1【財務書類】
- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3【その他】
- 4【最近の財務書類】

**第八号様式  
有価証券報告書**

第一部【企業情報】  
第6【経理の状況】

- 1【財務書類】
- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3【その他】

**第九号の三様式  
四半期報告書**

第一部【企業情報】  
第6【経理の状況】

- 1【四半期財務書類】
- 2【その他】

**第十号様式  
半期報告書**

第一部【企業情報】  
第6【経理の状況】

- 1【中間財務書類】
- 2【その他】

➡ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

(注) 外国特定有価証券は、XBRLの対象外。

**第四号様式**  
有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第三部【ファンドの詳細情報】

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益及び剰余金計算書】
- (3)【注記表】
- (4)【附属明細表】

**第六号様式**  
有価証券届出書(内国信託受益証券、内  
国信託社債券及び内国信託受益権)

第二部【信託財産情報】

第2【信託財産の経理状況】

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】

**第四号の三様式**  
有価証券届出書(内国投資証券)

第三部 投資法人の詳細情報

第5【投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【投資主資本等変動計算書】
- (4)【金銭の分配に係る計算書】
- (5)【キャッシュ・フロー計算書】
- (6)【注記表】
- (7)【附属明細表】

**第六号の五様式**  
有価証券届出書(内国有価証券投資事業  
権利等)

第二部【発行者情報】

第3【組合等の経理状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】

**第五号の二様式**  
有価証券届出書(内国資産流動化証券)

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】

4【経理の状況】

**第七号様式**  
有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第一部【ファンド情報】

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益及び剰余金計算書】
- (3)【注記表】
- (4)【附属明細表】

**第五号の四様式**  
有価証券届出書(内国資産信託流動化受益証券)

第二部【特定信託財産情報】

第2【特定信託財産の経理状況】

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【附属明細表】

### 第七号の三様式 有価証券報告書(内国投資証券)

#### 第二部【投資法人の詳細情報】

#### 第5【投資法人の経理状況】

##### 1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【投資主資本等変動計算書】
- (4)【金銭の分配に係る計算書】
- (5)【キャッシュ・フロー計算書】
- (6)【注記表】
- (7)【附属明細表】

### 第九号の五様式 有価証券報告書(内国有価証券投資事業 権利等)

#### 第3【組合等の経理状況】

##### 1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】

### 第八号の二様式 有価証券報告書(内国資産流動化証券)

#### 第4【発行者及び関係法人情報】

##### 1【発行者の状況】

- (1)【発行者の概況】
- (2)【事業の概況】
- (3)【営業の状況】
- (4)【設備の状況】
- (5)【経理の状況】
- (6)【企業集団等の状況】
- (7)【その他】

### 第十号様式 半期報告書(内国投資信託受益証券)

#### 2【ファンドの経理状況】

- (1)【中間貸借対照表】
- (2)【中間損益及び剰余金計算書】
- (3)【中間注記表】

### 第八号の四様式 有価証券報告書(内国資産信託流動化受 益証券)

#### 第1【特定信託財産の状況】

##### 6【特定信託財産の経理状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【附属明細表】

### 第十号の三様式 半期報告書(内国投資証券)

#### 4【投資法人の経理状況】

- (1)【中間貸借対照表】
- (2)【中間損益計算書】
- (3)【中間投資主資本等変動計算書】
- (4)【中間キャッシュ・フロー計算書】
- (5)【中間注記表】

### 第九号様式 有価証券報告書(内国信託受益証券、内 国信託社債券及び内国信託受益権)

#### 第1【信託財産の状況】

##### 6【信託財産の経理状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】

**第十一号の二様式**  
半期報告書(内国資産流動化証券)

3【発行者及び関係法人情報】

(1)【発行者の状況】

- ①【発行者の概況】
- ②【事業及び営業の状況】
- ③【設備の状況】

④【経理の状況】

⑤【その他】

**第十二号様式**  
半期報告書(内国信託受益証券、内国信託社債券及び内国信託受益権)

3【信託財産の経理状況】

(1)【中間貸借対照表】

(2)【中間損益計算書】

**第十一号の四様式**  
半期報告書(内国資産信託流動化受益証券)

2【特定信託財産の経理状況】

(1)【中間貸借対照表】

(2)【中間損益計算書】

**第十二号の五様式**  
半期報告書(内国有価証券投資事業権利等)

4【組合等の経理状況】

(1)【中間貸借対照表】

(2)【中間損益計算書】



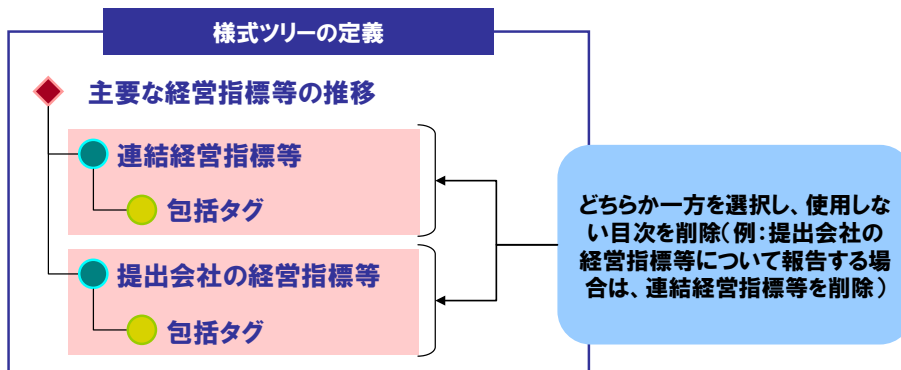
## 7-1-2 開示府令

開示府令の詳細タグ付けの範囲及びタグ付け方針は、次のとおりです。

### ➡ 主要な経営指標等の推移

- ・指標として記載される金額及び数値を個々に詳細タグ付けします。また、それらの金額又は数値のうち、EDINET タクソミで要素が不足するものは、開示書類等提出者が要素を追加する必要があります。
- ・有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書にある「主要な経営指標等の推移」の拡張リンクロールは、年度、半期及び四半期がまとめて一つの拡張リンクロールで定義されています。例えば、四半期報告書を作成する場合は、当該拡張リンクロールの不要箇所（通期及び半期固有の項目）を除き定義する必要があります。また、連結経営指標等又は提出会社の経営指標等は、書類に表示されない場合でも、次の図表のように、様式ツリーの目次項目として定義してください。

図表 7-1-1 四半期報告書の様式ツリー(イメージ)



### ✕ 詳細タグ付けしないケース

- ・脚注は、様式ツリーの包括タグのみとし、詳細タグ付けはしません。
- ・会計期間と勘定科目の存在しない組合せ項目については「-」を表示する場合は、タグ付けしません。例えば「連結中間包括利益」は、中間連結会計期間の包括利益を表す勘定科目です。したがって、「平成 22 年度」及び「平成 23 年度」の項目は中間連結会計期間ではないため存在しない組合せになります。このような場合には、タグ付けをしません。

図表 7-1-2 主要な経営指標等の推移

		平成22年度 中間連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	平成23年度 中間連結会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	平成24年度 中間連結会計期間 (自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	平成22年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	310,790	323,109	330,525	652,659	678,528
連結経常利益	百万円	8,761	10,646	15,263	18,398	22,356
連結中間純利益	百万円	6,035	7,558	8,056		
連結当期純利益	百万円	タグ付けしない		-	12,...	15,871
連結中間包括利益	百万円	7,962	9,409	6,780	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	14,826	16,237
連結純資産額	百万円	218,264	222,081	229,563	220,530	225,225
連結総資産額	百万円	421,603	472,765	509,039	453,538	496,837

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2. ....

表の注釈は様式ツリーの包括タグでタグ付け

包括タグ 詳細タグ

➡ 大株主の状況

大株主の状況及び（該当ある場合は）所有株式に係る議決権上位者の状況は、詳細タグ付けします。  
同じ所有株式数の大株主が複数いる場合は、記載上の順位により第何位とみなします。大株主の状況又は議決権上位者の状況について、16社（者）以上記載する場合は、メンバーを追加します。

✖ 詳細タグ付けしないケース

脚注は、様式ツリーの包括タグのみとし、詳細タグ付けはしません。

図表 7-1-3 大株主の状況

大株主の状況は詳細タグ付け  
※該当がある場合、所有株式に係る議決権上位者の状況も詳細タグ付け

(7)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
〇〇商事株式会社	東京都〇〇区〇〇〇1-2-1	32,715	10.14
〇〇信託銀行株式会社	東京都〇〇区〇〇〇1-4-5	15,969	4.95
株式会社〇〇銀行	大阪市〇〇区〇〇5-15	15,867	4.92
:	:	:	:
株式会社〇〇銀行	東京都〇〇区〇〇〇1-2-3	7,890	2.45
計	-	140,043	43.42

(注) 1. 上記〇〇信託銀行株式会社の所有株式数のうち、.....  
2. ....

表の注釈は目次項目に対応付けた包括タグでタグ付け

包括タグ 詳細タグ

### ➡ 事業等のリスク

「重要事象等」の記載がある場合は、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。

### ➡ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

「重要事象等の分析及び対応」の記載がある場合、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。

### ➡ 経理の状況

冒頭の記載を EDINET タクソミの要素の粒度でタグ付けします。EDINET タクソミの要素で網羅されない事項を記載する場合は、開示書類等提出者自身で要素を追加します。冒頭の記載は連結個別ディメンションを用いないため、連結のみ、又は個別のみの記載事項はそれぞれ別要素となります。

なお、四半期会計期間に係る記載と四半期累計期間に係る記載とを区分してタグ付けすることが困難な場合は、四半期累計期間のコンテキストを利用します。

### ➡ 財務諸表

#### 〔日本基準〕

財務諸表本表は、詳細タグ付けします。

連結個別及び純資産科目は、ディメンションで定義します。注記事項については、次の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」から「セグメント情報等」までを参照してください。

#### 〔IFRS〕

詳細タグ付けは、任意とします。

#### ● 詳細タグ付けしない場合

詳細タグ付けしない場合は、「開示府令タクソミ」の様式ツリーの包括タグを用います。注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。

#### ● 詳細タグ付けする場合

IFRS 財務諸表の一部又は全部を詳細タグ付けする場合は、別インスタンスとし、IFRS タクソミを用いてタグ付けします。

詳細範囲については、次の三つの中から任意に選択します。

- (1) 財務諸表本表のみ詳細タグ付け。
- (2) 財務諸表本表及びセグメント情報を詳細タグ付け。
- (3) 財務諸表全体を詳細タグ付け。

なお、詳細タグ付けしない範囲については、IFRS タクソミのテキストブロック要素又は IFRS タクソミの提出者別追加要素として定義したテキストブロック要素を用いてタグ付けする必要があります。

#### 〔米国基準〕

詳細タグ付けしません。

「開示府令タクソミ」の様式ツリーの包括タグを用います。注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。

### ➡ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針

EDINET タクソミのテキストブロックの粒度でタグ付けし、更に次の（１）から（４）までの項目に該当事項がある場合は、個々の数値をタグ付けします。

- （１）連結子会社の数
- （２）持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数
- （３）持分法を適用した非連結子会社の数
- （４）持分法を適用した関連会社の数

図表 7-1-4 個々の会社数にタグ付けする例

【注記事項】  
 (継続企業の前提に関する事項)  
 当社グループは、当連結会計年度において、.....  
 これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。  
 連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、.....  
 .....  
 しかしながら.....  
 .....であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。  
 なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 27社  
 主要な連結子会社の名称  
 ○○機器㈱  
 .....

(2) 主要な非連結子会社の名称等  
 主要な非連結子会社  
 タイ○○社  
 (連結の範囲から除いた理由)  
 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 17社  
 主要な会社名  
 ○○○㈱

..... テキストブロック    ..... 詳細タグ

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針で使用できる要素は、EDINET タクソミの表示リンク拡張リンクロール「会計方針のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソミにおいて当該要素を用いる場合は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、重要な会計方針等の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

### ✖ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近2連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合（最近連結会計年度に係る連結財務諸表に比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

## ➔ 貸借対照表関係

注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けし、更に次の（1）から（4）までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。

- （1）たな卸資産の注記
- （2）資産の金額から直接控除している引当金の注記
- （3）有形固定資産の減価償却累計額の注記
- （4）受取手形割引高及び（又は）受取手形裏書譲渡高

※ EDINET タクソミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくても構いません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

貸借対照表関係（連結、中間及び四半期を含む。）で使用できる要素は、EDINET タクソミの表示リンク拡張リンクロール「貸借対照表関係のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソミにおいて当該要素を使用する場合は、貸借対照表関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

貸借対照表関係（連結、中間及び四半期を含む。）の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソミを用います。

上記の（1）から（4）までを除く他の注記事項には、個々の金額のタグ付けはしません。

### ✕ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近2事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表に比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

図表 7-1-5 個々の金額にタグ付けする例

【注記事項】  
(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであり

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
商品及び製品	9,642百万円	7,531百万円
仕掛品	3,857	2,909
原材料及び貯蔵品	3,293	2,994
計	16,792	13,434

たな卸資産の注記は  
個々の金額にタグ付け

--- テキストブロック    □ 詳細タグ

図表 7-1-6 個々の金額にタグ付けしない例

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりである

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	個々の金額には タグ付けしない	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物及び構築物	8,888 百万円		8,888 百万円
機械装置及び運搬具	8,888		8,888
土地	8,888		8,888
計	8,888		8,888

テキストブロック

### ➔ 損益計算書関係

注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けをし、更に次の（1）から（3）までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。これら以外の注記事項は、個々の金額のタグ付けはしません。

- （1） たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記
- （2） 主要な販売費及び一般管理費
- （3） 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

※ EDINET タクソミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくても構いません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

損益計算書関係（連結、中間及び四半期を含む。）で使用できる要素は、EDINET タクソミの表示リンク拡張リンクロール「**損益計算書関係のその他の要素**」にも定義されています。提出者別タクソミにおいて当該要素を用いる場合は、損益計算書関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

損益計算書関係（連結、中間及び四半期を含む。）の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソミを用います。

（1）から（3）までを除く他の注記事項には、個々の金額のタグ付けはしません。

### ✕ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近2事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表に比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

図表 7-1-7 個々の金額にタグ付けする例

(連結損益計算書関係)

	前連結会計年度 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)		会計年度 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	
	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用は個々の金額にタグ付け	35,932	百万円	40,208
給料及び手当	18,358		17,399	
減価償却費	9,283		10,561	
代理店手数料				

--- テキストブロック    □ 詳細タグ

図表 7-1-8 個々の金額にタグ付けしない例

	前連結会計年度 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)		会計年度 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	
	※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであるが、個々の金額にはタグ付けしない	8,888	百万円	8,888
機械装置及び運搬具	8,888		8,888	
工具器具備品				
計	8,888		8,888	

--- テキストブロック

## ➡ 包括利益計算書関係、株主資本等変動計算書関係及びキャッシュ・フロー計算書関係

注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けします。

※ EDINET タクソミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくても構いません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

図表 7-1-9 財務諸表等の条文単位でタグ付けする例

（連結包括利益計算書関係）

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

### ※1 その他の包括利益に係る組替調整額

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	8,888百万円	
組替調整額	8,888	8,888百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	8,888	
組替調整額	8,888	8,888
...	...	...

### ※2 その他の包括利益に係る税効果額

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	8,888百万円	8,888百万円	8,888百万円
繰延ヘッジ損益	8,888	8,888	8,888
土地再評価差額金	8,888	8,888	8,888
為替換算調整勘定	8,888	8,888	8,888
その他の包括利益合計	8,888	8,888	8,888

テキストブロック

### ✕ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近2事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表に比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。



## ➔ セグメント情報等

詳細タグ付けします。

ただし、関連情報、差異調整に関する事項及び調整額に係る脚注については、それぞれテキストブロックでタグ付けし、表中又は文中の個々の金額は詳細タグ付けしません。

「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報の表示項目」は、財務諸表本表中の調整対象の勘定科目と同一の要素を必ず用います。このとき、表示科目とラベルとが不一致となることを認めます。

例えば、セグメント利益は「営業利益又は営業損失(△)」、「経常利益又は経常損失(△)」、「税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)」又は「当期純利益又は当期純損失(△)」を用います。また、セグメント資産は「資産」を、セグメント負債は「負債」をそれぞれ用います。

財務諸表本表の要素を「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報の表示項目」として注記事項で適宜利用できます。例えば、銀行業における「資金運用収益」又は「資金調達費用」をセグメント情報として開示する場合は、財務諸表本表の要素を利用します。

セグメントメンバーは開示書類等提出者ごとに追加します。セグメントメンバーを追加する場合は、「5章 スキーマファイルの作成 5-2-2-6 ディメンション要素の設定値 図表 5-2-21 メンバーを表す要素の設定値」に従い、原則として次のように指定します。

- ・標準ラベルは、表示上のセグメント名称と一致させる。
- ・冗長ラベルは、標準ラベルに「、報告セグメント [メンバー]」(英語では「, Reportable segment [member]」)を付加する。
- ・要素名は、英語冗長ラベルを LC3 変換する。

図表 7-1-10 セグメントメンバーを追加する場合



図表 7-1-11 セグメント情報等でタグ付けする例

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	セグメント情報は詳細タグ付け				その他 (注)	合計
	通信機器	計測機器	産業機械	計		
売上高						
外部顧客への売上高	109,851	152,607	40,358	302,816	14,118	316,934
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,161	—	—	2,161	—	2,161
計	112,012	152,607	40,358	304,977	14,118	319,095
セグメント利益	5,684	11,243	878	17,805	967	18,772
セグメント資産	129,708	106,522	71,915	308,145	14,412	322,557
セグメント負債	70,500	97,842	20,500	188,842	—	188,842
その他の項目						
減価償却費	7,492	5,798	3,348	16,638	500	17,138
持分法適用会社への投資額	2,400	2,141	—	4,541	—	4,541
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	11,752	7,497	4,434	23,683	—	23,683

(注) その他には、当社が行っている電子機器レンタル事業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	8,888	8,888
「その他」の区分の売上高	8,888	8,888
セグメント間取引消去	8,888	8,888
連結財務諸表の売上高	8,888	8,888

【関連情報】

前連結会計年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	通信機器	計測機器	産業機械	その他	合計
外部顧客への売上高	8,888	8,888	8,888	8,888	8,888

テキストブロック   詳細タグ

### 7-1-3 特定有価証券開示府令

【ファンドの経理状況】における個別財務諸表は、ディメンションで定義します。

【投資法人の経理状況】における個別財務諸表及び株主資本等変動計算書は、ディメンションで定義します。

### 7-1-4 大量保有報告府令

EDINET タクソミの要素の粒度で詳細タグ付けします。

ただし、次の目次はテキストブロックでタグ付けします。

【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分  
の状況】

【借入金の内訳】

【借入先の名称等】

### 7-1-5 他社株買付府令

目次のうち【買付け等を行った後における株券等所有割合】は詳細タグ付け  
します。これ以外の目次は、様式ツリーの包括タグでタグ付けします。

### 7-1-6 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表

【ファンドの委託会社の経理状況】に、通期の財務諸表に加え中間財務諸表を  
記載する場合は、中間財務諸表本表及び注記事項の全てを「注記事項、委託会  
社等の経理状況[テキストブロック]」に含めてタグ付けします。

### 7-1-7 目次のみ記載される場合

目次のみ記載され、内容が記載されていない場合は、タグ付けの必要はあり  
ません。

例えば、公開買付届出書において、公開買付者が継続開示会社であるために  
【公開買付者の状況】中で目次のみ記載している箇所は、タグ付け不要です。

### 7-1-8 目次要素を追加した場合

開示書類等提出者自身で目次要素を追加した場合、当該目次要素に対応する  
包括タグも様式ツリーへの追加が必要です。詳細タグ付けはしません。

## 7-1-9 タグ付けを要しない記載事項

タグ付けを要しない場合と箇所は、次のとおりです。

### ➡ 府令様式による定型句

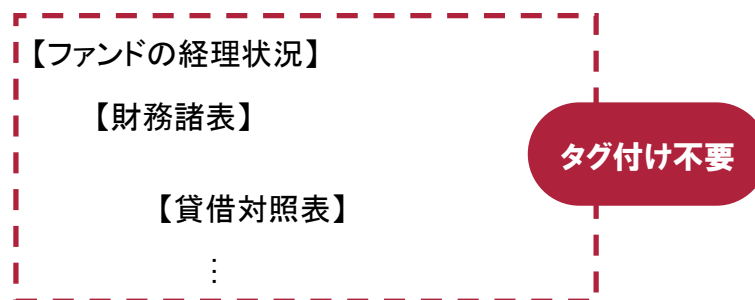
府令様式に定められている定型句は、開示書類等提出者による開示情報ではないため、タグ付け範囲に含める必要はありません。

例えば、開示府令第十一号様式の【募集要項】の冒頭には、「以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。」という定型句が記載されます。当該定型句のタグ付けは不要です。

### ➡ 該当事項がなく目次のみ記載する場合

該当事項がないため、目次のみを記載し、該当事項がない旨を記載しない場合は、当該目次のタグ付けは不要です。

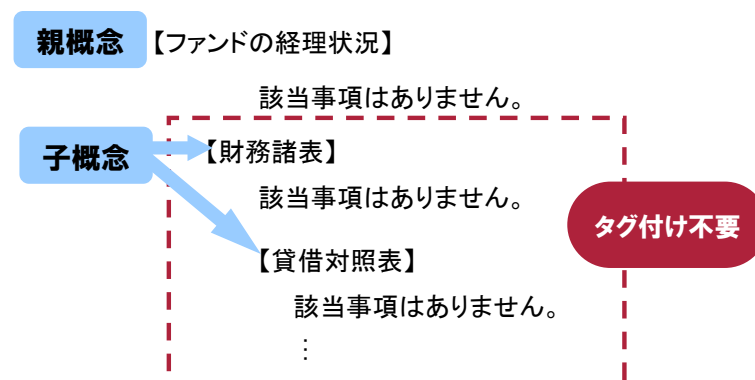
図表 7-1-12 該当事項がなく目次のみ記載する場合の例



### ➡ 親概念で該当事項がない旨を記載する場合

親概念となる目次に対して、該当事項がない旨を記載する場合は、当該目次の子概念となる目次に対する該当事項がない旨のタグ付けは任意です。

図表 7-1-13 親概念で該当事項がない旨を記載する場合の例



## 7-2 訂正報告時の提出ファイル

提出書類全体がインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時は、訂正報告書とともに、訂正後の XBRL 形式書類を構成するファイル一式（提出者別タクソミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイル）を再提出します（訂正報告書に関する記載は、訂正届出書その他の訂正提出書類の場合も同様。ただし、訂正発行登録書は除く。以下同じ。）。IFRS 財務諸表の XBRL を併せて提出している場合は、訂正箇所が IFRS 財務諸表の内か否かにかかわらず、IFRS 財務諸表を含むインライン XBRL のファイル一式を再提出します。なお、「訂正発行登録書」は、「発行登録書」とは別に様式が定められており、XBRL の対象範囲外です。インライン XBRL の再提出が必要な訂正報告に含まれないことに注意してください。

財務諸表本表のみインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時は、財務諸表本表又はその XBRL に訂正がある場合のみ、インライン XBRL の再提出が必要です。

訂正報告書自体は XBRL の対象外です。添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、次の図表のように、提出書類名に続けて「(元号 GG 年 M 月 D 日付け訂正報告書の添付インライン XBRL)」と記載してください。

なお、文言は提出書類名にあわせて適切に記載してください。例えば、有価証券届出書の訂正届出書に添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、「有価証券届出書(元号 GG 年 M 月 D 日付け訂正届出書の添付インライン XBRL)」と記載します。

図表 7-2-1 表紙のイメージ

<b>【表紙】</b>	
<b>【提出書類】</b>	有価証券報告書（平成24年7月20日付け訂正報告書の添付インラインXBRL）
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長

DEI の内容については、「提出回数」及び「訂正の有無」を更新し、「訂正対象書類の書類管理番号」を設定します。

表紙の「提出日」は、当初提出日のまま変更しません。

ファイルの再提出に関する注意点は、次のとおりです。

- (注意点 1) ファイル命名規約に従い、ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}をインクリメント（1ずつ増加）します。
- (注意点 2) ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}が一致していることを確認します。
- (注意点 3) 訂正報告書の場合は、当該書類を提出した日がファイル名の報告書提出回数の後ろの報告書提出日になっていることを確認します。
- (注意点 4) 訂正対象書類の書類管理番号が入力されていることを確認します。
- (注意点 5) 「訂正の種類」について、記載事項を訂正する場合（添付書類のみの訂正及び XBRL を同時に訂正する場合を含む）は「記載事項訂正のフラグ」を「true」にします。記載事項に訂正がなく、XBRL のみを訂正する場合は「XBRL 訂正のフラグ」を「true」にします。  
※両方が同時に「true」になることはありません。
- (注意点 6) 有価証券届出書の訂正時に、訂正前の有価証券届出書における最近事業年度の財務諸表を、次の事業年度の財務諸表に差し替える場合は、ファイル名の「報告書対象期間期末日」を差替え後の直

近の事業年度末日に変更します。また、DEI の当会計期間、比較対象会計期間及び次の四半期又は中間期の会計期間は、必要な場合、財務諸表と整合するように修正します。

- (注意点 7) みなし有価証券届出書及びその関連書類の訂正に関する追加の注意事項については、「7-12 みなし有価証券届出書」を参照してください。

なお、ファイルの命名規約は、「4章 提出者別タクソミのファイル仕様 4-3-1 スキーマファイルの命名規約」及び『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

XBRL の訂正内容に応じて変更が必要になる場合を除き、提出者別タクソミの作成において初回提出の場合又は訂正再提出の場合で、作成方法が変わることはありません。

## 7-3 株主資本等変動計算書

財務諸表本表の詳細ツリーは、連結個別ディメンションを用いて定義します。また、株主資本等変動計算書は、次の図表のように、純資産の構成内容を「ディメンション軸」、変動事由を「関係軸」とした「ディメンション表」で表します。ディメンションについては、「6章 リンクベースファイルの作成 6-4 定義リンクの定義」を参照してください。  
なお、純資産の構成内容のドメイン及びメンバーは「詳細ツリー」で定義します。

図表 7-3-1 株主資本等変動計算書等のツリー構造のイメージ

連結個別 ← 連結個別 [軸]

連結 連結 [メンバー]

【表】 連結株主資本等変動計算書 純資産の内訳項目 [軸]

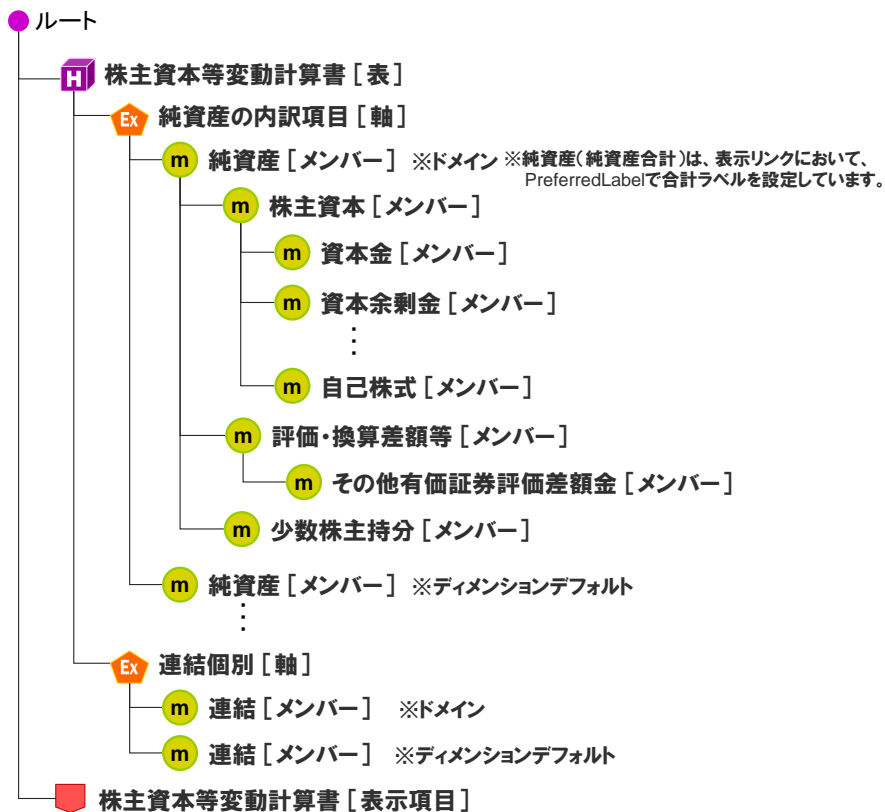
当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	純資産 [メンバー]	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	44,500	51,100	157,714	△4,138	249,176	△27,051	△27,051	3,100	225,225
当期変動額									
剰余金の配当			△3,222		△3,222				△3,222
当期純利益			8,056		8,056				8,056
自己株式の取得				△6	△6				△6
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
当期変動額合計	-	-	4,834	483	5,317	△1,562	△1,562	583	4,338
当期末残高	44,500	51,100	162,548	△3,655	254,493	△28,613	△28,613	3,683	229,563

[表示項目]

↓

ディメンションで表す



## 7-3-1 EDINET タクソミにおける各リンクの設定

株主資本等変動計算書の EDINET タクソミには業種ごとにリンクベースファイルが用意されています。各リンクの設定内容は、次の図表のとおりです。

※ 株主資本等変動計算書は複数のパターンが存在しないため、パターン別関係リンクベースファイルはありません。

※ 開示書類等提出者は、業種に応じて使用するリンクベースファイルを選択してください。

図表 7-3-2 EDINET タクソミにおける各リンクの設定

リンク	設定内容
表示リンク	A 群勘定科目のうち、財務諸表等規則、業法等に基づき、財務諸表中の表示位置及び計算構造を表す勘定科目について、表示上の関係を定義しています。*
計算リンク	表示リンクに定義している勘定科目のうち、当期変動額に対する純資産合計の構造を定義しています。
定義リンク	表示リンクに定義している勘定科目の親子関係を定義しています。使用する要素によってアークロールを「 hypercube-dimension 」 「 dimension-domain 」 「 domain-member」等に変更する必要があります。*
定義リンク(科目一覧ツリー)	A 群勘定科目及び B 群勘定科目を含む全ての勘定科目の親子関係を定義しています。

※ 科目一覧ツリーからB群勘定科目を参照して利用する場合、科目一覧ツリーは全ての要素のアークロールが「general-special」となっているため、必要に応じて属性の変更が必要です。

## 7-3-2 表示リンクの定義

表示リンクには、定義リンクで定義したツリー構造と同一のツリー構造を定義します。ただし、ディメンション軸の構成要素の合計を表すデフォルトメンバーは定義リンクにのみ設定します。表示リンクの定義方法については、「6章 リンクベースファイルの作成 6-3 表示リンクの定義」を参照してください。

なお、ディメンション軸となる純資産の構成内容のうち、「資本剰余金合計」、「利益剰余金合計」等合計項目を記載する場合は、合計ラベルを設定します。例として「利益剰余金合計」を記載する場合の設定内容は、次の図表のとおりです。

また、変動事由における「当期首残高」及び「当期末残高」は、貸借対照表で定義した純資産の部の要素を用いて表現します。その際、「当期首残高」及び「当期末残高」に該当する箇所には同一の要素を設定し、期首及び期末を表すラベルを設定します。



図表 7-3-3 株主資本等変動計算書等に関する表示リンクの設定内容

	株主資本							自己株式	株主資本合計	..	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計					
		..	..	利益準備金	xx積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高												
当期変動額												
...												
当期変動額合計												
当期末残高												

表示リンク <sup>※1</sup>	冗長ラベル	preferredLabel <sup>※2</sup>
利益剰余金に関する表示リンクの定義 (A)		
利益剰余金合計	利益剰余金 [メンバー]	totalLabel
利益準備金	利益準備金 [メンバー]	
その他利益剰余金	その他利益剰余金 [メンバー]	
xx積立金	xx積立金 [メンバー]	
繰越利益剰余金	繰越利益剰余金 [メンバー]	
当期首残高及び当期末残高に関する表示リンクの定義 (B)		
当期首残高	純資産	periodStartLabel
当期変動額	当期変動額 [タイトル項目]	
...		
当期変動額合計	当期変動額合計	
当期末残高	純資産	periodEndLabel

※1: preferredLabel 属性の設定を反映したラベルを記載。

※2: "http://www.xbrl.org/2003/role/"に続くロールの名称のみを記載。

### 7-3-3 計算リンクの定義

計算リンクは、表示項目について定義します。表示項目の計算関係をディメンションメンバーごとにそれぞれ定義することはできません。また、ディメンションメンバーごとに定義しなくても、ディメンションメンバーごとの表示項目の計算関係として適用されます。

株主資本等変動計算書においては、表示項目である当期変動額について定義することによって、ディメンションメンバーである純資産の内訳項目（純資産合計を含む。）ごとの計算関係として適用されます（次の図表における純資産の内訳項目ごとの縦方向です。）。当期変動額の計算関係を純資産の内訳項目ごとにそれぞれ定義することはできません。

計算リンクの定義方法は、「6章 リンクベースファイルの作成 6-5 計算リンクの定義」を参照してください。

図表 7-3-4 株主資本等変動計算書における計算リンクの対象

	株主資本								..	新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計				
		..	..	利益準備金	その他利益剰余金							利益剰余金合計
					××積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高												
当期変動額												
...												
当期変動額合計	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
当期末残高												

計算の方向

### 7-3-4 定義リンクの定義

定義リンクには、株主資本等変動計算書に記載する純資産の構成内容及び変動事由のツリー構造を、表示リンクと類似のツリー構造で定義します。株主資本等変動計算書の表示項目である「純資産」は、表示リンクでは期首残高及び期末残高の二つを定義しますが、定義リンクでは一つのみ定義します。ディメンション軸の構成要素の合計を表すデフォルトメンバーは、定義リンクにのみ定義します。

EDINETタクソミの定義リンクの科目一覧ツリーには、業種ごとにA群勘定科目及びB群勘定科目が定義されています。株主資本等変動計算書に勘定科目を追加する場合は、科目一覧ツリーを参考に定義リンクを定義します。

定義リンクの定義は、「6章 リンクベースファイルの作成 6-4 定義リンクの定義」を参照してください。

## 7-4 有価証券届出書における次の事業年度の四半期又は中間財務諸表の開示

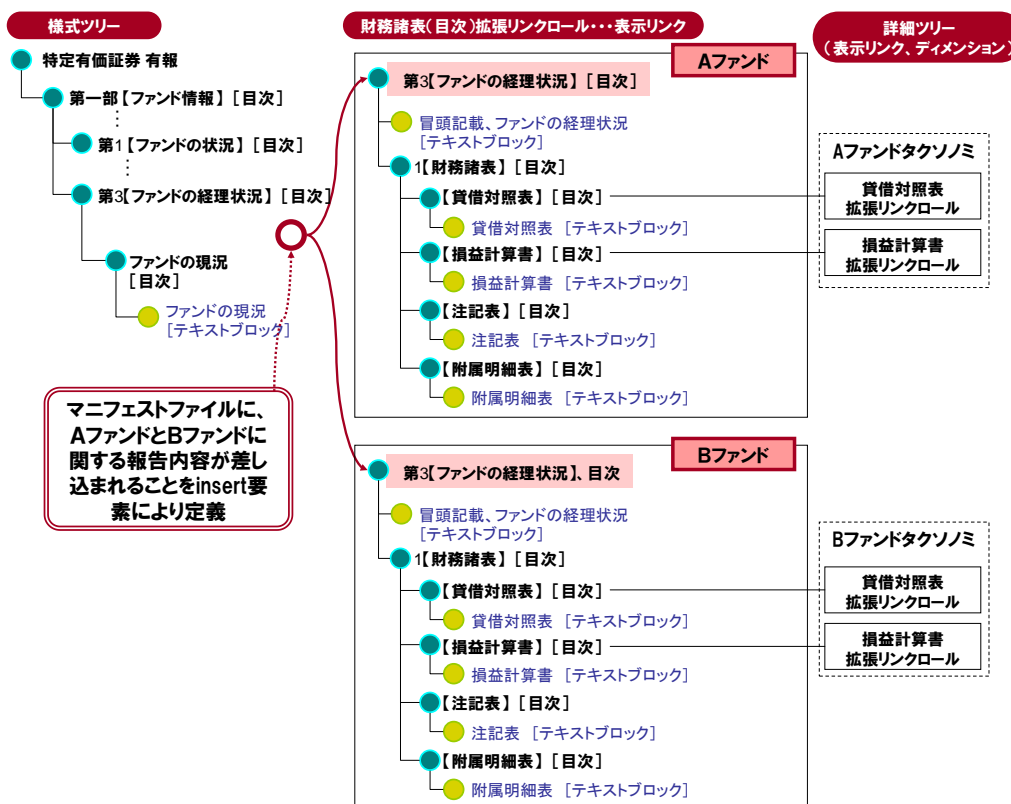
有価証券届出書に記載する次の事業年度における四半期財務諸表又は中間財務諸表を開示する場合、四半期報告書又は半期報告書で使用する財務諸表を表す要素及び拡張リンクロールと同じものを使用します。

## 7-5 シリーズファンドの提出書類の提出者別タクソミ

シリーズファンドの提出書類の提出者別タクソミを作成する場合、経理状況（経理状況がファンドごとにそれぞれ記載する場合に限る。）、財務諸表、注記表及び附属明細表について、ファンドごとにそれぞれ提出者別タクソミ及び報告書インスタンスを作成します。また、マニフェストファイルに insert 要素を用いて、差し込まれる目次内容を定義します。

マニフェストファイルの作成は、『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

図表 7-5-1 シリーズファンドのタクソミの例



マニフェストファイルに、AファンドとBファンドに関する報告内容が差し込まれることをinsert要素により定義

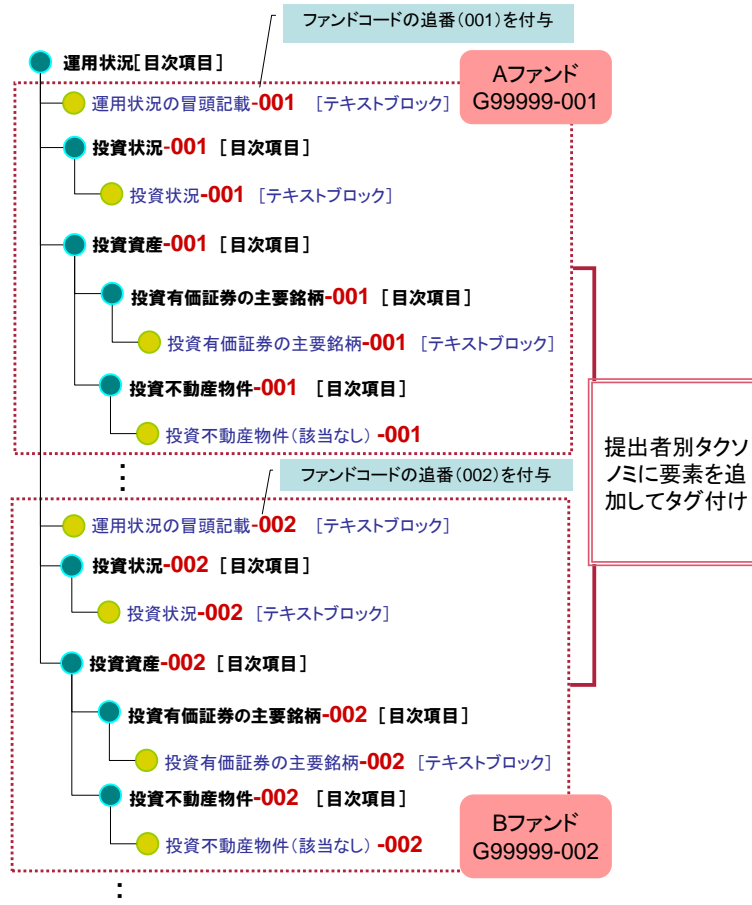
## 7-5-1 ファンドごとに目次項目を分割する場合

財務諸表以外の箇所で、ファンドごとに目次項目を分割する場合は、EDINETタクソミの要素は使用せず、ファンドの財務諸表で使用するファンドコードの追番（3桁）を、要素名及び冗長ラベルの末尾に付与した要素を追加してください。提出者別タクソミの構造は「図表 7-5-3 ファンドごとに目次項目を分割してタグ付けするイメージ(1)」又は「図表 7-5-4 ファンドごとに目次項目を分割してタグ付けするイメージ(2)」を参考にしてください。

図表 7-5-2 財務諸表以外の箇所をファンドごとに目次項目を分割する例

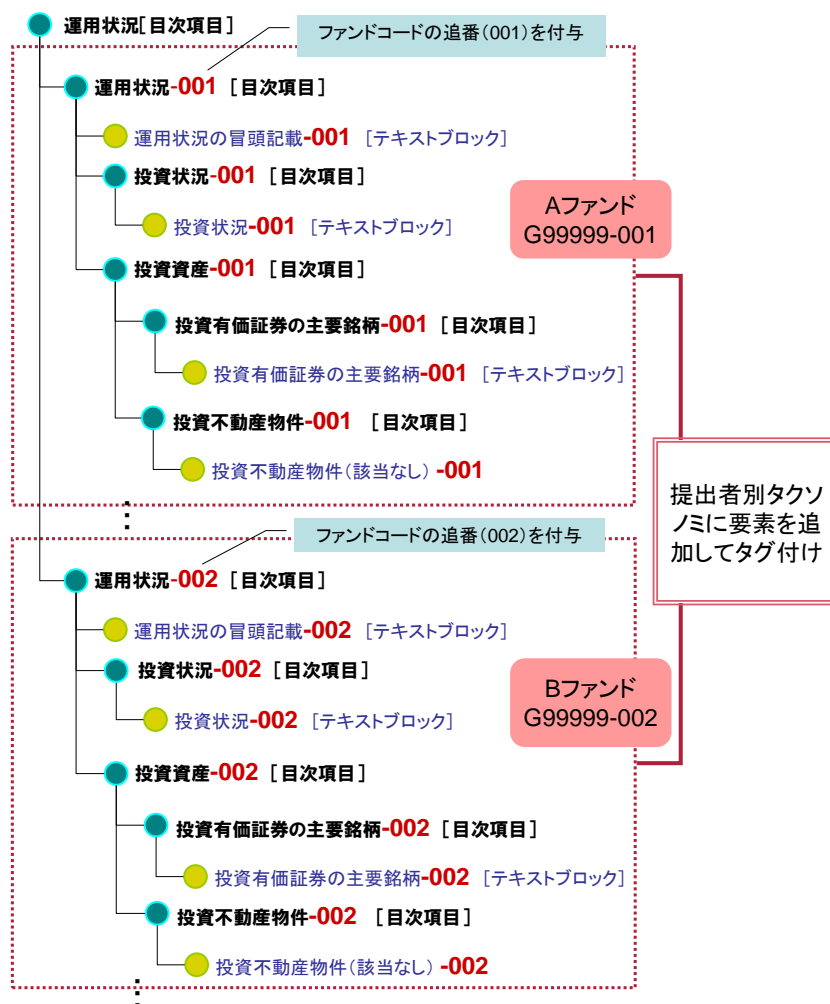
項目	A ファンド	B ファンド	
●スキーマファイルに設定			
ファンドコードー追番	G99999-001	G99999-002	
要素名	StatusOfInvestment001Heading	StatusOfInvestment002Heading	
●名称リンクファイルに設定			
標準ラベル	(日本語)	投資状況	投資状況
	(英語)	Status of investment	Status of investment
冗長ラベル	(日本語)	投資状況-001 [目次項目]	投資状況-002 [目次項目]
	(英語)	Status of investment-001 [heading]	Status of investment-002 [heading]

図表 7-5-3 ファンドごとに目次項目を分割してタグ付けするイメージ(1)



図表 7-5-4 ファンドごとに目次項目を分割してタグ付けするイメージ(2)

ファンドごとに目次項目を繰り返す単位でグループ化した構造とする場合



## 7-6 独立監査人の報告書

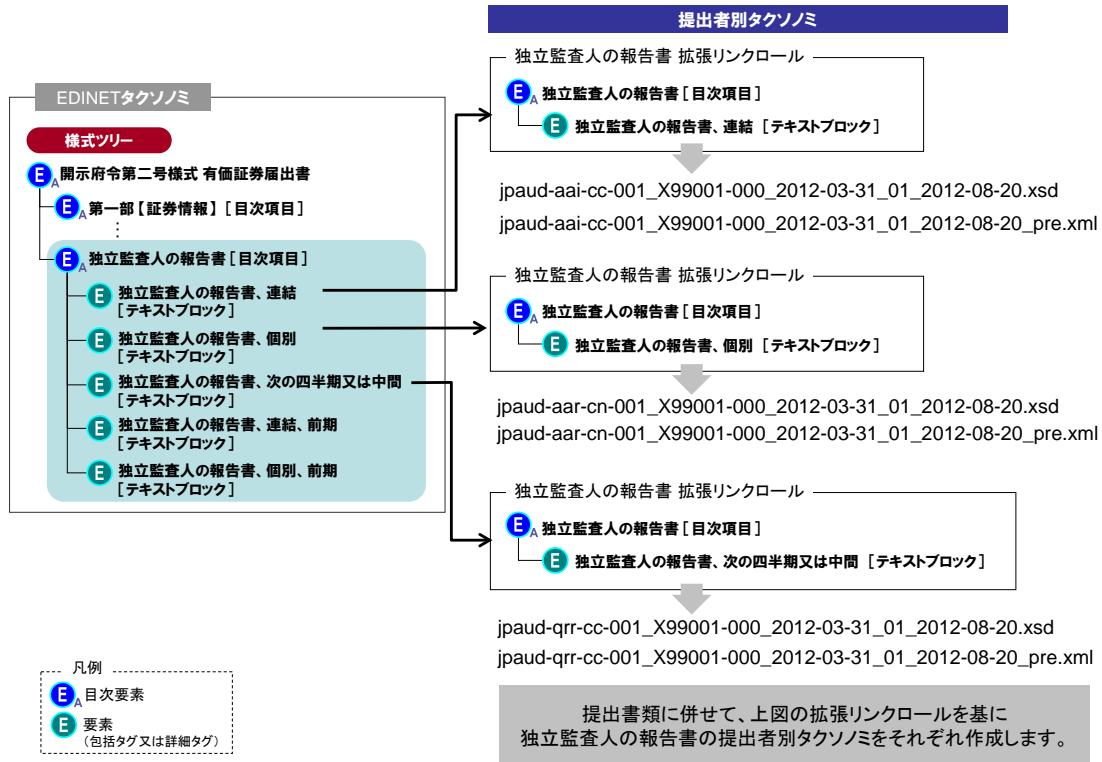
独立監査人の報告書を作成する際の注意事項について説明します。



- ・ 報告書本文とは別に、独立監査人の報告書 1 通ごとに一つの提出者別タクソミを作成します。
- ・ 関係リンクベースファイルは、表示リンクのみを作成します。
- ・ EDINET タクソミに定義されている拡張リンクロール「[http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jpcrp/rol\\_IndependentAuditorsReport](http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jpcrp/rol_IndependentAuditorsReport)」(\*) を使用し、EDINET タクソミの様式ツリーに定義されている「独立監査人の報告書 [目次項目]」をルート要素として提出者別タクソミを作成します。

\*企業内容等の開示に関する内閣府令の場合の roleURI

図表 7-6-1 独立監査人の報告書の拡張リンクロール(イメージ)



## 7-7 連番による要素追加

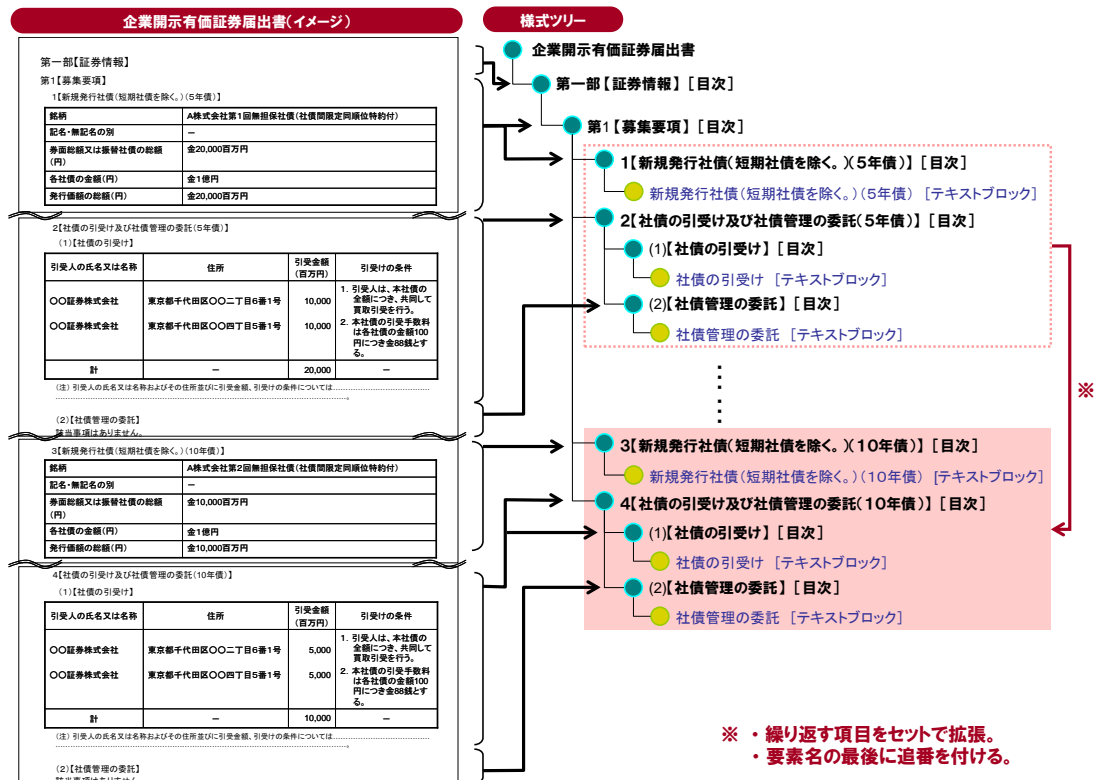
EDINET タクソミで用意されている一つの要素に対応する記載事項が、複数箇所又は複数ファイルに分離する場合、要素の追加が必要です。その際、原則としては要素概念を適切に表すラベル及び要素名を定義する必要がありますが、「7-7-1 繰り返し目次がある場合の要素の追加及び名称リンクの設定の考え方」及び「7-7-2 注記事項が複数ファイルになる場合」については、2 から始まる連番を付すことで要素名の一意性を確保します。

### 7-7-1 繰り返し目次がある場合の要素の追加及び名称リンクの設定の考え方

有価証券届出書における複数銘柄の募集要項において同一目次を繰り返し表示する場合、当該同一目次項目全体の要素名を追加し定義します。追加した要素名には要素の一意性を確保するため、連番を付けます。

連番を付ける位置については、「5章 スキーマファイルの作成 5-2-1-1 要素の命名規約 優先度のある要素について」を参照してください。また、この際、EDINET タクソミの要素はラベルの上書きが可能です。例えば、日本語標準ラベルを表示名と一致するように上書きします。

図表 7-7-1 繰り返し目次の例



提出書類の目次が繰り返される場合の要素名及び名称リンクのそれぞれの設定内容は、次の図表のとおりです。

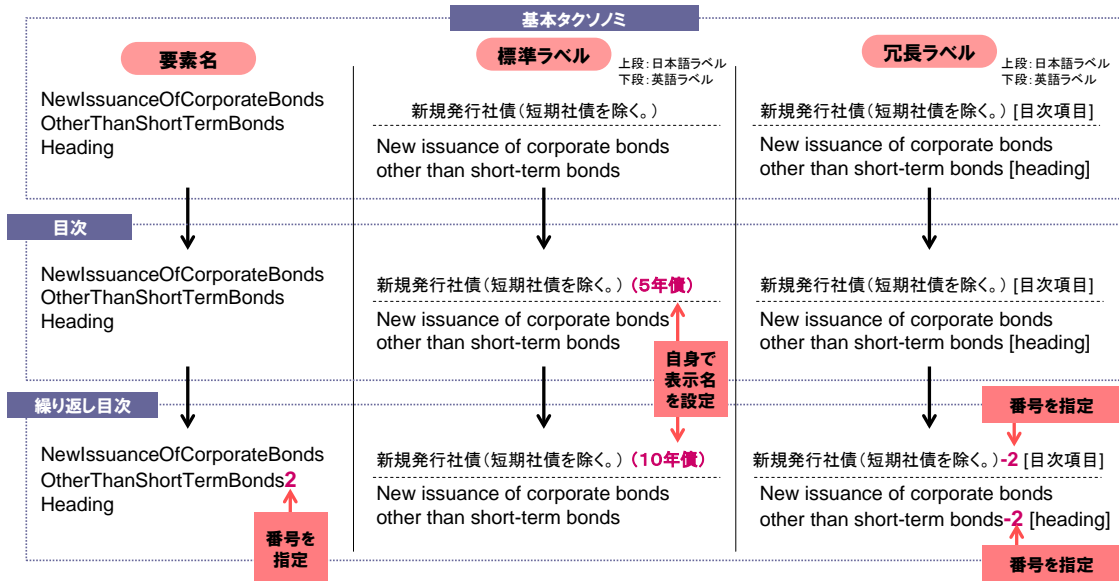
図表 7-7-2 目次が繰り返される場合の要素及び名称リンクの設定値

項目	設定内容	
●スキーマファイルに設定		
要素名	EDINET タクソミの要素名に連番を付与 ※	
●名称リンクファイルに設定		
冗長ラベル	(日本語)	EDINET タクソミの日本語冗長ラベルに連番を付与 ※
	(英語)	EDINET タクソミの英語冗長ラベルに連番を付与 ※
標準ラベル	(日本語)	例えば、表示名
	(英語)	日本語標準ラベルの英訳

※EDINET タクソミの要素は連番なしです。追加した要素の連番は、2 以降の番号を指定します。ただし、類似の目次項目の追加や削除により、その構成内容を過去の提出書類から変更する場合は、欠番の発生又は項目の出現順と連番との不一致は問題ありません。

繰り返し目次がある場合の要素、標準ラベル及び名称リンクの設定の考え方は、次の図表のとおりです。

図表 7-7-3 繰り返し目次がある場合の要素の追加及び名称リンクの設定の考え方





## 7-7-2 注記事項が複数ファイルになる場合

注記事項が複数ファイルになる場合、二つ目以降のファイルには、開示書類等提出者自身で要素を定義します。当該要素名は、基となる要素の要素名に2以上の連番を設定します。

IFRS財務諸表をEDINETタクソミの様式ツリーの包括タグを使用して提出する場合、開示書類等提出者自身が追加する要素のイメージは、次の図表のとおりです。

※注記事項を複数ファイルに分ける場合、各ファイルに一つ以上の隅付き括弧(【 】)の目次を含む必要があります。隅付き括弧(【 】)の目次が含まれていないと、提出できません。隅付き括弧(【 】)の目次を含められない場合は、分割せず1ファイルで作成します。

図表 7-7-4 開示書類等提出者自身が追加する要素(イメージ)

### 基となる要素

NotesToConsolidatedFinancialStatementsIFRS1TextBlock  
 連結財務諸表注記事項  
 連結財務諸表注記事項(IFRS) [テキストブロック]  
 Notes to consolidated financial statements  
 Notes to consolidated financial statements (IFRS) [text block]

### 追加する要素

NotesToConsolidatedFinancialStatementsIFRS<sup>2</sup>TextBlock  
 連結財務諸表注記事項  
 連結財務諸表注記事項(IFRS)-<sup>2</sup> [テキストブロック]  
 Notes to consolidated financial statements  
 Notes to consolidated financial statements (IFRS)-<sup>2</sup> [text block]

※網掛け・太字部分が「基となる要素」に付与する連番です。  
 2以上の番号を指定します。

米国基準財務諸表をEDINETタクソミの様式ツリーの包括タグを使用してタグ付けする場合、開示書類等提出者自身が追加する要素のイメージは、次の図表のとおりです。

図表 7-7-5 開示書類等提出者自身が追加する要素(米国基準採用時)

### 基となる要素

NotesToConsolidatedFinancialStatementsUSGAAPTextBlock  
 連結財務諸表注記事項  
 連結財務諸表注記事項(US GAAP) [テキストブロック]  
 Notes to consolidated financial statements  
 Notes to consolidated financial statements (US GAAP) [text block]

### 追加する要素

NotesToConsolidatedFinancialStatementsUSGAAP<sup>2</sup>TextBlock  
 連結財務諸表注記事項  
 連結財務諸表注記事項(US GAAP)-<sup>2</sup> [テキストブロック]  
 Notes to consolidated financial statements  
 Notes to consolidated financial statements (US GAAP)-<sup>2</sup> [text block]

※網掛け・太字部分が「基となる要素」に付与する連番です。  
 2以上の番号を指定します。

## 7-8 インライン XBRL と計算リンクについて

次の図表にあるような表で、合計値を表す値を設定する際は、計算リンク上で計算構造を正しく定義してください。

また、合計線の表示は、インライン XBRL に対して開示書類等提出者が設定する必要があります。計算リンクで計算構造を正しく定義しても、合計線は自動設定されません。

図表 7-8-1 計算リンクの定義について

- 1 【連結財務諸表等】  
 (1) 【連結財務諸表】  
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	78,030	95,111
受取手形及び売掛金	77,058	※7 76,965
有価証券	41,625	39,640
たな卸資産	※1 16,792	※1 13,434
繰延税金資産	8,270	6,934
その他	14,717	14,450
貸倒引当金	△839	△735
流動資産合計	235,653	245,799
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2、※4 94,877	※2、※4 107,441
機械装置及び運搬具（純額）	※2、※4 17,579	※2、※4 11,867
土地	※4 29,844	※4 28,742
建設仮勘定	5,752	4,322
その他（純額）	※2 184	※2 234
有形固定資産合計	148,236	152,606
無形固定資産		
ソフトウェア	30,482	27,567
その他	11,311	17,200
無形固定資産合計	41,793	44,767
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 45,252	※3 48,397
その他	29,638	20,090
貸倒引当金	△3,735	△2,620
投資その他の資産合計	71,155	65,867
固定資産合計	261,184	263,240
資産合計	496,837	509,039

合計値を表す値を設定する際には、計算リンクで計算構造を正しく定義すること。

## 7-9 大量保有報告書提出時の DEI に関する設定

大量保有報告書提出時の DEI に関する設定について説明します。

大量保有報告書の DEI は、DEI タクソミに加えて大量保有タクソミの「大量保有報告書の追加 DEI」を用います。次の四項目については開示書類等提出者だけでなく、大量保有者及び共同保有者の情報についても入力が必要です。

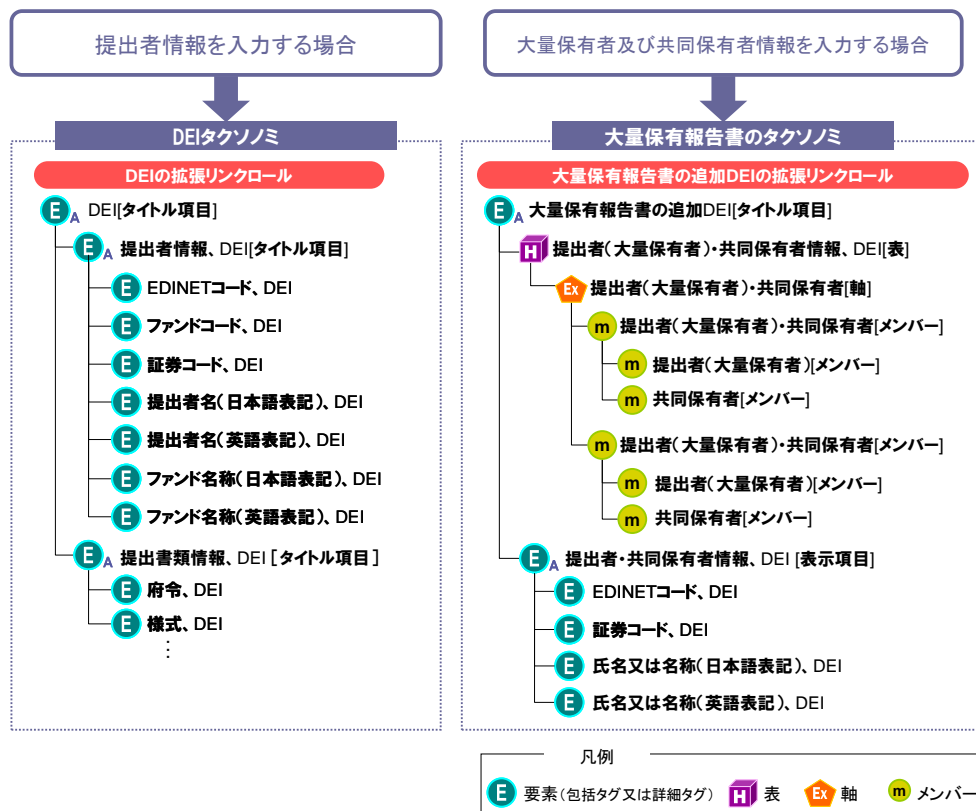
- EDINET コード
- 証券コード
- 氏名又は名称(日本語表記)
- 氏名又は名称(英語表記)

開示書類等提出者の情報を入力する際は、その他の様式と同様に DEI タクソミを使用します。

大量保有者及び共同保有者の情報を入力する際は、大量保有タクソミに定義されている拡張リンクロール「大量保有報告書の追加 DEI」を使用します。大量保有報告書の追加 DEI は、大量保有報告書本文と同様にディメンションで定義されています。

大量保有報告書の提出者が大量保有者である場合、同提出者に関する情報は、DEI タクソミ及び大量保有報告書の追加 DEI の両方を用いてそれぞれ値を設定します。

図表 7-9-1 DEI の入力(イメージ)



なお、大量保有報告書の追加 DEI には、「提出者(大量保有者)」が一名又は一社の場合でもメンバーの追加が必要です。メンバーを追加する際は、「提出者(大量保有者)[メンバー]」又は「共同保有者 [メンバー]」のいずれかの適切な要素の子要素として定義します。

## 7-10 臨時報告書作成時の禁止事項

---

臨時報告書は、EDINET タクソミに設定された提出事由に係る根拠法令に基づき、要素を選択する必要があります。提出者別タクソミに報告内容に係る要素を追加することは禁止します。

また、様式ツリーにおいて、報告書の記載内容に合わせて要素の並び順（order 属性の値）を変更することは可能ですが、親子関係を変更することは禁止します。

## 7-11 IFRS 適用初年度の第1四半期報告書の提出

---

IFRS 適用初年度の第1四半期報告書において、IFRS による前期の連結財務諸表を併せて提示する場合、EDINET タクソミの「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表[テキストブロック]」を用いて包括タグ付けします。詳細タグ付けはしません。

## 7-12 みなし有価証券届出書

募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。募集事項等記載書面及び有価証券報告書を一体として提出される書類を「みなし有価証券届出書」といいます。

みなし有価証券届出書のうち、XBRL 対象様式は、次の2様式です。

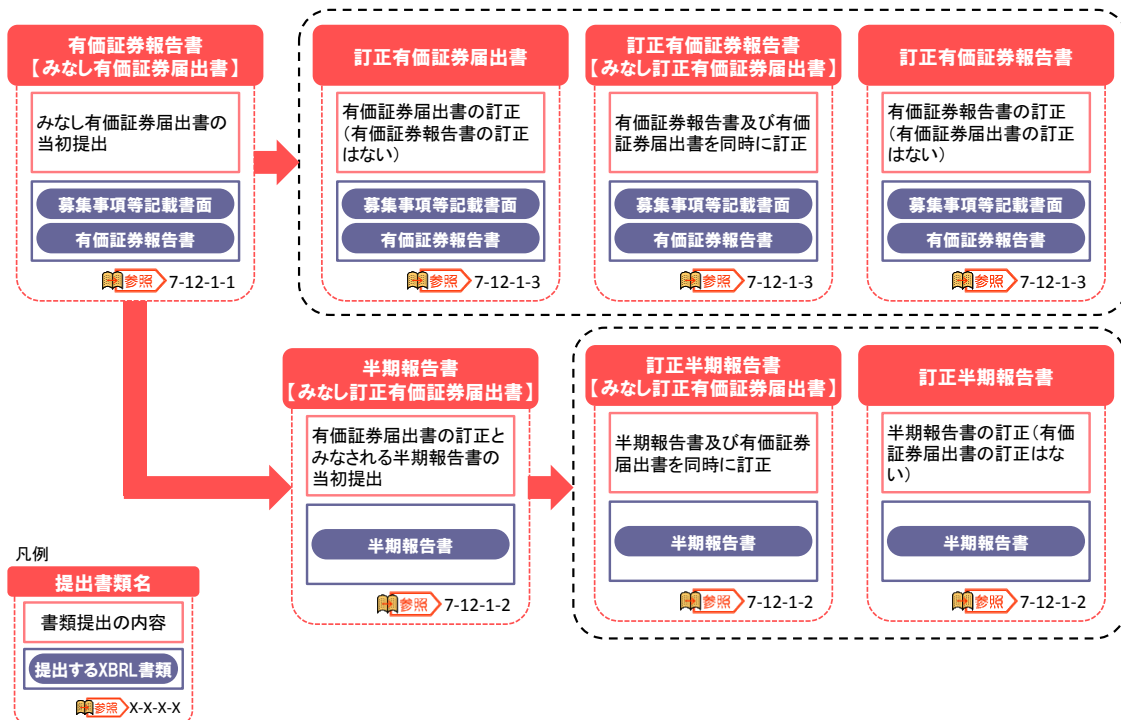
- ➡ 第六号の七及び第七号様式(報告書全体が XBRL 対象)
- ➡ 第六号の九及び第九号様式(財務諸表本表のみ XBRL 対象)

本節の記載と併せて、『提出者別タクソミ作成ガイドライン 添付 6 みなし有価証券届出書設例』を参照してください。

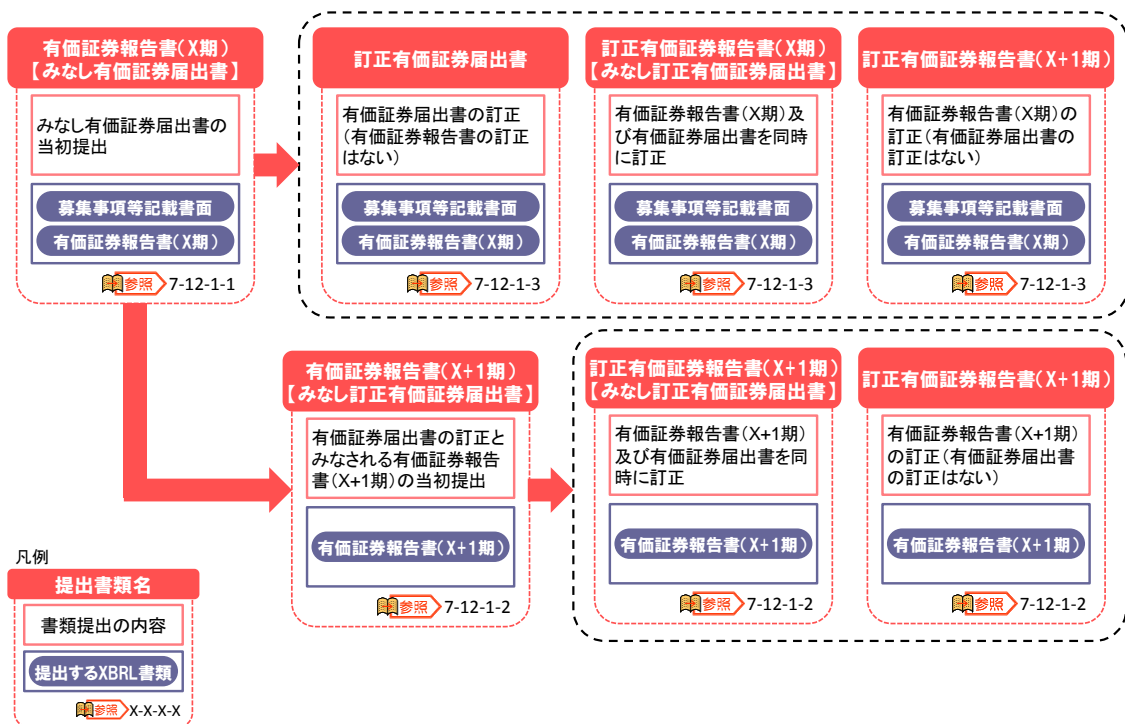
### 7-12-1 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号様式)

第六号の七及び第七号様式(報告書全体が XBRL 対象)及びその関連書類提出の流れは次の二つの図表のとおりです(訂正書類提出の有無及び時系列については多様な可能性があります。)

図表 7-12-1 特定期間が6か月を超える場合



図表 7-12-2 特定期間が6か月の場合



### 7-12-1-1 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号様式)の提出

インライン XBRL に追加 DEI が必要です。追加 DEI 設定の詳細は、「7-12-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI」を参照してください。

表紙の脚注に、有価証券届出書とみなされる旨を記載し、「脚注、表紙 [テキストブロック]」要素でタグ付けします。

表紙には、有価証券報告書と募集事項等記載書面の間で重複する項目がいくつか存在しますが、これらをタグ付けする際には、次の点に注意してください。

#### ➡ 【提出書類】

EDINET タクソミに用意された別々の要素でタグ付けします。

#### ➡ 【提出日】及び【提出先】

それぞれ EDINET タクソミに用意された同一の要素で2回タグ付けします。

#### ➡ 上記以外で重複する項目

原則として同一の要素で2回タグ付けしますが、有価証券報告書と募集事項等記載書面とで記載内容が完全に一致しない場合は、募集事項等記載書面の目次要素を提出者別タクソミで追加することができます。要素の追加の仕方については、「5章 スキーマファイルの作成 5-2 要素の定義」を参照してください。

なお、表紙（有価証券報告書の表紙と募集事項等記載書面の表紙を一体化したもの）及び募集事項等記載書面本文に続く有価証券報告書本文の冒頭には、【有価証券報告書】と記載する必要があります。

### 7-12-1-2 みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書(第七号様式)又は半期報告書(第十号様式)の提出及び訂正

みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書(特定期間が6か月の場合)又は半期報告書(特定期間が6か月を超える場合)を提出する場合(訂正書類の提出を含む。)のインラインXBRL作成方法は、次の二点を除き、みなし有価証券届出書の訂正とみなされない有価証券報告書又は半期報告書と同様です。

- ・ インラインXBRLに追加DEIが必要です。追加DEI設定の詳細は、「7-12-3 みなし有価証券届出書の追加DEI」を参照してください。
- ・ 表紙の脚注に、みなし有価証券届出書の訂正とみなされる旨を記載し、「脚注、表紙 [テキストブロック]」要素でタグ付けします。

### 7-12-1-3 みなし有価証券届出書(第六号の七及び第七号様式)の訂正

みなし有価証券届出書の訂正には次の3種類があります(複数種類の訂正を同日に提出する場合は、複数回に分けて提出する必要があります。)

- ➡ 訂正有価証券報告書【みなし訂正有価証券届出書】
- ➡ 訂正有価証券届出書(訂正有価証券報告書ではない。)
- ➡ 訂正有価証券報告書(訂正有価証券届出書ではない。)

いずれの場合でも、当初提出した募集事項等記載書面と有価証券報告書が一体となったインラインXBRLの上に訂正内容を反映し添付します。訂正の種類によって、添付するインラインXBRLの範囲や訂正回数のお数え方に影響はありません。

訂正書類に添付するインラインXBRLの追加DEIの更新が必要です。追加DEI設定の詳細は、「7-12-3 みなし有価証券届出書の追加DEI」を参照してください。また、訂正報告時の一般的な注意事項は、「7-2 訂正報告時の提出ファイル」を参照してください。

複数回の訂正報告をする場合、発生した訂正内容の全てを添付インラインXBRLに反映します。訂正有価証券届出書(訂正有価証券報告書ではない。)で有価証券報告書部分の訂正(例えば、第二部【委託会社等の情報】第2【その他の関係法人の概況】に販売会社を追加する場合)が発生した場合、それより後に提出される訂正有価証券報告書(訂正有価証券報告書【みなし訂正有価証券届出書】を含む。)に添付するインラインXBRLの有価証券報告書部分は、訂正後の有価証券報告書の状態と異なり、訂正有価証券届出書(訂正有価証券報告書ではない。)の訂正内容が反映された状態となりますが、差し支えありません。

みなし有価証券届出書の訂正とみなされる半期報告書を提出した後であっても、みなし有価証券届出書の訂正書類の添付インラインXBRLに、次の中間期の中間財務諸表を記載しません。また、みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書を提出した後であっても、みなし有価証券届出書の訂正書類の添付インラインXBRLに記載する財務諸表は、みなし有価証券届出書に当初記載された事業年度のみです。

## 7-12-2 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号様式)

第六号の九及び第九号様式(財務諸表本表のみXBRL対象)及びその関連書類提出の流れは次の二つの図表のとおりです(訂正書類提出の有無及び時系列については多様な可能性があります。)

図表 7-12-3 特定期間が6か月を超える場合



図表 7-12-4 特定期間が6か月の場合





### 7-12-2-1 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号様式)の提出

インライン XBRL に追加 DEI が必要です。追加 DEI 設定の詳細は、「7-12-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI」を参照してください。

なお、表紙（有価証券報告書の表紙と募集事項等記載書面の表紙を一体化したもの）及び募集事項等記載書面本文に続く有価証券報告書本文の冒頭には、【有価証券報告書】と記載する必要があります。

### 7-12-2-2 みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書(第九号様式)又は半期報告書(第十二号様式)の提出及び訂正

みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書（特定期間が6か月の場合）又は半期報告書（特定期間が6か月を超える場合）を提出する場合（訂正書類の提出を含む。）のインライン XBRL 作成方法は、次の点を除き、みなし有価証券届出書の訂正とみなされない有価証券報告書又は半期報告書と同様です。

- ・ インライン XBRL に追加 DEI が必要です。追加 DEI 設定の詳細は「7-12-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI」を参照してください。

### 7-12-2-3 みなし有価証券届出書(第六号の九及び第九号様式)の訂正

みなし有価証券届出書の訂正には次の3種類があります（複数種類の訂正を同日に提出する場合は、複数回に分けて提出する必要があります。）。

- ➡ 訂正有価証券報告書【みなし訂正有価証券届出書】
- ➡ 訂正有価証券届出書(訂正有価証券報告書ではない。)
- ➡ 訂正有価証券報告書(訂正有価証券届出書ではない。)

ただし、第六号の九及び第九号様式の財務諸表本表に訂正が生じるのは、訂正有価証券報告書【みなし訂正有価証券届出書】に限られます。訂正有価証券報告書【みなし訂正有価証券届出書】であり、かつ、財務諸表本表に訂正がある場合のみ、インライン XBRL の添付が必要です。訂正書類にインライン XBRL を添付する場合は、追加 DEI の更新が必要です。追加 DEI 設定の詳細は、「7-12-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI」を参照してください。また、訂正報告時の一般的な注意事項は、「7-2 訂正報告時の提出ファイル」を参照してください。

みなし有価証券届出書の訂正とみなされる半期報告書を提出した後であっても、みなし有価証券届出書の訂正書類の添付インライン XBRL に、次の中間期の中間財務諸表を記載しません。また、みなし有価証券届出書の訂正とみなされる有価証券報告書を提出した後であっても、みなし有価証券届出書の訂正書類の添付インライン XBRL に記載する財務諸表は、みなし有価証券届出書に当初記載された事業年度のみです。

### 7-12-3 みなし有価証券届出書の追加 DEI

みなし有価証券届出書及びその関連書類には、通常の DEI に加えて、「**みなし有価証券届出書の追加 DEI**」を使用します。みなし有価証券届出書の追加 DEI は様式によって使い分けが必要となります。

みなし有価証券届出書及びその訂正書類に用いる追加 DEI のファイル名は、「jpsps-dei\_000100-000\_{タクソミ日付}\_def.xml」で、次の二つの要素について設定する必要があります。

- ➡ 有価証券届出書訂正のフラグ
- ➡ 有価証券報告書訂正のフラグ

みなし有価証券届出書の訂正とみなされる半期報告書又は有価証券報告書並びにその訂正書類に用いる追加 DEI のファイル名は、「jpsps-dei\_000200-000\_{タクソミ日付}\_def.xml」で、次の二つの要素について設定する必要があります。

- ➡ 有価証券届出書訂正のフラグ
- ➡ 訂正対象となるみなし有価証券届出書の書類管理番号

## 7-13 ファンドの経理状況(運用未開始)について

特定有価証券開示府令第四号様式 有価証券届出書では、「ファンドの経理状況(運用未開始)」要素が用意されています。当該要素は、運用未開始時の有価証券届出書において、ファンドの経理状況をタグ付けする場合に用いることができます。

運用未開始時の有価証券届出書におけるファンドの経理状況には、次の図表のとおり、該当しない旨に加えて、該当しない旨以外の情報を記載する場合があります。

図表 7-13-1 ファンドの経理状況(運用未開始)の記載例

### 第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成XX年XX月XX日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

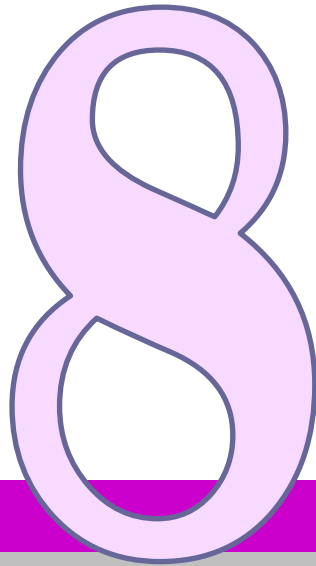
ファンドの会計監査は、委託会社の指定する監査法人が行います。監査証明を受けたファンドの財務諸表は、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)の定めるところによります。

上の図表の記載例は「タグ付け範囲の一部に該当しない旨の記載が含まれるが、タグ付け範囲全体が該当なしではない場合」に該当し、通常 of 要素を用いてタグ付けするケースです。

ただし、運用未開始時の有価証券届出書で、「duration」のコンテキストが設定されていない場合は、periodType 属性の値が「duration」である「ファンドの経理状況」要素でタグ付けすることはできません。この場合は、periodType 属性の値が「instant」である「ファンドの経理状況(運用未開始)」要素でタグ付けしてください。





# 使用するタクソノミの バージョン

● ..... ●  
本章では、タクソノミのバージョンについて説明します。

## 8-1 EDINET タクソミ

EDINET タクソミのバージョン、開示書類の種類及び対象期間は次の「8-1-1 DEI」から「8-1-16 内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書」までのとおりです。

また、「開示書類の種類」には、訂正報告書、訂正届出書又は訂正発行登録書を含みません。

### 8-1-1 DEI

図表 8-1-1 バージョン、開示書類の種類、対象期間(DEI)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	—	次世代 EDINET タクソミを適用する書類

### 8-1-2 財務諸表本表

図表 8-1-2 バージョン、開示書類の種類、対象期間(財務諸表本表)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2015 年版 EDINET タクソミ [2015-03-31]	有価証券報告書	平成 27 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
	有価証券届出書	平成 27 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間を直近の事業年度又は特定期間とする財務諸表等を掲げる書類
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	有価証券報告書	平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	平成 26 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
	有価証券届出書	平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間を直近の事業年度又は特定期間とする財務諸表等を掲げる書類

### 8-1-3 開示府令

図表 8-1-3 バージョン、開示書類の種類、対象期間(開示府令)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2015年版 EDINET タクソミ [2015-03-31]	有価証券報告書	平成27年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	平成27年4月1日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
	有価証券届出書	平成27年3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で平成27年4月1日以後提出する書類  ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が平成27年3月31日以後に終了するもの。
	発行登録書	平成27年4月1日以後提出する書類
	発行登録追補書類	平成27年4月1日以後提出する発行登録書に係る書類
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	有価証券報告書	平成25年12月31日以後に終了する事業年度に係る書類
	四半期報告書 及び半期報告書	平成26年1月1日以後に開始する事業年度に属する四半期又は半期に係る書類
	有価証券届出書	平成25年12月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類(※)及び財務諸表等を掲げない書類で平成26年1月1日以後提出する書類  ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報又は参照書類中の財務諸表の事業年度が平成25年12月31日以後に終了するもの。
	発行登録書	平成26年1月1日以後提出する書類
	発行登録追補書類	平成26年1月1日以後提出する発行登録書に係る書類

### 8-1-4 臨時報告書

図表 8-1-4 バージョン、開示書類の種類、対象期間(臨時報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	臨時報告書	平成26年1月1日以後提出する書類(早期適用可)

## 8-1-5 開示府令 第十七号様式 自己株券買付状況報告書

図表 8-1-5 バージョン、開示書類の種類、対象期間(自己株券買付状況報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	自己株券買付状況 報告書	平成 26 年 1 月 1 日以後提出する書類(早期適 用可)

## 8-1-6 特定有価証券開示府令

図表 8-1-6 バージョン、開示書類の種類、対象期間(特定有価証券開示府令)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2015 年版 EDINET タクソミ [2015-03-31]	有価証券報告書	平成 27 年 3 月 31 日以後に終了する特定期間 に係る書類
	半期報告書	平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する特定期間に 属する半期に係る書類
	有価証券届出書 みなし有価証券届 出書	平成 27 年 3 月 31 日以後に終了する特定期間 を直近の特定期間とする財務諸表を掲げる書 類(※)及び財務諸表を掲げない書類で平成 27 年 4 月 1 日以後提出する書類  ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報 又は参照書類中の財務諸表の特定期間が平 成 27 年 3 月 31 日以後に終了するもの。
	発行登録書	平成 27 年 4 月 1 日以後提出する書類
	発行登録追補書類	平成 27 年 4 月 1 日以後提出する発行登録書に 係る書類
2014 年版 EDINET タクソミ (みなし有価証券届出 書対応版) [2014-07-31]	みなし有価証券届 出書 有価証券報告書 半期報告書	平成 26 年 12 月 1 日以降提出するみなし有価 証券届出書及びその関連書類
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	有価証券報告書	平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する特定期間 に係る書類
	半期報告書	平成 26 年 1 月 1 日以後に開始する特定期間に 属する半期に係る書類
	有価証券届出書	平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する特定期間 を直近の特定期間とする財務諸表を掲げる書 類(※)及び財務諸表を掲げない書類で平成 26 年 1 月 1 日以後提出する書類  ※組込方式又は参照方式の場合は、組込情報 又は参照書類中の財務諸表の特定期間が平 成 25 年 12 月 31 日以後に終了するもの。
	発行登録書	平成 26 年 1 月 1 日以後提出する書類
	発行登録追補書類	平成 26 年 1 月 1 日以後提出する発行登録書に 係る書類



## 8-1-7 特定有価証券開示府令 第二十五号の三様式 自己株券買付状況報告書

図表 8-1-7 バージョン、開示書類の種類、対象期間(特定有価証券開示府令 自己株券買付状況報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2014年12月版 EDINET タクソミ [2014-07-31]	自己株券買付状況 報告書	平成26年12月1日以後提出する書類

## 8-1-8 特定有価証券開示府令 臨時報告書

図表 8-1-8 バージョン、開示書類の種類、対象期間(特定有価証券開示府令 臨時報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2014年版 EDINET タクソミ [2014-03-31]	臨時報告書	平成26年4月1日以後提出する書類
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	臨時報告書	平成26年1月1日以後提出する書類(早期適用可)

## 8-1-9 他社株買付府令 第二号様式 公開買付届出書

図表 8-1-9 バージョン、開示書類の種類、対象期間(他社株買付府令 第二号様式 公開買付届出書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2014年版 EDINET タクソミ [2014-03-31]	公開買付届出書	平成26年4月1日以後提出する書類
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	公開買付届出書	平成26年1月1日以後提出する書類(早期適用可)

## 8-1-10 他社株買付府令 第四号様式 意見表明報告書

図表 8-1-10 バージョン、開示書類の種類、対象期間(他社株買付府令 第四号様式 意見表明報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	意見表明報告書	平成26年1月1日以後提出する公開買付届出書(早期適用可)に係る書類

## 8-1-11 他社株買付府令 第五号様式 公開買付撤回届出書

図表 8-1-11 バージョン、開示書類の種類、対象期間(他社株買付府令 第五号様式 公開買付撤回届出書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	公開買付撤回届出書	平成 26 年 1 月 1 日以後提出する公開買付届出書(早期適用可)に係る書類

## 8-1-12 他社株買付府令 第六号様式 公開買付報告書

図表 8-1-12 バージョン、開示書類の種類、対象期間(他社株買付府令 第六号様式 公開買付報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	公開買付報告書	平成 26 年 1 月 1 日以後提出する公開買付届出書(早期適用可)に係る書類

## 8-1-13 他社株買付府令 第八号様式 対質問回答報告書

図表 8-1-13 バージョン、開示書類の種類、対象期間(他社株買付府令 第八号様式 対質問回答報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	対質問回答報告書	平成 26 年 1 月 1 日以後提出する公開買付届出書(早期適用可)に係る書類

## 8-1-14 自社株買付府令

図表 8-1-14 バージョン、開示書類の種類、対象期間(自社株買付府令)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2014年12月版 EDINET タクソミ [2014-07-31]	公開買付届出書	平成26年12月1日以後提出する書類
	公開買付撤回届出書	平成26年12月1日以後提出する公開買付届出書に係る書類
	公開買付報告書	
2014年版 EDINET タクソミ [2014-03-31]	公開買付届出書	平成26年4月1日以後提出する書類
	公開買付撤回届出書	平成26年4月1日以後提出する公開買付届出書に係る書類
	公開買付報告書	
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	公開買付届出書	平成26年1月1日以後提出する書類(早期適用可)
	公開買付撤回届出書	平成26年1月1日以後提出する公開買付届出書(早期適用可)に係る書類
	公開買付報告書	

## 8-1-15 大量保有府令

図表 8-1-15 バージョン、開示書類の種類、対象期間(大量保有府令)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2014年12月版 EDINET タクソミ [2014-07-31]	大量保有報告書	平成26年12月1日以後提出する書類
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	大量保有報告書	平成26年1月1日以後提出する書類(早期適用可)

## 8-1-16 内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書

図表 8-1-16 バージョン、開示書類の種類、対象期間(内部統制府令 第一号様式 内部統制報告書)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
次世代 EDINET タクソミ [2013-08-31]	内部統制報告書	平成25年12月31日以後に終了する事業年度に係る書類(早期適用可)

## 8-2 表示変換方式の EDINET タクソミ

表示変換方式の EDINET タクソミのバージョン、開示書類の種類及び対象期間は次の図表のとおりです。また、「開示書類の種類」には、訂正報告書又は訂正届出書並びに XBRL の修正を含みます。

図表 8-2-1 バージョン、開示書類の種類、対象期間(表示変換方式の EDINET タクソミ)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2013 年版 EDINET タクソミ [2013-03-01]	有価証券報告書	平成 25 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間に係る書類
	半期報告書及び四半期報告書	平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間又は中間会計期間に係る書類
	有価証券届出書	平成 25 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類
2012 年版 EDINET タクソミ [2012-01-25]	有価証券報告書	平成 24 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間に係る書類
	半期報告書及び四半期報告書	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間又は中間会計期間に係る書類
	有価証券届出書	平成 24 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類
2011 年版 EDINET タクソミ [2011-03-14]	有価証券報告書	平成 23 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間に係る書類
	半期報告書及び四半期報告書	平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間又は中間会計期間に係る書類
	有価証券届出書	平成 23 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類
2010 年版 EDINET タクソミ [2010-03-11]	有価証券報告書	平成 22 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間に係る書類
	半期報告書及び四半期報告書	平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間又は中間会計期間に係る書類
	有価証券届出書	平成 22 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類
2009 年版 EDINET タクソミ [2009-03-09]	有価証券報告書	平成 21 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間に係る書類
	半期報告書及び四半期報告書	平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間又は中間会計期間に係る書類
	有価証券届出書	平成 21 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度又は特定期間を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類

バージョン	開示書類の種類	対象期間
2008年版 EDINET タクソミ [2008-02-01]	有価証券報告書、半期報告書、 四半期報告書及び有価証券届 出書	上記以外の書類

## 8-3 IFRS タクソミ

IFRS タクソミのバージョン、開示書類の種類及び対象期間は次の図表のとおりです。

図表 8-3-1 バージョン、開示書類の種類、対象期間(IFRS タクソミ)

バージョン	開示書類の種類	対象期間
IFRS タクソミ 2014	有価証券報告書	平成 27 年 3 月 31 日以後に終了する事業 年度に係る書類
	半期報告書及び四半期報告書	平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年 度に係る書類
IFRS タクソミ 2013	有価証券報告書	平成 26 年 3 月 31 日以後に終了する事業 年度に係る書類
	半期報告書及び四半期報告書	平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年 度に係る書類
IFRS タクソミ 2012	有価証券報告書	平成 25 年 3 月 31 日以後に終了する事業 年度に係る書類
	半期報告書及び四半期報告書	平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年 度に係る書類
IFRS タクソミ 2011	有価証券報告書	平成 24 年 3 月 31 日以後に終了する事業 年度に係る書類
	半期報告書及び四半期報告書	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年 度に係る書類
IFRS タクソミ 2010	有価証券報告書	平成 23 年 3 月 31 日以後に終了する事業 年度に係る書類
	半期報告書及び四半期報告書	平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年 度に係る書類
IFRS タクソミ 2009	有価証券報告書	平成 22 年 3 月 31 日以後に終了する事業 年度に係る書類
	半期報告書及び四半期報告書	平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年 度に係る書類





# 提出者別タクソミ 作成ガイドライン

平成 27 年 3 月

---